

令和3年第3回（9月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和3年 9月7日 開会

令和3年 9月28日 閉会

東伊豆町議会

令和三年

第三回〔九月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和3年第3回東伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（9月7日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○一般質問	15
楠山節雄君	15
鈴木勉君	29
栗原京子君	37
内山慎一君	47
○散会の宣告	63

第2号（9月8日）

○議事日程	65
○出席議員	66
○欠席議員	66
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	66
○職務のため出席した者の職氏名	66
○開議の宣告	67

○議事日程の報告	6 7
○一般質問	6 7
笠井政明君	6 7
藤井廣明君	8 0
西塚孝男君	9 8
山田直志君	1 0 8
須佐衛君	1 2 7
○会議時間の延長について	1 4 5
○専決承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東伊豆町 一般会計補正予算（第 3 号））	1 4 6
○専決承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東伊豆町 一般会計補正予算（第 4 号））	1 4 8
○専決承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町個人情報保 護条例の一部を改正する条例）	1 5 1
○専決承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町手数料徴収 条例の一部を改正する条例）	1 5 3
○議案第 3 7 号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例について	1 5 4
○散会の宣告	1 5 7

第 3 号 （9月9日）

○議事日程	1 5 9
○出席議員	1 6 0
○欠席議員	1 6 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 0
○職務のため出席した者の職氏名	1 6 0
○開議の宣告	1 6 1
○議事日程の報告	1 6 1
○議案第 3 8 号 令和 3 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 5 号）	1 6 1
○議案第 3 9 号 令和 3 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 7 3

○議案第40号	令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	175
○議案第41号	令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）	177
○議案第42号	令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）	180
○議案第43号	令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）	183
○報告第2号	令和2年度東伊豆町健全化判断比率の報告について	185
○報告第3号	令和2年度東伊豆町資金不足比率の報告について	185
○報告第4号	債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）	187
○意見書案第2号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を 求める意見書について	190
○意見書案第3号	地域経済の存続への支援を求める意見書について	192
○意見書案第4号	地域経済の存続への支援を求める意見書について	194
○議案第44号	令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	196
○議案第45号	令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて	196
○議案第46号	令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	196
○議案第47号	令和2年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て	196
○議案第48号	令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定につ いて	196
○議案第49号	令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	196
○議案第50号	令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出 決算認定について	196
○議案第51号	令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定について	196
○散会の宣告		210
第4号（9月14日）		
○議事日程		211

○出席議員	2 1 1
○欠席議員	2 1 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1 1
○職務のため出席した者の職氏名	2 1 1
○開議の宣告	2 1 2
○議事日程の報告	2 1 2
○議案第 5 2 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	2 1 2
○散会の宣告	2 1 4

第 5 号（9月28日）

○議事日程	2 1 5
○出席議員	2 1 5
○欠席議員	2 1 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1 6
○職務のため出席した者の職氏名	2 1 6
○開議の宣告	2 1 7
○議事日程の報告	2 1 7
○議案第 4 4 号 令和 2 年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	2 1 7
○議案第 4 5 号 令和 2 年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 7
○議案第 4 6 号 令和 2 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 7
○議案第 4 7 号 令和 2 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 7
○議案第 4 8 号 令和 2 年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 7
○議案第 4 9 号 令和 2 年度東伊豆町風力発電特別会計歳入歳出決算認定について	2 1 7
○議案第 5 0 号 令和 2 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出	

決算認定について	2 1 7
○議案第 5 1 号 令和 2 年度東伊豆町水道事業会計決算認定について	2 1 8
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	2 2 8
○閉会の宣告	2 2 8
○署名議員	2 2 9

令和3年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和3年9月7日(火) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 1番 楠山節雄君

1) 町長の政治姿勢について

2) 農業の継承について

3) 学校給食における地場産品の活用支援について

2. 12番 鈴木勉君

1) 町内の交通安全対策について

3. 5番 栗原京子君

1) 幼児の教育環境整備について

4. 10番 内山愼一君

1) 入湯税の引上げ並びにその用途について

2) 事業継続化支援金の再支給並びに町税の減免について

3) 教育委員会事務局社会教育係の熱川支所への移転について

出席議員(12名)

1番 楠山節雄君

2番 笠井政明君

3番 稲葉義仁君

5番 栗原京子君

6番 西塚孝男君

7番 須佐衛君

8番 村木脩君

10番 内山愼一君

11番 藤井廣明君

12番 鈴木勉君

13番 定居利子君

14番 山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	福岡俊裕君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	観光産業課長	山田義則君
建設整備課長	齋藤匠君	教育委員会 教務局長	梅原巧君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国持健一君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

令和3年第3回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には条例の一部改正、令和3年度補正予算、令和2年度一般会計及び7つの特別会計の決算認定などが上程されております。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染力が極めて強いデルタ株の蔓延により、感染が拡大、静岡県を含む21都道府県で緊急事態宣言が発出されております。このような状況から原点に立ち返り、感染防止のため、マスクの着用、手指の消毒、換気の実施など感染防止対策の実施について御協力をお願いいたします。

議員各位におかれましては、健康に留意され、諸議案について十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定足の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第3回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（稲葉義仁君） 議会運営委員長より報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会より、令和3年第3回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会には9名の議会の方より20問の一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解いただき、円滑な質疑・答弁がなされますよう御協力をお願いします。

一般質問については、時間60分以内、一問一答方式で行います。終了後、新型コロナウイルス感染症対策として15分間の休憩を取り、換気を行います。

なお、町長には反問権の行使が認められております。なお、反問権に要する時間は制限時間の60分には含みませんので、御承知ください。

また、質問通告者の中で、7番議員と11番議員より、掲示板の使用と資料配付の願いが出されております。

本定例会の提出議案といたしましては、条例の一部改正案3件、補正予算案8件、報告事項3件、令和2年度一般会計決算認定及び特別会計の決算認定がそれぞれ日程に組み込まれておりますので、よろしく申し上げます。

さらに、議会からは意見書案についての審議も予定されておりますので、よろしく願いいたします。

なお、財政健全化に関する報告第2号、第3号及び一般会計と7つの特別会計の決算認定につきましては、それぞれ一括議題とします。

条例の改正につきましては、説明資料等により簡潔で分かりやすい要点説明とし、また補正予算の説明につきましては、一般会計でおおむね100万円以上、特別会計でおおむね50万円以上で説明すること。また、会計管理者の決算概要の説明につきましては、歳入では、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出では、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額といったしています。

水道課長の説明につきましては、従来どおりすることが協議決定しておりますので、当局の皆さんにもよろしく申し上げます。

令和2年度の決算審査につきましては、一つの特別委員会を設置し、付託案件の御審議をいただくこととします。

また、一般会計の審査におきましては、課ごとで行うことが協議決定しておりますので、御協力をお願いします。

なお、決算の大綱質疑については、行わないことが決定しておりますので、御承知ください。

また、決算審査特別委員会の報告は9月28日とします。

以上の内容を踏まえ、本定例会の会期につきましては、本日から9月28日までの22日間とさせていただきますと思います。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査に関し、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査といたしますので、よろしく願いいたします。

議員各位には活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げまして、議会運営委

員会からの報告といたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、11番、藤井議員、12番、鈴木議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告及び令和2年度の各会計の決算審査意見書につきましては、既に送付しました。

また、議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料につきましては議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ねまして行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様のご御理解と御協力をお願い申し上げます。

7月3日に熱海市伊豆山で発生いたしました大規模土石流により、多数の民家が巻き込まれ、多くの貴い命が奪われました。8月15日には、当町の姉妹都市であります岡谷市におきまして、お盆帰省中の母子が土石流により犠牲となるなど、全国で大雨による被害が拡大いたしました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

熱海市伊豆山では、災害発生から2か月が経過しましたが、現場では依然復旧作業が行われております。災害復旧とともに被災者の生活再建が急がれるところでありますが、これらに向けまして県内各市町の協力も必要であります。このため県内の市町に対しまして熱海市への職員の応援派遣依頼がありました。当町におきましては、まず、災害の発生直後の給水応援依頼に対して2日間、延べ4名の職員を応援派遣いたしました。また、情報開示請求

に対応する事務、罹災証明事務、物資調達支援事務及び被災者給付金事務に延べ19日、4名の職員を応援派遣いたしました。被災地の一日も早い復旧・復興を願うところでございます。

熱海市にて発生いたしました災害は、当町でも起こり得るものでありますので、危険地域にお住まいの方々は、町等が発する情報により、速やかに避難していただくようお願い申し上げます。

当町は7月1日から4日までの梅雨前線による豪雨、また8月15日の大雨に対しまして、各地区の自主防災会の協力をいただきまして、避難所の開設等対応を図ってまいりましたが、これから台風シーズンになります。町民の皆様には各家庭に配布されております防災マップで自宅周辺の被害想定を再確認するとともに、災害への対策、また備えとともに避難場所の確保、確認をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症予防のためのワクチン接種の進捗状況を報告いたします。加速化を進め7月末までに行われた65歳以上の方の優先接種ですが、7月末時点のワクチン接種記録システムのデータで申しますと、1回目の接種済みの方が4,888人で88.74%、2回目の接種済みの方が4,797人で87.09%となりました。現在、一般の方の接種を進めておりますが、65歳以上の方で未接種の方も接種機会がありますので、予約状況を確認いたしまして接種いただきたいと思っております。全年代の接種率ですが、8月末時点で1回目接種済みの方が7,928人で65.59%、2回目の接種済みの方が6,604人で54.6%となっております。引き続きワクチン接種に御協力をお願いいたします。

国内の経済状況ですが、内閣府が先月発表いたしました4月から6月期の国内総生産（GDP）速報値によれば、物価変動を除いた実質ベースの経済成長は、年率換算で1.3%増となりました。

プラス成長は2四半期ぶりです。企業が手控えてきました設備投資が持ち直し、プラスに転じたことなどが寄与しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で成長率全体は低いものとなりました。ワクチン接種の進展や感染力の強いインド由来のデルタ株の感染拡大に伴う相次ぐ緊急事態宣言により、今後の成長率は先行き不透明なものとなっております。

当町の入湯客につきましては、新型コロナウイルス感染拡大が4月から5月にかけて第4波として全国的な広がりを見せ、首都圏からの人の流れが抑制された影響で、前年よりは増加しているものの、コロナ以前の前々年度と比較すると、4月で47%、5月で49%、6月で37.4%と、大変厳しい状況となっております。

また、熱海市伊豆山で発生いたしました大規模土石流により熱海ビーチラインや国道135号が通行止めとなったことで、一時宿泊キャンセルが発生いたしましたが、迂回路の確保が図られたため、影響は最小限にとどめられました。しかし、デルタ株の急速な拡大により、7月になると東京都に緊急事態宣言発令、8月になると首都圏の埼玉県、千葉県、神奈川県にも宣言が拡大されました。本県も急激な感染の拡大により、8月8日よりまん延防止等重点措置の適用が、8月20日より緊急事態宣言が発令され、今後の影響を危惧しているところです。出口がなかなか見えない中で、各旅館、ホテルでは持続的な経営環境の確保に苦慮している状況ですが、関係機関と情報を共有いたしまして、効果的な対策が取れるよう努めてまいります。

次に、今定例会で御審議いただく各会計における令和2年度決算概要につきましては、会計管理者並びに水道課長より上程時に説明いたさせますが、一般会計では歳入総額72億780万円、歳出総額67億9,976万7,000円となり、歳入歳出差引額は4億803万3,000円でございます。このうち翌年度に繰り越すべき財源が876万8,000円であり、これらを差し引いた実質収支額は3億9,926万5,000円でございます。

なお、歳入の根幹をなす町税の令和2年度決算における収納状況は、現年課税が91.44%、現年課税分と滞納繰越分を合わせた町税全体の収納率は88.54%となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響とそれに伴う町税の徴収猶予を受けた状況などもあり、前年度を2.3ポイント下回る結果となりました。

課税面の主な概要は、町税の6割を占める固定資産税が地価下落や家屋等の新築減少などにより、前年から1.0%、1,284万8,000円減となりました。また、入湯税につきましては、国内外の移動や経済活動が制限された影響を受け、前年から43.5%、4,823万7,000円減となり、入湯客数も41万8,000人に落ち込みました。

町税を取り巻く環境は、大変厳しい状況となっておりますが、良質かつ充実した行政サービスの水準を維持するため、町税の公平な負担に力を注ぎまして、コンビニ収納をはじめ納税者の利便性を図る施策を推進し、納期内納付を促すとともに、今後も静岡地方税滞納整理機構及び賀茂地方税債権整理回収協議会などとの連携によりまして、町政運営における貴重な自主財源の確保と町民の信頼に応える納税秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の町の表彰につきましては、各団体等から推薦していただいた方々を町の表彰審査委員会に諮問いたしましたところ、有功者2名を推薦する旨の答申をいただきましたので、

来る11月3日の表彰式において表彰することを決定いたしました。昨年と同様、本年度につきましても式典出席者を限定するなど、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行った上での表彰式により、受賞者を祝福していただきたいと考えております。

7月1日及び2日に、ふるさと納税記念品贈呈事業説明会を開催いたしました。これはふるさと納税返礼品提供事業者の皆様へ令和4年度からの新記念品を登録していただくための説明会でございます。新型コロナウイルス感染症対策のため、会場説明会に加え、同時にオンラインによる説明も配信いたしました。会場に17事業者、オンラインに21事業者が参加いたしました。

令和4年度からの記念品は、町が送料を負担するため、送料を別とした価格設定を行っていただき、他の自治体との競争力を高めていくとともに、魅力ある商品を揃え、ふるさと納税の増額を図ってまいります。

次に、防災関係ですが、去る9月1日、防災の日に、南海トラフを震源とする突発型の大規模地震を想定した訓練を実施する予定でございましたが、まん延防止等重点措置の発令に続いて緊急事態宣言が発令されましたので、一般住民の参加は行わず、各地域の自主防災会役員において、感染症を踏まえた対応について自主防の体制の確認を実施していただきました。

住民の皆様には、避難における新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策といたしまして3密を避けることが重要となりますので、まずは安全な場所にある家族、親戚、知人宅などへの避難、独自で避難場所の確保が困難な方におきましては、町が指定する避難所への避難など、分散避難を積極的に取り入れていただくことが重要だと考えております。

本年度の訓練は中止となりましたが、災害は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用期間内でも発生する場合がありますので、住民の皆様には、日頃から自らの命は自ら守るを意識し、自分の命を守るには何が必要かを考えていただきまして、自主的に率先した行動が取れるよう、また、地域の防災力の向上が図れるよう、自主防災会と連携、協力していただきたいと考えております。

次に、消防関係ですが、7月16日には女性消防団員による花火教室を町内幼稚園、保育園で行い、花火の安全な取扱いにつきまして子供たちに話をいたしました。また7月25日、8月1日、稲取地区方面隊が可搬ポンプによる自然水利を活用した消火訓練を実施いたしました。町といたしましては、消防団員があらゆる災害に対応できるよう効果的な訓練の実施、また消防署との連携など、消防防災力の充実、強化を図ってまいります。

次に、企画関係ですが、本年度、来年度の2か年で第6次総合計画の策定を予定しており

ます。現在、8月に実施いたしました町民アンケートの集計作業を行っており、現計画の総括と併せて次期計画策定の参考とする予定です。人口減少を前提といたしまして、可能な限り町民の皆様の生活の質を維持していくことを目指して、まちづくりの方向性や守るべき行政サービスの質や量について検討していきたいと考えております。

交流・定住促進事業ですが、昨年度、改修を行ったイーストドックを拠点として、ワーケーション事業を推進しております。「まちまるごとオフィス東伊豆」をテーマに、7月中旬からイーストドックの利用者が利用できるシェアカーを導入し、また8月11日よりワーケーション専用ウェブサイトを公開いたしました。

コロナ禍でテレワークが浸透してきたこともあり、以前では想像もできなかった多様な方がイーストドックを利用しており、関係人口の創出に向けて非常によい流れが生まれていると感じております。今後は、企業対象のモニターツアーを開催する予定となっており、ワーケーションについてどのようなニーズがあるのかをしっかりと把握したいと考えております。

次に、本年度より事業を開始する長期滞在向けのお試し居住施設ですが、大川地区の空き家をお借りすることができたことから、今月中に準備を整え、10月から利用を開始する予定となっております。既に実績の上がっている短期型の施設と合わせまして、移住希望者に当町をよく知っていただくきっかけづくりを進めたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年度から本年度に延期になった全国の草原サミットについてですが、当町に集まったのサミット開催の見通しが立たないことから、9月26日、27日の2日間、ウェブ上で開催することといたしました。当町を含め全国4か所で分科会議を開催するなど、インターネットの特性を生かして遠方からも参加しやすい新しい形のサミットに挑戦することになりましたので、細野高原の保全や利活用についての興味のある町民の皆様にも参加していただきたいと思っております。

次に、住民福祉関係ですが、6月13日、7月18日及び8月22日にマイナンバーカード休日交付の窓口を開設いたしまして、交付11件及び申請14件、延べ25件を受け付けいたしました。マイナンバーカードの交付割合は、8月15日現在で43.81%であることから、引き続き多くの皆様に御取得いただけるよう環境整備に努めてまいります。

7月1日から10日まで、夏の交通安全県民運動が実施されました。朝の街頭指導は天候不順のため中止となりましたが、今月は21日から30日までの秋の全国交通安全運動が行われますので、関係各位には重ねて御協力をお願い申し上げます。

7月6日から14日までの間に6回、各地区にごみ処理の有料化住民説明会を実施いたしま

して、延べ112人の皆様に御参加いただきました。ごみ処理有料化につきましては、既に広報「ひがしいず」などを通じまして御説明してまいりましたが、制度設計が整いましたので、有料化に至るプロセスを御説明し、有料化の仕組みや料金体系、我が町のリサイクルの実態につきまして認識を深めていただけたものと考えております。

ごみ処理有料化の資料及び住民説明会の様子は、町のホームページ及びYouTubeにおきまして閲覧または試聴できますので御活用ください。引き続き、広報や回覧などを活用いたしまして町民への周知に努めてまいります。

福祉関係ですが、10月2日に開催を予定しておりました東伊豆町敬老会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、高齢者が一堂に会して式典を行うことは、感染リスクを、また感染拡大の危険性があるため、出席者の健康・安全面を第一に考えまして、開催は極めて困難な状況であると判断をいたしました。昨年度に引き続きまして中止となりますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、放課後児童クラブや保育園におきましても新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、検温、手洗い、手指の消毒、換気を徹底し、3密にならないよう配慮し、運営してまいりたいと考えております。

次に、健康づくり関係ですが、生活習慣病の早期発見、重症化予防等を目的として予定しておりました特定健診及び一般健診につきましては、6月4日から29日までの間で6日間実施し、771名の方に受診をいただきました。今後は、9月27日から12月20日までの間に11日間、特定健診及び一般健診を予定しております。

また、既に病院の健診や人間ドックを受けている方から健診結果の提出のお願いに加えまして、8月2日より健育会熱川温泉病院並びに康心会伊豆東部病院の両院に御協力いただきまして、個別に特定健診の対応をしていただきまして受診率の向上に努めております。予約につきましては、保健福祉センターにて受け付けておりますので、御利用をお願いいたします。受診後は健診結果によりまして、特定保健指導を受ける必要のある方には別途御案内をさせていただいておりますが、健康寿命の延伸に努めていただくとともに、御自身の生活習慣を見直す機会と捉えまして、ぜひ健康保健指導を受けていただくようお願いいたします。

健康増進ですが、早朝ウォーキングを稲取ゴルフクラブ様の御協力によりまして、感染症対策を考慮し、7月25日に63名の参加者により3年ぶりに実施いたしました。好評を得ているウォーキングで、今後も継続していきたいと考えております。

介護保険関係ですが、高齢者の健康づくりでは、地域のコロナ感染状況を確認しながら各

教室を開催しております。また、コロナ禍、コロナの影響によりまして教室を中止した期間につきましては、個別指導等によりまして自宅でできる運動などを指導し、介護予防に努めていただいております。

次に、建設整備関係ですが、7月2日から6日まで梅雨前線の停滞による大雨により、町道湯ノ沢草崎線の大川汐見崎別荘入り口から伊東市境までの区間、通行止め措置といたしました。町民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。危険を回避し安全に通行していただくための対応ですので、御理解をお願いいたします。また、8月15日には1時間に50ミリを超える雨量が当町で観測され、町内において崩土やまた倒木が発生したため、復旧に要するための費用等を今回の補正予算に計上させていただいております。

次に、観光産業関係ですが、県の財源を活用した宿泊事業者向けの観光地のワーケーション受入環境整備促進事業の補助金の状況につきましては、現在10件の申請があり、事業総額で約2,700万円、補助額では1,282万円となっており、県のヒアリングを経て、事業を実施することが決定しております。

商工関係ですが、8月8日より新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用地域に県の東部20市町と静岡市、浜松市が決まったことを受けまして、静岡県は、措置の対象地域の飲食店に午後8時までの営業時間の短縮、酒類の提供禁止の要請を行いました。町も商工会と連携し、要請内容の周知を行うとともに夜間の見回り等も実施いたしました。また、8月20日からは緊急事態宣言の発令によりまして、同様の申請が9月12日まで延長されております。

なお、協力いただきました飲食店への協力金の申請につきましては、静岡県にて受付を行っておりますので、期間内に忘れずに申請されますようお願いいたします。

事業収益が悪化した事業者に対しまして、持続的な事業の継続を後押しする観点から、支援金を給付する事業継続化補助金につきましては、4月より商工会で受付を行い、一次産業を含む町内企業及び個人事業主を対象に、宿泊業、飲食業、大型施設につきましては20万円を、その他の事業者につきましては10万円の給付金を支給いたしました。給付実績につきましては、20万円の給付が134件、2,680万円、10万円の給付が348件、3,480万円となり、合計で482件、総支給額で6,160万円の補助金を事業者に支給いたしました。

同じく商工会で実施しておりますプレミアム商品券発行事業につきましては、6月からの景気喚起対策として大変お得なプレミアム率50%の商品券の販売を行っております。2,395世帯、約1万6,000冊の購入があり、約7,200万円の経済効果となっております。

なお、購入された皆様は、利用期限が9月末までとなっておりますので、忘れずに商品の購入等を済ませるようお願いいたします。

住宅のリフォームにつきましては、新型コロナウイルス感染の影響により、自宅で過ごされる時間が増えた影響でリフォーム需要が大変高まっており、7月末現在で既に50件、753万2,000円の申請があり、予算不足が見込まれることから、今回補正予算を計上させていただいております。

続きまして、イベント関係ですが、昨年実施が見送られた大川の「ほたる観賞の夕べ」につきましては、人が密になることを極力避けるため、5月31日から5日間、平日のみの開催となりました。最終日は雨天中止となったため、実質4日間の大変短い開催期間となりましたが、752名の方が来場され、数多くの蛍が飛ぶ光景を十分堪能されておりました。

次に、教育関係ですが、いまだ新型コロナウイルス感染症の不安が続く中、学校や幼稚園は、対策をしながら運動会をはじめとした各種学校行事を進めておりましたが、2学期はさらに対策を強化した中での学校運営となるため、子供たちも不自由な面があるかと思われまます。町といたしましては、子供たちの学びを止めないことを重視いたしまして、現状でもできることを進めていただくことを大切に考えております。

また、学校では、昨年度から整備いたしました1人1台端末をはじめといたしましたICT環境整備もほぼ整いまして、教員の努力のおかげもありまして、子供たちは着実に端末の扱いに慣れているようです。

1学期中には小中学校におきまして、各家庭への端末の持ち帰りによるオンライン学習などのテストを実施していただき、不測の事態や今後の学習の多様化に備えた対応を研究するなど、学習の機会を絶やさぬよう、さらに進んだ取組も積極的に実施している様子を聞き、町といたしましても感謝している次第であります。

学校の工事関係ですが、稲取中学校のカナリーヤシの伐採が夏休み中に完了いたしました。建設当初から稲取中学校とともに育ってきた思い出のある木ではありますが、歳月を重ねて校舎と同じくらいの高さにまで成長し、葉の落下による事故の危険性や強風による突然の倒木の危険があるなど、管理の限界を迎えておりましたので、誠に残念ではありますが、伐採する決断をさせていただいたところでございます。

また、本年度の補正予算では、工事費を確保させていただいた学校給食センターの空調の設備工事も夏休み中に完了し、食材の安全と職場環境の改善が図られましたので報告させていただきます。

次に、社会教育関係では、誠に残念ではありますが、本年度も町民文化祭は中止となりました。しかし、文化協会の方々が町立図書館におきまして作品展示会を行う計画と伺っております。現在、調整中のようではありますが、様々な分野の方々が交代で展示を行う計画のようですので、皆様も足を運んでくださればと思います。

図書館関係では、4月当初に図書の除菌機を導入いたしました。機器に本を入れますと、送風によりまして自動でページをめくりながら紫外線にて滅菌する仕組みです。除菌は30秒ほどで完了するため、さらに安心して図書館を利用していただけるようになっております。

図書館の各種事業も新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、規模の縮小や内容の変更を行っておりますが、町民の方の心のよりどころとなるよう、今後も努力を続けてまいります。

次に、水道事業関係ですが、水源のリスク分散や動力費などの経費削減につながる事業といたしまして、稲取地区3号井戸周辺の2つの水井戸を活用するための整備工事に着手いたしました。本年度、新規井戸の施設整備と導水管の敷設を行い、来年度には遠方監視システムの改修と薬品注入装置の整備を実施する計画で、令和5年度の供用開始に向けまして整備を進めてまいります。

また、新白田浄水場の基本設計にも着手したところであり、今後設計を進めていく中で、適正なダウンサイジングやスペックダウンなども検討していくことで、水利用者の負担増を極力抑えていきたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスは、変異株であるデルタ株へと急速に置き換わっております。この変異ウイルスは、従来型に比べまして感染力が非常に強く、若年層への急速な感染拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されております。

これまでに、当町におきましても飲食店への営業時間の短縮など、事業者の皆様には感染対策の取組を要請いたしておるところではありますが、感染拡大を防止し、重症者また死亡者の発生を可能な限り抑制するためには、町民の皆様には静岡県が定められた対応方針に続きまして、飲食機会での対策の徹底、人流の抑制などの取組をお願いいたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

○議長（稲葉義仁君） この際、10時25分まで休憩といたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第5 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問、答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間60分には含まれませんので、御承知ください。

◇ 楠山節雄君

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員の第1問、町長の政治姿勢についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） すみません。質問に入る前に、冒頭にちょっとお礼を申し上げたいなということがありましたので。

実は、9月6日付の伊豆新聞に、ビューティージャパンの研修会が東伊豆町で初めて開かれたという記事を見まして、これは地域おこし協力隊の高瀬さんが指導してこういう企画になりました。観光振興を含めて地域の活性化、こうしたことに高瀬さんをはじめ、荒武君ですとか藤田君だとか様々な地域おこし協力隊がよそから来て、東伊豆町のために本当に活躍してくれているなということに、この場を借りてから、改めてちょっとお礼を申し上げたいなということです。ありがとうございます。

今回、私、3問質問をしてありますので、一問一答の形で御答弁をお願いをしたいと思います。

まず、1問目ですが、町長の政治姿勢について。

さきの町長選挙時に今期をもって集大成としたいとして立候補されましたが、以下の点に

ついてお伺いをいたします。

来年度実施される町長選挙に立候補するお考えはいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第1問、町長の政治姿勢については、1点の質問となっておりますので、お答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染拡大によりまして緊急事態宣言が静岡県にも発令中であり
ます。私といたしましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策及び町内経済対策等
へ直面する重要課題に集中いたしまして、今やるべきことに全力で取り組んでいく所存です。

進退につきましては、後援会をはじめ関係者の皆様にも相談の上、判断したいと考えてお
ります。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 今後、関係者も含めて様々な方と相談をして決めたいということです。

町長はもう本当に私より若くて、一番最初の選挙を争ったときに、クリーンなイメージと
いうことで当選をされて、その後もずっと引き続きそのイメージというのは、私は失われて
いないなど。若いし、持病をお持ちだということもちょっとお聞きをされていて、その点は心
配な部分なのかなとは思いますが。私とすると、ほかでやっぱり町長の手腕、不十分
だよという評価をされている方も、それは耳にしますし、いると思います。そんな中で、で
も、町長4期16年、そこの立場に立たないと本当に分からないという、その苦労だとか重責
だとかも含めてあったと思うんですけれども、私は及第点だなという評価をしております。
評価に値するなというふうに思っておりますので、ぜひ立候補に向けて前向きに検討をして
いただければなというふうに思いますけれども、もう一度お考え方を。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 楠山議員には本当そのような評価をしていただいて、本当ありがとう
ございます。本当にこの職に就くということは、大変なことございまして、本当に人に言
えない悩みもあります。もう孤独であることは間違いがありません。そういうので、今、実
際問題、コロナの感染者、少しずつ増えてきておりますもので、まずは11月1日、希望者全
員のワクチンを終わる、これに向けて全力でやっていきたいし、さらに経済対策もいろんな

面で疲弊しておりますもので、様々な面でも応援してやっていきたい。

そして、自分の考えとしては、取りあえず、11月1日、コロナのワクチンが完了したその後、後援会の方と相談しながら。私、この4年間、もう集大成のつもりでいました。しかしながら、一応4年間のうちの2年間は、もうコロナで全然できませんでした。そういうことをいろいろ加味した中で、また河川被害もいろいろあります。いろいろ総合的な判断した中で、後援会、また関係者の皆さんと相談していきたいと考えておりますので、また機会が来ましたら、その決断はお知らせしたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 人それぞれいろんな考え方ありますので、町長のやられていることをいろいろ批判される方もいますし、評価する方もいると思います。私は町長の功績、いろいろあるとは思いますが、当初、就任したときに、財政調整基金約2億円、それが今回決算によって12億まで膨らめられるということで、町とすると、ぜひ10億円は最低ラインということで、そこを目指したということの中で、そこをクリアをしてさらに2億円積立てをする。こうしたことというのは、コロナ対策であったり、今は本当に今までかつて経験をしたことがないと言われるような自然災害、こうしたものにもそうした基金を使って対策が講じられるということで、本当に町とすると、勇気を持って前に進める内容だというふうに思っています。そうしたことというのは、行財政改革を本当に一生懸命進めた結果の積み重ねがこうしたことにも反映されているのじゃないかなということ。

それから、町長、コロナ対策、確実にやりたいよということで、本当にそれが一番やらなければならないことだなというふうに思っていますけれども、反面、やっぱり経済対策だとかも含めて、これらも本当に死活問題の状況になっておりますので、ぜひそれらも含めて対応しなければならない。

幼稚園の統合、小中の一貫教育、あるいは高齢化によって医療費の増大だとか、町に今、課題としてあるものがもう山積をしているわけですよ。そうしたものをぜひ町長の手でこなすというお考え方でいいのかなというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当にありがとうございます。しかし、やっぱりもう非難されるのは当然で、町長でもう褒められた人いませんよ。基本的にはもう非難ばかりで。辞めたとき

にどう評価されるか、辞めてまた5年、10年どう評価されるか。任期中に評価されるという町長って今まで見たことありません。やっぱり当然、首長としてやった中で自分がいいよと思ったことでも、やっぱりそれは他人から見れば、それはよくないでしょうね。やっぱり何回も言っているように、51%の人がオーケー出せば、これはもう町としてもやっぱりそういう信念の中でやってきまして、100%の人の評価得ようなんて、とても考えていません。

そういう中で、いろいろ今、楠山議員が言ったように、いろいろ山積する問題もあります。そういうことをいろいろ加味した中で、また後援会の中で相談した中で、今後のことはもう判断していきます。そういう考えでございますもので、また御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 町長に前向きの考え方をしていただきたいことの中で、私は一番ここも重要だなというふうに思っているのが、現在、今、町長は県の、終わりましたか。全国も終わりましたか。すみません。まだその職に就いているのかなと思ったんですけれども、でも、そういう職を経験をして、国だとか県の役人も含めて、国会議員、県会議員、太いパイプができつつあるなど、できたなというふうに、それは理解をしているんですけれども、そうしたものをぜひ今後の町政にやっぱり生かすべきだなというふうに私は思っています。その考え方の中で前へ進むという気持ちはどんなでしょう。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当この4期の中で、県の町長会長、また全国の副会長もやらせていただきましたけれども、本当、自分にとっては貴重な体験をさせていただきました。また、その中でも人脈も、大変太い人脈できたと考えている。しかし、これを私がやったとしても辞めたとしても、それは当然また何らかの支援はあると考えております。そういう中で、本当、楠山議員は、大変ありがたいエールを送ってもらいました。基本的には、あとは後援会、また関係者の方と相談した中で本当、今後は決めていきたい。この気持ちは変わりませんものですので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 最後にちょっと1点だけ確認をさせてください。

町長は、前回の選挙戦でも後継者の育成ということに触れられていたと思うんですけども、その辺は、例えば、選挙に出る場合でも選挙に出ない場合でも、その辺の考え方というのはどうなんでしょうか。うまくそういう後継者が見つかったのか、育てられたのか。その辺のちょっと確認を1点させてください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 後継者につきましては、鋭意努力しているところでございまして、この場でその辺は差し控えようと思っております。何しろ、後継対象者は鋭意努力している、これだけを御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、農業の継承についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） それでは、第2問、農業の継承について。

農業は観光振興にも重要な役割を果たしていますが、後継者のいない農家の今後についてどのような対応を図るのか、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目、現在、後継者のいない専業農家の数はどのくらいですか。

2点目、後継者のいない農家の事業継承についてどのようにお考えか。

よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第2問、農業の継承につきましては、2点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、令和2年2月1日時点の「農林業センサスの統計調査結果」によると、当町におきましては、一定規模以上の営農をしている経営体は175存在しており、そのうち、後継者が確保されていない経営体は134に上ります。

次に、2点目についてですが、後継者がいない農家の事業継承につきましては、自力での継承が難しく、周辺地域及び農業者間での話合いや農業次世代人材投資事業を活用し、他地域からの後継者の受入れなどを行う必要があると考えます。しかしながら、要因は一様ではなく、農地の状況や、また継承者の意向に沿った対応策を探る必要があり、多くの場合、継

承が困難な状況となっております。

この後継者問題を含む人と農地の問題につきましては、平成30年2月に変更承認されました「東伊豆町地域農業マスタープラン」を基に、昨年度から関係機関と協力いたしまして、具体的なプラン、「人・農地プラン」の実質化の取組を始めております。具体的には、昨年度、稲取のカーネーション農家を対象に、後継者の有無や経営方針等のアンケートを取り、結果を基に農業者間で話し合いを行い、農業継承に役立っているところです。今年度も、同様の取組をかんきつ、イチゴ、花卉施設の農業者において実施する予定となっております。

また、以前からの取組による「マッチング事業」による成果といたしましては、後継者のいない稲取地区の農家の下、この町での営農を希望する新規農業者がその農家から直接指導を受けながら、経営継承事業を実施しており、静岡県農地バンクを仲介とした農地の利用権設定を交わしながら、その農家での営農活動を続けております。

次年度以降につきましては、国の支援事業であるこの経営継承に係る補助事業の活用も検討しております。設備更新などのかかる経費に対しまして、上限100万円を限度とし、国と町で2分の1ずつ負担する制度となっております。事業実施に当たっては、町の財政負担も必要となってきますので、需要の調査等も含めて進めていこうと考えております。

いずれにせよ、地道な取組であります。今後も効率的な農業継承につながる取組を、関係機関との連携を図りながら実施してまいります。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 議長からのお願いを町長にさせていただきますか。

ちょっとマスクをしていると、言葉がちょっと聞き取りにくいもので、次からの答弁、マスクなしで、できましたらお願いをしたいと思います。申し訳ありません。

今、町長のほうから農業センサスの数字ということの中で、175で継承者がいない数字が134ということですか。いや、もうこの数字を見て、私はもうびっくりしたんですけども。私、この問題を取り上げたのは、身近に子供がいるんですけども農業継承をしないよという農家2軒、ここが今後どうなるのかなというすごい不安があって、今回取り上げさせていただきました。

その中で、134というこの数字にちょっと驚きを持っているんですけども。こういう農業、後継者がいないという農家は、本当に高齢化が進んでいるんですね。私の知っている知り合いももう75を超えとか、もう75ぐらい。話をすると、やっぱり夏の猛暑だとか、こう

ということによって作業意欲がなくなってきたという言葉も聞かれます。今、畑のほうもその2軒については、のぞかせていただく機会もあったりして見るんですけども、本当にすばらしい耕作環境にあるんですよ。

心配するのは、後継者がいなくて、どんどん耕作ができなくて、いずれ耕作放棄地になるという、そのことはもう絶対避けなくちゃいけないなというのは、その2名のほかにもいろんな、カーネーションも含めて、漁業なんかもそうでしょうし、いっぱいいると思うんですけども。農業祭を毎年1回やるじゃないですか。その中でも必ず金賞を受賞するような、そういうすばらしいかんきつを栽培している、その2件なんです。ですので、本人たちの意向というのを一番重要視しなければならないと思うんですけども、その辺、本当に補助事業なんかも含めて、いろいろやります。

それから、町長言われたように、入谷のほうでは、新規就農希望者と後継者のいないところのマッチングがうまくいって、農業継承が少しずつされていくという、その環境が生まれてきています。奈良本は、ちょっと頓挫をしているというふうにも聞きますけれども、農家がなかなか自分一人ではできなくなって、農業法人に移行したという、そういう事案もありますので、全国でうまくいっているマッチングの例も参考にしながら、県の農林事務所、農協、それから町の産業課、それから当事者、これらを含めて早急にやっぱり話合いの場を持って、耕作放棄地にならないようなそういう手だてをぜひ考えていただきたいなと思いますけれども。町長のお考え方をお聞きしたいと思います。すみません。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、このセンサスの175の134件、後継者が確保されていない。これ多分兼業農家じゃないかと、自分はそういうふうに考えている。やっぱり基本的には農業で生活ができない、これが一番じゃないですか。ある程度農業で生活ができれば、やっぱり農業やってみようかという。仕事は大変ですけども、農業やってみようかということを考える若者、出てきますけれども。要するに、今の農家ではなかなか飯を食べられない。うちも農家でございますけれども、実家の、息子はやっぱりそっちは観光をやった中で収入を得て、やっぱりミカンとかそういうだけではなかなか生活が困難というようなことで方向転換しております。

そうなるとやっぱり一番は、農業で収入が得られて生活ができる、これが一番と考えています。その中で、うちの町は、やっぱり農業の若手といっても40、50代、これは特に稲取地区ですと、本当に農業に対する真摯な気持ちもやる気もありますもので、この気持ちを萎え

させないような施策、それやっっていかなければならないと考えております。やっぱりこれ以上また耕作放棄地が増えても困りますもので、今、楠山議員が言ったように、いろんな機関との話合い、これは当然、既に町が入らなくても農協とか農林事務所等、若手の中で話をしているようなことも聞いておりますので、これをもっと増やして、今度は町も農林事務所のほうにお願いしたいと考えています。こういう一般質問あったもので、なるべく耕作放棄地を増やさないで、農業後継者ができるようなそういう施策を積極的に町もやりたいので、何とか支援をお願いしますということは、農林事務所には言うつもりでおりますもので。

やっぱりこの農業は一次産業、衰えるということは、町が衰退することでありまして。いざとなった場合は、やっぱり自給自足のことが絶対必要でございますもので、町といたしましては、これはもうぜひとも支援する方向でやっっていきたい、そういう考えでございますので、御理解願いたい。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） 農林業センサスの結果から基づいた形態の数の関係でございますけれども、この175件については、専業、兼業も含んでおる中で、センサスのこの後継者が確保されていないという設問の中で、これらが一定規模以上、経営耕地面積が30アールということで、あと、作物の種別によって違いがあるという中の条件の中で、分母として175件ありまして、後継者が確保されていないということ。そのアンケートに答えられた方が134人に上っているということで、後継者が実際ある、この中でなんですけれども、後継者があるという形は、41経営体という形になっておりますので、御承知願いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 本当に農業だけで生活をしていくというのは、簡単なことではないというふうに私も思っています。当事者からもよくもう本当にサラリーマンが稼ぐ金額なんかを農家で稼ぐのは、本当に至難の業だよというふうなことも言われております。ただ、城東地区は少ないにしても、稲取地区は後継者の多い農家がやっぱり見た目、本当に多いんですよ。だから、やっぱりやり方によって農業でも十分生活をしていくという、そういうことが創り出せるのじゃないかなというように思っております。

先ほど申し上げましたように、もう本当に高齢化が進んでいて、1軒の農家なんかは、やっぱり自分のできる範囲、もう屋根かけも危険が伴うもので、よした。あるいは、もう耕作

も自分の体と相談をしながら、将来的にはどうか、現在ももうできないところには、クヌギを植えたりというふうな、そういうやり方をしているところもありますので、本当に一刻も争うような状況にある専業農家、後継者のいない専業農家というのが、私はもう本当にあると思いますので、課長には過去に意向調査もやっていると思います、農地を持っている方の。そういうものの集約みたいなものを、専業農家ですから、現在、専業農家だけで食べていけるような農家に絞り込んで、ぜひ当事者も含めて意向調査をやって、将来的にどうするのか、早めに決断をして早めに動くということが必要だなというふうに思いますので、ぜひ実現をしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当、楠山議員が言った農業祭を見ると、本当にうちの農業は大したもんだよ。カーネーションなんかね、もう数年に何度か農林大臣賞もらって、これもう本当、町の誇りですよ。やっぱりそういうのがなくなるというのは、本当、町としても衰退じゃないけれども、そういうのはどんどん生かしていきたいと考えています。

当然、楠山議員が言っているような奈良本地区、やっぱり自分の頭に置かれていきます。やっぱりこっちはないなとね。本当にその子たちは、本当、農業にとっていつも農業祭では金賞をもらったり、この技術は大変もうこれから生きていくと思いますもので、やっぱりそういうことが継続できるような方向でやっていきたいなと。

そうすると、やっぱり一番は、以前、農協さんとその当事者が話し合って、耕作放棄地と言った中で、やっぱり人間関係ある程度町が入ってくれなきゃ、ちょっと貸すことができないよと言って、いろんな面でまたそういう方たちと何回か意向調査の中で、また、そういう方たちと話し合った中で、なるべくそういう耕作放棄地ができないような方向、これは、町は真剣に取り組んでいきたい、そう考えております。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） 担当課としても専業農家の継承については、非常に重要だと考えております。そのために「人・農地プラン」ということで、東伊豆町の地域マスタープラン、これがつくられております。これは中核農家が、まず、人、そしてそこに農地があると。それをいかに結びつけて、使える農地をいかに有効活用してもらって、引き継いでもらうかということで、その実質的な行動ということを昨年度から行い始めております。その第一がまずカーネーション農家であったということで。今後それらを広げていきたいと思えます。

結局は農地の土地の流動化、これをいかに進めるかということが施策上重要かと思えます。そして、先ほどから話しているとおりに、このマッチング事業、これについては、一番重要なことだと考えております。これについては、農協、そして営農関係なんですけれども、それとあと、各農業の部会が生産別にあります。そこらの生産別の部会の中で話し合ってもらおう。まず、これが一番重要なことだと思います。

次に、今度それやるには、ある程度の資金も必要になってきます。今、農業次世代人材投資事業ということで1人、これになっているんですけれども、町としましては、経営継承ということで、最初の町長の答弁にもございましたとおり、国が2分の1、町が2分の1ということで設備投資、これらの関係、広い内容の補助にはちょっととなっているんですけれども、上限100万円ということで、それらのやつもちょっと活用した中で町も対応していきたいと考えています。

あと、なかなか農地の移動というものに関しては、農地法、農業経営基盤法とかという農地の縛りがありまして、これらの法令事務については、なかなか農家さん分からないということで、ここら辺については、農業委員会及び農地中間管理機構、これらに積極的に関与させた中で、これらの土地の移動についても法令的に対処していきたいと。担当課としては、これらの農地の流動化を図った中で経営継承のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 最後になりますけれども、冒頭申し上げましたように、農業が観光振興に与える役割というのはやっぱり大きいなというふうに思っています。その本当に大きな事例が稲取漁港の直売所、本当に多くの農産物が出荷されて、確実に農家の農業所得というのは上がっています。思いますじゃなくて、上がっています。先ほど言いましたように、食べるだけの収益がなかなか上がらないというその厳しさというのは、ぜひそういうところも活用していただいて、どうしても農協出荷中心に行われている農家であっても、やっぱり裾物と言われる1.5等品ですとか2等品、あるいは物によっては3等品、こうした物がやっぱりできるということになりますので、その辺をぜひお金に換えるという形もつくるといっても、農家所得の向上、そうした人たちの所得向上につながっていくと思いますので、それらも含めてぜひ前に進んでいただきたいと思います。最後に決意だけ。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当、直売所、これ本当に1等品じゃなくて、1.5等品とか市場に出ないやつを現金化しているもので、やっぱりある程度、それは農業の方の所得の倍増にはつながっていくとは考えております。今後はうちの町、観光でございますもので、あるそういう1等品とか2等品とか、そういうやつをね。あと旅館でできないかと、これももう何年も前からやっていることで、その辺はもう単価的なことがありますもので、やっぱりそういう1等品はどこでも出せますから、そういう出せないやつ、それをできるだけ消費家のようなところで使っていただけると大変ありがたい。これもまた積極的にもうちょっと推進していきたいと考えておると。だけれども、少しでも1級品ではなくてその他作ったやつでも、所得が多くなることは大変よいことだというふうに思いますので、これに町はまた力を入れてやっていきたい、そういうことで頑張っていきたい、そういう気持ちでございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、学校給食における地場産品の活用支援についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） それでは、第3問目ですけれども、学校給食における地場産品の活用支援について。

現在、学校給食では地場産品を積極的に活用していますが、学校現場や保護者からも稲取キンメを給食の献立に使用できないかとの声も聞かれます。学校給食では1人当たりの単価設定もあり、難しいと思われませんが、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目、ブランド商品である稲取キンメを給食で提供できるよう漁協に協力を求めるとともに、町で差額分を負担するなどの支援を行う考え方はいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第3問、学校給食における地場産品の活用支援についてをお答えいたします。

現在、学校給食センターでは、地場産品を積極的に活用していく方針で進めており、特色あるメニューの提供に努めておりますが、現在、稲取キンメは活用できておりません。学校におきましては、これまでも伊豆漁業協同組合稲取支所の御協力をいただきまして、家庭科

の授業やまた食育関連事業など、様々な活動の中で稲取キンメの活用を図ってきたこともありましたが、継続実施しておりませんでした。このような状況におきましては、今回の御提案は大変ありがたく思いますし、町といたしましてもぜひ実現していきたいと考えております。

御質問にありますとおり、この稲取キンメは、ブランド化された高級食材でもありますので、通常の給食において頻繁には提供はできないという面もありますが、自分の育った地域にすばらしいこの食材があることを知って郷土愛を育むなど、教育的な面からしても稲取キンメを知ってもらうよい機会でありますので、購入費の助成を含めまして、伊豆漁業協同組合稲取支所と相談しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 言葉に語弊があったり、漁業者を傷つけるような内容であったりすると、そこはお詫びを申し上げなければなりませんけれども、昔は、本当、キンメなんかはもらうもので、買うものじゃないなんていう時代もあったというふうに思います。ですけれども、銀座の高級料亭ですとか、そういうところからも品質のよさ、味のよさ、そうしたもので取引が始まった頃から、なかなか一般家庭でキンメを食するという、そのことがやっぱり難しくなっていると思うんです。

そういうことの現れが、年1回開催される水産祭で長蛇の列ができる、こういう光景がその中で生み出されてきているのかなというふうに思っています。私も稲取キンメのおいしさというのは、もう小さい頃から食べていましたので、分かります。特に、沖のキンメと地キンメ、両方食べ比べると、そのおいしさというのはもう歴然として、本当に誰でも、100人に聞いたら100人がこちらのほうがおいしいと言われるくらい、本当に稲取キンメというのはもうブランドですばらしい。ですけれども、現在はもう高根の花で、なかなか手が出せないような状況です。

そんなことから、キンメを食したことがない子供たちにそのおいしさをやっぱりぜひ味わっていただきたいなということで、今回質問をさせていただきましたけれども、町長、今、漁協とも相談をして前向きに検討するよということですので、ぜひ実現をしますというふうな、そういうお言葉を聞きたいですけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 稲取キンメ、本当にこれは漁協さんの努力のおかげ、また、それに対

して、地域商標のブランドを取っていないか、稲取キンメ、やっぱりこれによってまた一層ブランドの価値が上がりまして、今、いい方向に行っていると考えておりますけれども。あとは漁獲量ですよね。やっぱりこの辺は、今後、検討していかなければならないと考えております。そうなれば、稲取キンメのよさ、子供たち、これ知ることには大変重要で考えております。これはぜひとも実現したい考えでございます。これは漁協さんがキンメがあるかどうか、それ分かりませんので、最低年1回でもそういう機会は設けていきたい。そういう中で漁協さんと話をしていくつもりでございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 東伊豆町にはキンメだけじゃなくて、ニューサマーですとか、あるいはイチゴだとか、本当に花もそれ以外にもたくさんあると思いますけれども。誇れるものがあるって、誇れるものをふるさと納税の返礼品として活用しているというふうな流れも、そこで作り出されているんですよね。ですので、ぜひ給食にはそうしたイチゴだとかニューサマーも含めて活用しているのかも分かりませんが、ぜひその辺の活用も図っていただければなというふうに思っております。

それで、町長、9月5日の伊豆新聞に、キンメに漁獲高、漁獲量、これの規制案が国レベルで検討がされ始めたということの記事の中で見ました。こうしたことがもし実現されたら、ますますもって給食にそういうものを使うことがもう本当にできなくなる。さらに高根の花、庶民が本当に手にすることができない。

キンメなんかは、本当に稲取においてはもう文化ですよ。お祝い事にキンメの腹合わせ、あるいはキンメの煮つけだとか、あるいはげんまり寿司に使われる、そうした文化が本当になくなるような状況になりかねないというふうなことから、これは関係者も含めて反対運動に回ると思いますけれども、ぜひ町もこういう規制をもうすることなく。現在もしているわけなんです、小さいものはもう捕らないとか、そういう規制を漁業者自体がもうしている状況の中で、こうしたことが実現されるということは、町としてもどうしても阻止をしなければならないと思います。もう本当に給食にこういうものを提供するなんていう状況に、もう絶対なっていくまじいので、その辺はどうでしょう、町長、お考え方。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、規制の内容がどういうものか、基本的には国にいったときに、

やっぱりキンメがこれから枯渇する可能性がありますもので、枯渇しないような方法で規制していきたいということは伺っておりますけれども、現実にはどのような規制かは確認しておりません。やっぱり今言ったように、キンメが枯渇するのは一番困りますから。キンメを育てながらうまく活用する、これが大変重要だと考えております。そういう中で、たしか今、稲取の漁業さんは小さいやつはどんどん放り、ある程度一定のものは捕りますけれども。これが千葉とかいろんなところがありますもので、そういうのある程度統一した見解を示した中でやらなければ、今、キンメ本当、高いお魚ですから。小さくてもそれ捕って干物にしたり、結構そういうことがありますもので、ある程度育てながら活用する、やっぱりこれ絶対必要と考えております。

また、その規制の内容を見た中で、これは国がどのような方向で動くか、これは検討していきたいと考えています。それがある程度この町の阻害になるようなこと、絶対反対しなければならぬと考えています。ただキンメが枯渇しちゃならない、やっぱり県の水産物を育てるのは、それをうまく活用しようという、そういう考えでございますもので、その辺はまた規制の内容を見た中で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 質問の範囲を超えていますので、そのあたりちょっと御注意ください。
1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） すみません。

給食にもう本当に使えなくなる状況が生まれるよということの中で、直接的には通告をしてありませんでしたけれども、そういう意味合いの中で私は質問させていただきましたので、その辺はちょっと御理解をいただきたいなと思っております。

取りあえず、ぜひ給食の中にそうした稲取キンメを使うこと、年1回ぐらいになると思うんですけども、価格も町から支援する金額も、聞いたところによると、10万円以内で収まるんじゃないかなというふうな話も聞いておりますので、町の財政厳しい中、何十万もかけてということになると、これはまた問題もあるかも分かりませんが、その程度の中で、子供たちの食育教育みたいなものにやっぱりつながっていくという、そのことが必要だなというふうに思いますので、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） これ本当、以前、漁協さんの御好意で二、三回やったことがありますけれども、最終というのは、予算的な関係で断念したということ聞いておりますもので、それをまた漁協さんに会うといえ、その後キンメさえある程度あれば、それを私は実現できると考えておりますもので、これはぜひとも新年度から、これは子供たちに食べさせてやりたいという気持ちでございますもので、それは自分の心情を察していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時11分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 鈴木 勉 君

○議長（稲葉義仁君） 午前に引き続き一般質問を行います。

12番、鈴木議員の第1問、町内の交通安全対策についてを許します。

12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） すみません。マスク外させてもらいます。

こんにちは。東伊豆町もワクチン接種が進んでおりまして、先ほどの町長のお話によりまして、約70%を超えるぐらいに接種率が上がっておりますけれども、町民の皆様におかれましてはコロナ対策、感染予防対策をしっかりといたしまして健康には十分気をつけてお過ごしをしていただきたいなと思っております。

それでは、質問をさせていただきます。

先日、稲取地区内の県道で死亡事故が発生いたしました。悲惨な事故はいつどこで起きる

か分かりません。歩行者と車、車同士の事故を未然に防ぐためには、町内に検証すべき箇所は多くあります。そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

(1) 稲取のいきいきセンター前にある稲取温泉バス停については、バス停車時、横断歩道付近に停車することになり、危険な状況が生ずる。横断する歩行者の安全を確保するため、改善策は検討されているかお伺いをいたします。

(2) 稲取高校正門付近にある交差点の交通安全対策として、国道135号の唐沢の信号からクロスカントリー方面へ進行してくる車の運転手に、交通ルールの順守を促す看板を設置することはできないか。

この2点についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） 鈴木議員の第1問、町内の交通安全対策についての1点目、2点目につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。

8月6日に県道稲取港線で発生した交通事故は、86歳の方が道路横断中に81歳の方の運転する乗用車に跳ねられ死亡するという痛ましいものでした。高齢化の進展によりまして今後さらに高齢の免許保有数が増加し、高齢運転者による交通死亡事故の増加が懸念されており、悲惨な交通死亡事故を減らしていくためには、高齢者歩行者及び高齢運転者による交通事故の両面から高齢者に関わる交通事故防止対策が重要であることが、再認識させられるものでございました。

令和3年版の交通安全白書によりますと、人口10万人当たりの交通事故死亡者数は年々減少傾向にありますが、高齢者は65歳未満と比較して高い状況にあり、令和2年は65歳未満の人口10万人当たりの交通死亡者数は約3倍であるという報告があります。

さて、御質問のバス停留所の件につきましては、バス停留所の安全性確保対策として国土交通省各運輸支局において、バス協会及びバス事業者と共に危険度の高いバス停留所を抽出しており、静岡県では令和2年12月25日現在、危険なバス停留所として880か所が報告されております。

稲取温泉のバス停留所につきましては、今回の報告に含まれておりませんが、地域住民の利便性を確保しつつ、横断者等の安全確保を図るため、道路管理者をはじめ下田警察署、バス事業者等関係者と協議してまいりたいと考えております。

一方、稲取高校入口交差点から町道稲取片瀬線を進んだ稲取高校正門付近一時停止箇所につきましては、交通規制を示す道路標識及び道路標示の十分な視認性が確保されておりますので、混乱を招くおそれがあるため、新たな看板等の設置は考えておりません。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 町長、答弁ありがとうね。

私、先ほどの楠山君とは違うんですけども、ちょっと高齢になりまして耳がちょっと聞こえにくいという状況なんですけれども、今の答弁を短くすると、1点目についてはどういう答弁の内容になるんでしょうか。ちょっとごめんね。答弁の内容について云々という形にいきたいんですけども、非常に1点目については自分としてはちょっと理解がしにくいなという点が多かったものですから。答弁していただいたことはありがたいんだけど、ちょっと要点的にどういうことをこれから検証していくのかなというのが分かりにくかったもので。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに高齢者に対する事故、前段での説明が多過ぎたことは本当に申し訳ないんですが、簡潔に言いますと、稲取温泉バス停留所につきましては、今回の県が調査した段階で、危険箇所に入っておりません。しかしながら、地域住民の利便性を確保しつつ、横断者等の安全確保を図るため、道路管理者をはじめ下田警察署、バス事業者等関係者と協議してまいりたい、そう考えております。これが1点目です。

2点目は、稲取高校入口交差点から町道稲取片瀬線を進んだ稲取高校の正門付近、一時停止箇所につきましては、交通規制を示す道路標識及び道路標示の十分な視認性、目で見て分かるということです、確認されており、混乱を招くおそれがあるため、新たな看板等の設置は考えておりません。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） ありがとうございます。

先日、町長さ、発生しました中学校の下での死亡事故も、それから数年前にも伊豆急の駅前でやはり死亡事故が起きたんですけども、これに共通しているところは、やはり信号のない横断歩道、この近くで今度も悲惨な事故が起きているわけなんですけれども、そういう

点で質問を続けていきたいなと思っております。

本当に自分たちも高齢なもので、横断歩道を渡るときには子供たちじゃないんですけども一応立ち止まったりしてよく右左を見ながら渡るといのは実行している人も多くいると思うんですけども、そういう注意をしながらでもこういう事故が起きてしまう。やはりこれは何とか防いでいかなければ、町民の人たちの安全性を確保するためにも、こういう問題も取上げていかなければいけないのかなという思いで、今回の質問もさせていただいているわけなんですけれども。今回重点的に取り上げさせていただきましたいきいきセンターの前、ここは皆さん御存じだろうと思うんですけども、バスがお客さんを降ろすときに止まると横断歩道の上にちゃんと停車するように位置的になるんですけども、この状況というのは、よく考えてみると、やはりおかしいなという気持ちになるわけなんですけれども、車が止まって人が降りるとい状況の中では、その後続の車というのがそこで一端停止して待っていて、そういう人が結構運転手がいるんですけども、反対側から上ってくる、駅のほうから上ってくる人は、大体注意しながらでも、スピードを落としながらでも止まらないで通過してくるわけなんですよね。そういう点で横断歩道を渡る人なんかが発見しにくいとか、また逆に渡る人も、車が来ることにちょっと注意が行き届かないと本当に危ないなという思いをする人たちがいるのではないかなと思っておりますけれども。

また、これからはまた町外の車の人たちが多くなりますから、土地の人とは違った注意が行き届くかどうかというのがありますから、こういう状況が今まで何も自分も議論もしてこなかったし、提案もしてこなかったんですけども、こういうことなんだろうかなと思ったら、やはり何十年も無事故だったということが一つのものじゃないかなと思うんですよね。しかしながら、今度起きたような死亡事故を考えますと、やはりここは一旦検証をすべきところだと。町長の答弁だと、運行业者とよく話し合っていきますよという答弁だから、どういう結論が出るかについてはまだ先の話じゃないかなと思うんだけど、そういう点ではやはり質問してよかったのかなと自分は思っておりますけれども、本当にこういうところで事故が起きたら、私も町長も大変残念だなという気持ちになるんじゃないかなと思うんですけども、町長いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、この問題、数年前どこかの市でやはり横断歩道の近くにバス停があって事故が起きて問題になったことがありましたよね。そのときに私は危惧した中で、今回勉強させてもらったのは、取りあえず横断歩道から5メートル離すことはちよっ

と難しい、しかしバスに関しては規定外、このあれがあるのでその辺はちょっと原課に説明させますけれども、そういう条項がなんか多分今回静岡県でやった中で危ないところに入っていなかったのではないかと考えております。しかしながら実際自分としても、バス停とその横断歩道、全く一緒のところ、これま全く危険だと感じておりますので、自分は12月いつも公共安全協議会というのがありまして、そこでちょっと問題提起させてもらおうかと考えております。これはある程度早急にバス会社に言った中でやっていきたいと考えている。基本的には、停留所を動かすか、横断歩道を動かすか、そういう中で現場を見たとやはり横断歩道が一番いいところにありますもので、できればバス停が動けばなと考えておりますけれども、ここではっきりできるとか言えませんもので、それはもう問題提起と、危ないからできるだけ早めに対応してほしいということは言っていきたいと考えております。町の趣旨としては以上でございます。後はちょっと。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（福岡俊裕君） それでは、鈴木議員のただいまの質問についてお答えいたします。

道路交通法に規定されております横断歩道付近の駐停車の関係につきましては、通常は5メートル以内の部分については駐停車は禁止となっております。ただ、乗合自動車は停留所において乗客の乗降のために停車するときは適用除外ということになっております。そういうことで運用をされているということでございます。

もう1点、道路標示及び標識の関係についてなんですけど、県道稲取港線につきましては制限速度が30キロとなっております。このあたりの交通ルールの順守ですとか、横断歩道での徐行、横断者がいるときの一時停止といったことが守られることが重要であるというふうに考えております。今町のほうでは、全国交通安全静岡県交通安全運動等年4回の交通安全運動等を実施しまして、このあたりの啓発に努めているところでございます。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） いきいきセンターのところについても、今課長さんの答弁にもあったような気がするんだけど、やはりルールというのはそのルールでいいのかなという気がするんだけど、やはり危ないなという危険度は、私は大事な注意点だろうと思うわけなんですけれども。ちょっと思い出していただければと思うんですけど、今イオンの前、マックスバリュの前の入口のことなんですけれども、今は停留所は、すみません、出てくる

ときには右側のほうのと左側のほうの上と分かれているわけなんですけれども、あれが完成したオープンの当時は、中学校のほうに向かっていく道のバスの停留所も角の左側にあったんですよね。これもやはり危険だなという形の中で、町のほうとのお願いをして今のほうに変えていただいたというのも、これは何かの提言がなければできなかったのかなと、私思っているんですけれども、そういう点ではやはり危ない場所は危ないねというのが、私の町長のほうにお願いをするというのが今度の趣旨なんですけれども。1点目についてはよろしくお願いします。

それから2点目につきましては、この唐沢の信号を上ってきた車は正門前のカーブのところの交差点で止まらなければならない。あそこに止まれという印がちゃんとありまして、左側には交通の標識がちゃんとあるんです。だから、何であれだけ大きく書いてあるのに止まらない人がいるのかなという思いで質問するわけなんですけれども、本当に東京のほうから来たり、遠くの県外から来た人たちなんかがあそこへ来たときに、やっと着いたなという安堵感なのかな、それとか気の緩みだとか、うかつだったのかなという、そういうので、あそこで必ずきちっと一旦停止をしない人たちがあるのかなと私は思うんですけれども、本当にあの場所についてはどういうことなのか、何であの場所で必ず止まらないのかなと思ひまして。

自分で現場に行ってきたんですよ。そして、あそこに一旦止まってみたときに、左側から僕見るんです、上ってくる車がいるかどうか。それで右側から今度は出るときに右側から上から下ってくる車を見るんですけれども、このときにぴたっと止まらないで、見通しが意外といいですよ。カーブなんですけれどもね。きょろきょろしながらスピードを本当に落として、本当にストップしないで下を見て、左を見て、上を見て、すーっと出ていくという、そういう場所になりやすいような気がするもので、やはりその点があそこで一旦停止をしないという人たちがたまにあるのかなという思いが私するんですけれども、そういう人たちにもやはりしっかりと止まりなさいねという注意を促したいと思うわけなんですよ。

町長も御存じのように、あの道は今観光に来るお客さんたちが、上にある施設を見学したり利用したりする、そういう人が多いわけなんです。町内の人たちも熱川地区から来る人たちはごみのセンターなんかに行くにはあそこを通ったりするんです。意外と通行量というのがあるわけなんですけれども、これから今、東伊豆町の稲取高原だとか細野高原とかそういうところでイベントだとかいろいろと活用して観光客をお呼びしようというのがあるわけなんですけれども、ススキ祭りにしましてもそういうイベントにしましても、今度今建設中の

農道が完成しますと、この道を上って細野高原に行くように私はなるんじゃないのかなと予測しているわけなんですけれども、まさか河津のほうの今使っている向こうの道からどうぞじゃなくて、東京方面から来た人たちは唐沢の信号から入ってくるという率が非常に増えるんじゃないかなと思っているわけなんですよ。

そういう点では、あそこに、うかつになったり、おろそかになったりするそういう人たちに一言そういうところできっちり止まりなさいよという看板が欲しいなというので質問しているわけなんですけれども、あそこから上ってくる、海側がネットを張ってあるわけですよ。網を。あのところが町有地なのか県有地なのか国有地なのかちょっと分からないんですけれども、もし町有地であったらば町としたらあそこに設置できるんじゃないのかなという希望的な観測でお話したんですけども、先ほどの答弁だとなかなか考えておりませんという結論みたいな気がするんですけども、一考していただいて、できれば多くの人たちがこの町に来てくださいという、そういう思いで自分たちも、町も誘客の宣伝もしていると思うんですよ。そういう気持ちからいったら、やはりこういう交通ルールを守らない人たちを1人でも少なくするという施策が欲しいなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず1点目につきまして、本当は鈴木議員にいい提起していて、私も全然気がつきませんので、確かにイオン等言われた中でバス会社に言った記憶があります。その中で今回もやはり横断歩道とバス停が一緒になっているということは大変危険でございますので、これも極力改修できるよう、事故が起こらないような方向で、またバス会社のほうにお願いしたいと考えております。

次に2点目でございます。これは昔からの問題でありまして、基本的にはクロカンがあったときに、あそこで町外者が結構向こう側に警察官がちょっと見ていて、結構捕まったケースがあります。そういう中ではうちも基本的に観光立町ですから、なるべくそこではやらないという言い方はおかしいけれども、できるだけいい方法で要するに警察が、警官が見える場所に立ってそういう一旦停止をやってこいといった中で、ルールを守るのは原則ですとはっきり言われました。そういう中で今回いろいろな中で鈴木議員も見たようにほとんどのことはやっております。ただ1点、今鈴木議員が言った一旦停止ですか、それはやったらどうかとそれはちょっと検討させていただきますけれども、これはもう本当に町外者が来てそこで一旦停止で警察に捕まって、本当に観光地のイメージが損なわれますもので、そういうことをできるだけ少なくするために今このような大きな活動、これはやってくれた警察官が明

かしてございます。今おっしゃることを提案されましたもので、またもう一旦現場を見た中で、その敷地がどこか、一応いろいろ検討した中で回答を出したいと。ちょっとそれ検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 可能か不可能かは町長に託すわけなんですけれども、本当にせっかくこの町に来てくれております観光客の方たちにも、やはりみんな笑顔で帰ってもらいたいと思っていますし、そしてまた、来ていただきたいと思うわけなんです。なかなかこういう一般質問では言葉には表せないんだけど、あの現象が起きるわけなんですよね。ああいう現象の中の人たちは、自分が悪いんだけどやはり愚痴も言いたくなるだろうし、本当に帰るときにねというブルーな気持ちで帰っていくというのがあったりするということについては、当人の責任、その人の責任なんだけど、やはりそこら辺を少なくして、そういう人を少なくするという、何としてもゼロが一番いいんですけれども、そういう場所にあそこをしていきたいなという私のこれ思いなんですけれども、そういう思いだけを、すみません、述べさせていただきまして、今日の質問はこれで終わりにしますけれども、町長、よかったですらどうぞ。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） やはり1点、人間の目はおかしいもので、町内者に対しましてはやはり伊豆急の上でずっと警察が見て一旦停止見ていたじゃないですか。やはり町民は大分それに慣れて、ほとんど一旦停止するようになりました。しかし、町外者はどうしても見ないので、そういう中で本当警察官にまたちょっとあそこに立っておいてくれないかと言った中で、町民に対する啓蒙、これは一旦停止で止まらないんじゃないかとか、やはり意識のインプットが大事だと考えております。町内者は、町外者に対してやはり町外者はやはり観光地のイメージとして悪いと、こここのところも言ったんですよ。やはりせっかく町に楽しみに来て、そういうことがあると、町のイメージとしていかななものかというようなことを言ったとしても、やはり最終的には運転手のモラルというものがございますもので、運転手の教育をしっかりするしかありませんよねと。そういう現実でございますけれども、町としてはそこで一旦停止の事故が起きない、事故とか違反がないような方向で、また検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で12番、鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、13時45分まで休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時45分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 栗原京子君

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員の第1問、幼児の教育環境整備についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） こんにちは。よろしくお願いいたします。

今回文教厚生常任委員会のほうで夏休みに入るときに、幼稚園、保育園の保護者の方々、そして小中学校の保護者の方々にそれぞれアンケート調査をいたしました。そのアンケートには、本当にお忙しい中、数日でたくさんの方が答えてくださいましたので、ぜひその声を受け止めて対応していかなくてはいけないなと思ひまして、今回そのアンケートの皆様のお声の中から質問のほうを考えさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

質問事項、幼児の教育環境整備について。

園児数の減少により、町立幼稚園の環境整備に向けて検討が進められているところであるが、保護者へのアンケート調査の結果を踏まえ、以下の点を伺う。

- 1、学校教育環境整備委員会による検討の進捗状況は。
- 2、町として3年後の統合を考えていることに変わりはないか。
- 3、どちらの園舎を使用するのかについては、どうお考えか。
- 4、幼稚園教員の配置はどうお考えか。
- 5、以前、給食の提供は統合を待たずとも開始したいとの局長からの答弁があったが、進

展はあったか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 幼児の環境整備についてでございます。

教育長より答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、栗原議員の第1問、幼児の教育環境整備については、5点からの質問ですが、関連がございますので1点目から3点目については一括してお答えいたします。

御質問のとおり、幼稚園の環境整備につきましては、学校教育環境整備委員会にて町立幼稚園の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方及び町立幼稚園の規模及び配置の適正化に向けた整備等具体的な方策について諮問をさせていただき、現在までに4回の検討を重ねていただいております。

今月には熱川、稲取両地区の幼稚園PTA合同の話し合いに参加させていただくなどの計画を組んでおりますが、さらに検討を重ね、今年中には答申をいただくこととしております。

2点目の統合の時期、3点目のどちらの園舎を使用するかについても、こちらの環境整備委員会からの答申を受けて判断していくこととなります。

4点目についてですが、幼稚園教員の配置につきましては、町の計画の方向性が決まり次第、おのずと決まってくることとなりますので、御理解いただきたいと存じます。

5点目についてですが、これから両幼稚園の交流会の機会を増やしてもらうようお願いしておりますので、そのタイミングで試験的に給食の提供を実施することを考えております。

まずは熱川幼稚園にて実施する見込みですが、何度か機会を設け、問題点などを解消しながら実現に向け進めていくよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 御答弁ありがとうございました。

委員会のほうは今まで4回開催されたということで、この常任委員会でのアンケート結果

を、前回の委員会の際に資料と一緒に皆さんに配布されたということなんですけれども、やはりその3年後の統合を町が考えているという、検討を始めたということに対して、知らなかったという保護者の方が70%もいらっちゃったということに、ちょっと驚きの声が上がったということでございました。私自身もそれを聞いたときに、伊豆新聞等々でも報道がされましたし、若い方たちの口コミで相当その情報は広がっているのかなと思いましたがけれども、7月の末時点で70%の方が統合については全く知らない状態というのは驚きました。行政のことを周知していくというのは本当に難しいことなんだなというのをそこで改めて感じた次第でありますけれども、そのアンケートを行ったことによって、両園の保護者の方々が統合についての意識が非常に急速に高まって、なかなか保護者の間だけでも統合したらどうしてほしいとかいろいろなことについて、両園で合同の父兄の方たちの話し合いを持っていくというふうになったようであります。本当に会長さん、副会長さんも熱心な方で、いろいろ話を進めていきたいということでありましたけれども、その例えば保護者の方たちからいろいろな声が上がって、その声がまとまってくると思うんですけれども、そのあたりの声を町としてはどういうふうに対応していくのか、そこら辺をちょっと教えていただいていた方がいいですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） この件に関しましては、町といたしましては、以前PTAの役員さん、稲取地区、熱川地区の話し合いが幼稚園側からありましたもので、いつでもいいですよという中で話合った中で、当日熱川地区のPTAの役員さん、ちょっと都合が悪くなったという中で、稲取地区の役員さんとの中でいろいろ話し合いをさせていただきました。そのときは本当に70%の方が知らなかったと、やはり行政の連絡やっぱり難しい。結構町としてはいろいろな面でやっていると考えておりますけれども、アンケート調査でそういうことが出たことは、よりもっと何らかの方法で考えなければいけないのかなということは反省しております。やはりそういう中で一応PTAのアンケート、稲取幼稚園に関しましてはいろいろ持ってきましたもので、これはこうだあだということは一応説明いたしましたけれども、これは答申をしている最中でございますもので、それが決定ではありませんが、あくまでもどのような答申になるかによってまた変わりますよということになりますもので、一応幼稚園の稲取地区の役員さんとはお話ししました。熱川地区もまた日程調整というか、いつでも話しますよということはおっしゃっておりますもので、町といたしましてはやはりいろいろな方の意見を聞いた中で教育委員会、答申に対してなるべくそのような方向に沿った流れでやっていきたい

と考えます。できないものはできないとはっきり言わなければ、希望を持たせてもかわいそうですから、やはり現状のことを言った中で、教育委員会とまたそれはすり合わせていきたい、そう感じておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 今熱川・稲取両地区のPTAの合同の話合いの中に参加させていただくということを申し上げましたが、一応9月13日に熱川幼稚園で両方のPTA役員さんが集まります。その話合いの中に環境整備委員会のメンバー、全員というわけにはいかないんですけれども、数名がそこに参加、オブザーバーという形で参加をさせていただくことになっております。その両園のPTAの会合は、今回で、9月13日で4回目になります。いろいろな事前準備等がある関係で、確実な話合い等が過去3回にできたかということに関してはちょっと微妙に分からないところもあるんですけれども、お互いの意見、例えば統合ありきではないんですけれども、例えば統合になった場合、どちらの園舎を使ったほうがいいかなんということの問題点を出し合ったり、あるいは熱川幼稚園のPTAのPの方が、保護者の方が稲取幼稚園を夏休み中に何回か訪問をしているそうです。また、逆も、稲取幼稚園の保護者の方が熱川幼稚園の園舎を訪問したり、そんなことを何回か繰り返しをして、で、今度の13日にいろいろな意見をそこで出し合って、それを環境整備委員のメンバーが聞きに行くと。そこで真摯な意見が聞かれるのかなというふうに思っていますので、それらの意見を参考にして今後の方針が決まっていくのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

その答申が出ていないこの今の段階で、いろいろはっきり言うことというのはもちろんできないことは承知しているんですけれども、その見学会も、結構な方が稲取から熱川幼稚園、熱川から稲取幼稚園を見学に参加されたということで、本当に皆さん、今の保護者の方たちは下のお子さんがいらっしゃらなければ、例えば3年後に統合した場合に、もう自分たちは卒園した後なんですけれども、やはり自分たちの幼稚園がという思いで関わってくださっているんだなということは、本当にありがたいと思います。

また、環境整備委員会の方たちが、そのPTAの方たち、役員さんたちの話合いにオブザーバーとして参加されるということで、またその保護者の方たちの声を受けて委員会に生か

していただけたらなというふうに思います。また、11月、今年中にその答申が出ると、受けるということなんですけれども、それを受けた後のスケジュールなんかがもし分かっていたら教えていただきたいんですが。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） その後のスケジュールは、町はまだ考えておりません。基本的にはその答申がどうなってくるか、それによってまた変わってきますもので、その辺は町はその後のスケジュールは考えておりません。

町は以上です。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 具体的なスケジュールはまだ決まっております。答申を受けて、それを総合教育会議にかけた中で方向性が決まってくるもので、今の段階でのスケジュールはちょっとまだ決まっていないというしか申し上げられません。すみません。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 具体的にはこれからということでしたけれども、町としては3年後の統合を目指しているというお考えのようですけれども、その3年後というのは変わりはないのでしょうか。もうちょっと早く、できたらもう早くに統合していただきたいという保護者の声も多かったんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） それは町としてはやはり統合に関しては早いほうが良いと考えておりますけれども、また早急にやって一応3年を目途ということでやっておりますけれども、それが早くできればそれに越したことはないという町は考えております。あくまでも現場サイドがどう考えているか、やはり町でやるとまた町の独裁だなんて言われても困りますもので、それは十分意見を聴取した中でやっていきたい。そういう考えでございますので御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） またこれからもし統合となった場合に、先生方の配置の件ですけれども、お母さん方の中には、お仕事を持っていて幼稚園に通わせている方々もいらっしゃるんです。

そうすると、やはりお弁当を作って、時間も保育園よりは遅い、遅いというか時間が短いので、そこら辺でもうちちょっと早くからもうちょっと遅くまでやっていただけたらなという声も強いということを町長前回の答弁でもおっしゃっていましたが、もし統合になって先生方の配置に余裕ができた場合には、そこら辺も例えばシフト制にして、8時半から5時まで保育ができるという、そういう環境なんかも可能なかどうか、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） これはまだ、先ほど申し上げたとおり、正式に決まってからその方向性が決まることになるんですけども、現在のところ、例えば熱川幼稚園には正規の職員が6名、稲取幼稚園は4名で育休の先生がいますので、正式には5名。統合されると11名の正規の教員がいることとなりますので、臨機応変な勤務体制が取れるのかな、そういう可能性はあるのかなとは思いますが。ただそれがここでそうできますとはなかなか言い切れないところがありますので、あくまでも可能性の一つとして、そういう臨機応変に対応できる勤務状態が取れるかなというところまで、申し訳ないですけども、そこまですみません、よろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） やはり保護者の方々にとっては、また地域の方にとってもそうだと思うんですけども、やはり統合になる寂しさというか、でも少子化だから仕方がないよなという思いはありつつも、やはり幼稚園がなくなってしまうというのは寂しい思いというのはあると思うんです。でも、そこで例えばよりサービスが充実されるというか、延長にしてもそうだし、例えば給食だったりとか、統合になってここが良くなったよねというものをぜひ町は準備をしていただけたらなというふうに思います。なんか寂しく一つになっちゃったというだけで体制は今までどおりというのではなくて、より今までよりも良い幼稚園に向かっていろいろ整備をしていただけたらなというふうに思いますけれども、そこら辺の思いというか、お考えはいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然町は、やはりいろいろPTAの保護者から不満ではないですけども言われます。やはり預かっている時間が短いとか、給食をしてほしい、やはり給食が一番の課題でございまして、ここ数年、本当に何とか幼稚園も給食をやってほしいということ

をもう言われております。それが一つのきっかけじゃない、これを一つのあれとして給食は必ずやるということは、一応PTAの役員の方には言っております。さらにはやはり勤務時間のこともあります。教育長が言ったように、素案としてより今以上に保護者に対して良い、預ける、そういう保育時間ができればいいなどは考えておりますもので、その辺答申がちゃんとした段階で、保護者が統合して多少不便を感じるか分かりませんが、統合して良かったなという方向で町は進めていきたい、そういう考えでございますもので御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ぜひお願いしたいと思います。

また先ほどありました給食についてですけれども、試食会が行われるということで、稲取幼稚園が熱川幼稚園のほうに来て試食をやってみる、そこで問題点があればそこら辺を整えていきながらということございましたけれども、一步踏み出せたのかなというふうな思いでおります。ただ、町長の中ではどうしてもその統合のタイミングでという思いが強いのかなというふうにも感じたんですけれども、もしそこら辺が問題が解決、クリアできれば、早い段階で統合を待たずとも給食を始めるといってお考えはあるのでしょうか。そこら辺ちょっと確認させてください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、本当に保護者のあれが強いです。答申が出た中で、じゃそれは設備投資いいよといえ、当然3年を待たないうちにある程度それは工事には着手したいと考えております。ただやはり今町がやっている3年後を一応目途にしているもので、その3年のときには必ずしも給食ができるような方向、そういう方向で考えておりますもので、早ければその環境を整えれば、また工事関係のほうを整えれば、それは答申の内容によっては早めにやってもいいのかなとは考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 町長から、早めに答申の結果によってはということでありましたけれども、これ保護者のほうからは、かなり前からぜひ給食はやってもらいたいという声は届い

ているはずですし、また教育委員会のほうでも、それに向けて早い段階でできるように準備というか、どういうふうにやったらやっつけていけるだろうかというのを考えているというお返事でありました。例えば設備、配膳する場所とか持っていった給食を置く場所の設備を造るのに、統合かどうかも分からないうちから両方に造るのはちょっと経費的にもったいないというお話でしたけれども、例えば熱川幼稚園の場合は、熱川小学校の配膳室なんかを、その試食のときにやるような形で使うことは可能なのか。また稲取幼稚園に造るのであったら、ちゃんとしたものではなくて、取りあえずの仮設のような簡素なものとかで対応ができるかどうか。給食はいろいろ規定が難しいと思うんですけども、そこら辺が可能なのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 配膳をするのは園室になると思うんですけども、それまでの保管場所という意味で言いますと、ちなみに、熱川幼稚園ですと調理室がすぐ入口の脇にあるものですから、調理室兼会議室ですけども、そちらに保管できないかどうかをまず考えたいと思っております。基準で私どもが聞いているのは、牛乳ですとかですと何度以下に保てる環境を整えなければならないということで保冷庫が必要なんですけれども、給食を保管するのであれば、不特定多数が勝手に入れない場所ということで仕切った場所であれば可能かなという認識でおりましたので、その辺ちょっと規定を全て調べていませんけれども、そうやって仕切れる場所があるのであれば保管はできていると思っております。ですので、隣の小学校に保管して、そこから持ってくるという考えは今のところはなかったんですけども、そういう規制がどうしてもひっかかるということであれば、そういうような方向も考えなければならないというふうには思っております。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 保冷庫が必要ということでありましたけれども、牛乳ですよね。幼稚園のお母さんからは、そこら辺がネックになっているのであれば牛乳は要らないというお声もいただいているということ、前局長おっしゃっていたと思うんですけども、通常のおかず、通常の給食のみであったら、それほどちゃんとした設備じゃなくてもできるのであれば、そんなに始めるのに難しいことはないんじゃないかなとちょっと考えてしまうんですけども、何が一番のネックになるのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいです。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） これは自分の想像です、現場はどう考えているか分かりませんが、まずやはり食べるときに5人でいいのか。やはりある程度PTAさんのお手伝いがなければ、子供たちの給食を食べる環境がいかかなものか。一応自分が一番危惧しているのは、それによって今の幼稚園の負担が大きくなったら、それはちょっとやはり確かに給食の要望は強いんですけども、ある程度やはり環境が整った段階でそれは保育をやった、給食をやりたい、そういう考えでございます。そしてやはり町としてはできるだけ、2か所やったらある程度金額かかりますもので、やはりできるだけ余計な費用というのはかけたくないというのが現状でございます。一番はやはり幼稚園の先生へまた負担が増えるのではないかと考えております。その辺は、ちょっと教育長お願いしたい。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 熱川幼稚園で今度実施するお試し給食は、11月2日火曜日にやってもらうことに決めました。そこは両幼稚園と給食センターと相談しながら日にちを決めたんですけども、そのときに栄養士さんに言われたのは、御飯の日がいいですと。なぜかと言ったら、やはり園児何人に対してどのぐらいの御飯の量が必要なのかということも量りたいと。で、それを何回かやりたいと。で、パンだったらばもう明らかに1個のパンは大きさが決まっているもので、それを提供すればいいんですけども、御飯の量はやはりどのぐらいになるのかというのがちょっとまだつかめていないと。で、例えば小学生、中学生には、もう法的に決まっている、これだけの量を出しなさいというのが決まっているんですけども、もしかしたら、幼稚園生に対してもそういう量が決まっているのかもしれないんですけども、ちょっと自分はそのまでは理解していないんですが、やはりそういうのを何回かやって、で、量的なものというのは、やはり何回かやらないとうまく、もちろん残食を出さないということもやっていることなもので、そういうことを何度かやらないと定期的に出すことは難しいんじゃないのかなというふうに、これはあくまでも想像のところなんですけれども、と思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 現時点で、まず今教育長が申したようにお試しでやってみまして、問題点を探りたいというのが正直なところなんですけれども、量ですとか質ですとか、そういうのは置いておいて、運ぶ体制、給食センターの運ぶ体制などもやってみないと、実際うまく回るのか。時間に追われて、何ですか、缶に入れてから何時間以内に消費しなさいというのもありますし、早く作ればいいというものでもないものですから、量がち

よっと増えることによってその時間的な制約がうまくクリアできるかですとか、配送の順番ですとか、ちゃんとうまく車に積めるかとか、いろいろ試して何回かやった中で、どれだけ早めにスタートできるかというのを検討していきたいという考えでございますので、まずは試してやらせていただきたいということです。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 確かにいろいろなやってみないと分からないことはいろいろあると思います。しかしながら、本当にこれしつこいようですけれども、お母さんたちの本当にとってからの願いで強い願いでありました。で、私ごとですが、孫が2人目が生まれたもので、今幼稚園の子のお弁当を作り始めたんですけれども月曜日から。本当にてんてこ舞いです。本当に仕事をしているお母さんにとっては、赤ちゃんの面倒を見ながら幼稚園のお弁当を作ったりとか、家のことをやりながら、また親御さんの介護をお手伝いしながらお弁当を作って、そのまま仕事に行くという方もいらっしゃるかもしれない。やはりその負担を軽減してあげるといのは、これは給食であるので教育委員会のことなんですけれども、実は子育て支援につながるのだと思うんです。で、町長は昔から子育て支援には力を入れているというふうに公言していらっしゃるけれども、本当に例えばだから祝い金とか面白い事業ではあると思うんですけれども、それはお祝いをもらえればうれしいけれども、本当に大切なのは困ったな、大変だなという親御さんをサポートしてあげる体制をつくってあげるのが、本当の支援になるのかなというふうに思いますので、給食のほうもぜひそういう思いで早めに取り組んでいただければと思います。

まだこれから試すので何とも言えないかもしれませんが、試してみたいという思いであれば、例えば月曜日から毎日給食でなくても、週に1回とか2回、この日は給食の日だよという始め方もあると思うんです。本当に何とかしてやってあげようという思いで、こちら辺の給食はぜひとも早期に対応していただけたらなというふうに思いまして、お願いをして私の質問を終わりたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 一応この給食に関しては、自分と前の教育長との話の中で、最初はやはり親が愛情を取った弁当が最良だなというので、これ町がずっと進めた中で、この数年、やはり給食に対する要望が大変に強くなってきましたもので、その辺はもう方向転換しかけ

ればこれはちょっとやはり子育てはかわいそうだという中で、今そういうふうに行っています。その中でやはりPTAの役員さんと話すと、やはりある程度が目途がもう3年後は必ずできる目途ができたもので、それはある程度あよかったと安心したと言ってくれている中で、栗原議員言うように、それが前倒しでできればそれに越したことはありませんもので、いろいろな中でそういうことを探りながら、早くできればそれに越したことはございません。早くできればそれなりに対応していきたい、それはやはりこれが保護者の気持ちでございますもので、それには寄り添っていきたい、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で5番、栗原議員の一般質問を終結します。

この際、14時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員の第1問、入湯税の引上げ並びにその用途についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 私は3問の質問をしてあるものですから、一問一答でお願いいたします。

まず、第1番目の入湯税の引上げ並びにその用途についてをお伺いします。

一昨年から続くコロナ禍、また8月から静岡県でもまん延防止等、また緊急事態宣言が発令されて、観光を基幹としている町の経済はかき入れ時である夏の売上げが激減し、多くの

事業所はその存続さえ危ぶまれています。この状況を打開するまちづくりの適切な政策が必要と考えて、次の点についてお伺いいたします。

まず、第1点目については、本年度の入湯税収入の見込みと、その用途について。

2点目は、かねてより予定していた入湯税の引上げの時期と引上げ分の見積額は。また、その用途を観光振興の財源に充当すると昨年考えていたようですけれども、その内容についてを伺います。

それから3点目、観光地づくりは環境整備と温泉街の修景が命。値上げ分はこれらに特化して計画的に進めるべきじゃないかと思えますけれども、いかがなものですか。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第1問、入湯税の引上げ並びにその用途については、3点からの質問となっていますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、入湯税の見込額につきましては、3月から6月までの入湯客数が11万1,773人となり、新型コロナウイルス感染症の影響による7月11日からの1都3県への緊急事態宣言や、8月8日から静岡県へのまん延防止等重点措置の地域指定、8月20日からの緊急事態宣言の発令などにより、当初予算の入湯客数60万人から15万人減少を見込み、現時点の入湯客数を45万人としましたので、今回の補正予算で現行予算額9,000万円から2,250万円を減額し、6,750万円としております。

また、法定目的税であるこの入湯税の用途につきましては、環境衛生、消防活動及び観光振興の財源のみに充当できることとなっております。

次に、2点目についてですが、入湯税の引上げの時期については、以前のような入湯客数の回復が図られ、また宿泊事業の収益が確保できる状況に改善されなければ難しいと考えておりますので、当面の間はできないものと思われます。

値上げ分の見積りににつきましては、以前、議会全員協議会などで説明させていただいたとおり、現行の150円を250円に引き上げることから、1人当たり100円の増額となり、そこに入湯客数を掛ければ入湯税の増額分となります。よって、例えば令和元年度の場合、入湯客数は約74万人であるので、7,400万円ほどの増税となる見積りです。

値上げの用途の考えですが、これも以前、議会全員協議などで御説明申し上げたとおり、観光施設の基盤整備はもとより、観光地としての街並み景観整備及び既存施設の維持管理費

など、観光関連予算に充てたいと考えております。

次に、3点目についてですが、今後、国内旅行のマーケットが縮小していく中、活力ある温泉地を維持していくには、地区の特色を生かした観光拠点づくりや、また観光地としての景観及び環境整備が必要であります。また、老朽化した施設の整理や維持管理費も行わなければなりません。値上げ分につきましては、2点目で申し上げましたとおり、観光関連予算に充てたいと考えております。一方、それらの整備にも多額の費用が見込まれることから、当然計画的に進めていかなければならないものと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今収入については相当減ってくるというようなことの見解ですけれども、当然こんなコロナの状態ですから当然だと思います。それで私は逆に、今この時期に、今町長、入湯税の引上げについてはちょっと考えものだということを言いましたけれども、私は逆なんです。この時期に3番目に言うように、また観光づくりということを考えたときには今、今年いずれにしても上げられなくても、実際にもう次年度について確実に上げて、そういう観光地づくりをしていかないと、ここのもう稲取・熱川を中心とした温泉場の観光地としては、もう存続の危機さえ危なくなるのかなと。それはこの間、夏場に、夏前に私も総務経済委員会のほうでは、宿泊産業、それから観光施設に伺ったわけですけれども、もう相当19年と比較したときには、もう50%どころではなくて、70%も80%も減額しているところがあります。そういう中で、継続でなくて、持続でなくて、もう存続が危ぶまれる事業所がたくさん出てくるのかなと。そのときにもみんな委員の皆さんも、今夏過ぎて秋になると倒産するような事業所も出てくるのかなと、そんな危惧があって、それでその後また夏のこの時期になって、まん延防止から緊急事態宣言というようなことが発令されたわけです。ますますそういうことが危惧される時期であるということ、そういうことを考えたときには、当然入湯税の引上げについては、町として全面的に考えていただけないといけないのかなと。それもいきなり例えばお客さんから300円、500円、1,000円というようなことではありません。町長申し上げたように100円のことですよね。そういう中で考えれば、お客さんにも負担をしていただいて、むしろ立派な観光地といいますか、潤いのある観光地づくりを今やるのが、町として一番じゃないかというようなことで、私はこの点を訴えていきたいと思っています。

それで実際に、何と言いますか、入湯税の使途については、現在観光の振興、それから環

環境整備、ごみの処理だとかそういう点、それから消防というようなことで3つの点に使われているわけです。それを昨年、おとしあたりは大体観光施設、観光振興に50%、それから環境整備等について、ごみの焼却だとかそういう部分について45%程度、それから消防について5%というようなことで、大体そういう使い道でやっていますけれども、私はその値上げた分を観光に特化してやるということについては、もうほかのものに、例えば時限立法でも構いませんから、5年なら5年、そういう中で観光のほかには使っていないとか、値上げ分については、今までの既存のものについては、同様に観光だとか環境整備、施設、消防等に使っていくことは差し支えないんですけれども、観光地づくりを考えたときには、値上げした100円分については、前に役場のほうで提案されたものについては観光に特化して使っていただくということでもいいんですけれども、実際に環境整備等については基金を10%設けて、その分を観光施設の維持だとか観光施設づくりに使っていくということですが、私はそうでなくて、10%の基金ではなくて、値上げした100円分については全部まちづくりのための環境整備だとか、あるいは温泉街の修景だとか、そういうものに使っていくことを考えていくことができるのかどうか。それについて、まず伺います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 今の時点に入湯税を引上げなさい、そういう提案でございますけれども、基本的にはこれは現場との話合いの中で、やはり現場としては、今このような状況で値上げすると、やはりお客さんの客離れ、そしてやはり値上げすると、マスコミも結構東伊豆町は値上げをしたと、そういう報道が全部出るということによってマイナス面、やはりいろいろな状況を考えた上で、町一存ではなくて、これは現場と相談しながらこの入湯税の引上げは考えていきたいかな。やはり現場としては東伊豆町独自ではなく、そこに伊東温泉、熱海温泉はまた違う町でやっています。そして伊豆市、やはりこの辺が一緒に値上げができればいいなということを考えておりますもので、今現状ではなかなか町単独で値上げすることは町としては厳しいのかなと認識しております。

そして、観光予算の特化、これは町としては壇上で言ったとおりでございます。内山議員はそれ以上に特化したほうに使ったほうがいいんじゃないかと言われます。それならこの使い道も、当時観光協会、そのいろいろな方とその役員と相談した中で、この基金につきましてはそういう使い道をしましょうと、そういう一応意志の疎通ができておりますもので、それを町単独じゃあこれを街並み、景観、そちらに使ったらどうかと、そういう意味で将来的にはやはり施設の維持管理も出てきますもので、そういう中でやはり町といたしましては、

それも相当かかってくるもので、以前言ったような方向でこの基本の基金、それは使っていきたいと考えてございます。また、そういう提案があったという中で、また再度協会に投げかけた中で基金の使い方、これをまた話し合っていきたいと考えております。一応内山議員からこういう提案があったということは協会のほうに投げかけた中で、一応できるものはできる、できないものはできないとはっきりした中でまた示していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） ちょっと町長、昨年のときに引上げの関係を業界とお話ししたということなんですけれども、私ども今度調査に行った現場の状況、それからそのちょっと以前前からいろいろ宿泊産業の方からも話を聞いたんですけれども、引上げについて何というか、困難というようなことを考えている事業所のほうが、逆に私どものほうは少ないというふうな考え方をしているんですよ。だから引上げ、今この時期だから逆に引上げていろんなその観光の施設だとか環境整備だとか、そういうものに使ってほしいということのものの意見のほうはずっとあったんです。実際に今度調査結果をまたまとめたものを、町にも一部いっていますけれども、それを見ていただくと分かるんですけれども、当然その引上げだとかについての反対というようなことについても、ほとんどなかったような印象を持っております。

それともう一点は、やはりこの町がこれから観光地として発展していくためには環境整備ということが大事だということで、それについてお金を使ってくれということの御意見というようなことがほとんどだったんですよ。それで私は今度総務委員会のものを受けて、それでこれをやはり町の政策に反映しなければいけないということで質問しているような具合なもので、町長、今値上げ、引上げをすることが難しいということなんですけれども、時期のことも多分あると思いますけれども、私はそういう認識でいろいろ聞いてきたというようなことについてを、今発言させていただくような格好のことで考えていただければと思います。

それから、観光に特化した予算についても、値上げ、ほかのものについては当然宿泊人員が少なくなってしまうから減額されていますよね。だから、できればそれを維持して100円の分については全部使うということがなかなか難しい点もあると思うんです。逆にそういう値上げされたら、業者の方ですよ、値上げされたらそっちにまた使ってしまうのがというようなことの危惧もありました。だけれども、できれば今のものを維持しながら、100円の分

については先ほど言った時限立法でも構いませんから、環境整備で、特に例えば稲取地区の場合、城東のほうも熱川地区のほうも同じなんですけれども、やはり温泉場の修景ということについて皆さんが要望して、やはりその町に合ったトータル的なデザインだとか建築のデザインだとかそういうもの、それから空き店舗といいますか、稲取地区についてもほとんど温泉場のところが空き店舗になっているわけです。そういうものにお金を使ってほしいということが随分あったわけです。それについては、例えば空き店舗についても造作を直すときに100万円のを、例えばですよ、補助するとか、そういうものが例えば10軒あっても1,000万のお金ですから、そういうものにお使いになる。あるいは全体のデザインだとかそういうものについてはもちろん設計から始まっていろいろありますけれども、そういうものがあるとしても、例えば毎年4,000万ぐらいのお金があれば十分そういうものができてくるのかな、そういう点を改めて、これは私の1人の意見じゃなくて業界の皆さんの意見として受け取っていただいて、もう一度ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 総務常任委員会ですか、アンケートしていただいた、これは議会活動としては大変ありがたいことです。ちょっとそのアンケート結果を自分見ていないもので、ちょっと申し訳ないのですが、いただければありがたいと思います。そういう中で現に、私のほうに現場サイドから入湯税を引上げてくれとか一切言ってきておりません。私が聞いておるのは、やはりこういう状況の中でやはり入湯税の引上げは厳しいなということは原課聞いています。入湯税を引上げてほしいという声は一切私どもの耳に入ってきておりません。またそういう状況があれば、また協会のほうに投げかけて、今一般質問でこういうあったものですが本当かという中で、それが現実ならば、それは町としても大変ありがたいことですからある程度出血を覚悟した中で、業界が入湯税を引上げてほしいよと言えば、それは町といたしましては別に拒むことはありませんもので、それは当然現場からそういう声が聞こえれば、それはそれなりに町は対応していきたいと考えております。そういう中、その基金の使い勝手、これは当然現場とすればやはりそれを全てその景観とかに使いたい、これはもう本音でございます。そういう中で町といたしましては、やはりこれからいろいろな施設がお金かかってきます。維持管理にかかってきます。やはりそれに対して一般財源でよくやはり基金の中でやっていくのがいいのではないかという中で、ある程度話合った中で、今2年前ですか、ある程度まとまりがありました。当然現場サイドとしてはそういう維持管理は町が面倒を見る、それは一切町が面倒を見てほしい。しかし、その修景とかいろいろなところ

にはこの基金。それは当然現場サイドはそう感じて不思議ではないと思いますけれども、町といたしましては、やはり施設に対する維持管理費、これもある程度この入湯税の中で見ていただければ本当に町の財政が破綻してしまうもので、破綻という言い方はおかしいかもしれませんが、大変厳しくなってきましたもので、それが2年前今のような状況の中で内容がまとまったということだけは御理解願いたいと思います。

入湯税に関しまして、私も観光協会のほうに再度確認しますので、それはよろしく願いたいと思います。

これからのいろいろと使い勝手は町独自ではなくて、やはり協会とかいろいろな相談した中で使い勝手をやっていきたいと考えて、町独断ではなくて一応ある程度向こうの要望を聞きますが、その要望全てをのみ込むのはなかなか厳しいもので、そういうある程度妥協点を見つけた中で町としては対応していきたい、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 引上げのことについては現場サイドにまた確認もしていただいて、私はそういう認識で来たものですから、決してその彼らの言うことをうのみじゃありませんけれども、100円値上げについては、100円ということについてはそんなに大きい中でないし、実際に旅館で売りについてはその込み込みでやっているような部分もあるものですから、そんなに大きく考えている人たちがいるというようなことの認識がありません。そういうふうに考えているもので、確認をしていただきたいと思います。

それから、やはり予算を特化してほしいということについては、従来からそういう中でやってきてあやふやになった点があるものですから、町長入湯税じゃなくて観光、例えば整備事業だとかそういうものの中でやってくれるということがありますけれども、それも当然必要だけでも、一応業界としてもそういうことを原資にして町にやってほしいということをお願いしたい部分というか、そういう部分もあると思うんです。そういうことも含めて考えていきながら、町が当然国・県の予算を観光の施設整備だとかそういうものにお使いになってやっていくということは十分考えていきたい、今度そのまちづくりの中でやはりそれが一番大きかったです。

前に観光客からの東伊豆の要望ということの中で、一番大きいのが、道路が渋滞して混雑

しているというようなことがある、それから町なかで散歩ができる、散策できるような環境づくりがほしいよ、それから道の駅の辺りに休憩施設が欲しい、それから温泉地の雰囲気してほしい、これが圧倒的なんです。ほかのものはもう大したパーセンテージではありませんけれども、この4つが最優先で、やはり温泉街の雰囲気というかそういうものをちゃんと構築したところに観光客が来るということがあります。そういう中で維持管理だとかそういうことも必要ですけども、取りあえず姿勢として、業界のほうもそう考えていると思うので、また町長のほうで確認してもらうことは確認していただいて、業界が言いなりに格好でお使いになるのではなくて、業界の人たちも今自分たちがそういう自分たちの財源として持ったもので、町の補助とか県の補助を駆使してやってほしいということがあります。それがこれからの観光地づくりにつながるということを皆さん、ほとんどの皆さんが要望したものですから、それをお伝えして、第1点目については質問をおしまいにします。もしあったら。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まずもってその入湯税につきましても確認いたします。そういうことが本当に、それならばなぜ早く言ってこなかった、それは町の協会のほうに言うつもりで、まだそういう気持ちにあったらね。やはり町といたしましてもこの観光業界いかに生き残るか、それはもう喫緊の課題であります。そういう中ではやはり皆さんが心配、町が心配しているのは、取りあえず返済がありませんもので、その返済が始まるのが2年、3年先、これは大変厳しい、結構ある程度会社も当然いろんな中でも厳しい局面を迎えるのではないかなと考えております。そういうので1点、それを確認させていただきます。

さらに、一番やはりこの入湯税の先ほど言ったように3つに決められた中で、今度値上げするのはもう観光に特化した、これはもう画期的なことではないかと考えております。その後100円のうち、100円微々たるものと言いますけれども、これはやはり観光地として迎える側としては、やはりいかに100円と言いましても大きなお金、一番はマスコミにこの時期に東伊豆町値上げなんて、多分そういう見出しになるのではないかと考えております。そういう中で果たして町民が、一般の方が、この東伊豆町温泉郷をどのように考えるか。それならわざわざ厳しいクラウドファンディングについてその辺はもらいましょうかといろいろ道はあると思うんですよね。ただ単に入湯税引上げやなんかそういうクラウドファンディングで東伊豆温泉郷困っておりますもので、それを何とかいろいろな面でまちづくりに役立てるようなことの寄附をいただくと。いろんな面が考えられると思いますので、それはまた御理解を願いたいと思います。

そして基金の内容につきましては、当然現場はそう言ってくると思います。町といたしましては、それを補助金は、国・県補助は当然有効活用しなければならないと考えておるわけで、それ以外にもやはり維持管理に対しましても、要するに一般財源ほとんどもうそういう補助金がありませんもので、できればそれをお使いさせていただきたいなという中で、ある程度の協定が結ばれておりますもので、またそれも再度話し合いをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、事業継続化支援金の再支給並びに町税の減免についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） まず第1点目は、令和3年度に実施した事業継続化支援金の予算額が残高が1,920万円あるが、コロナ禍の売上減少した事業所の存続に、一律10万円の再支給ができないかどうか。

2点目は、困窮している事業者への町税の減免を検討できないかどうか。

この2点についてお伺いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第2問、事業継続化支援金の再支給並びに町税の減免については、2点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、今年度事業継続化支援金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によりまして事業収益が悪化した事業者に対しまして、持続的な事業の継続を後押しする観点から、商工会を窓口にして7月まで支援金の支給を行いました。その支給状況ですが、事務費を含めた総事業費は6,280万1,096円となり、予算残額が1,919万8,904円となっております。

内山議員が提案する、この予算残額を活用した支援金の再支給ですが、現時点での予算化は考えておりません。仮に、今回の受給者482名が、一律10万円を申請した場合、約5,000万円という多額の予算が必要となります。また、コロナ感染症対策に関連する全ての歳出予算は、第3次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のみを財源としておらず、

町の一般財源も充てられていることから、財政的にも安易な支出は考えておりません。

次に、2点目についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から10月までで、任意の連続する3か月間の事業収入が前年同期間に比べ3割以上減少した中小事業者などを対象に、今年度の固定資産税を、事業収入の減少率に応じて軽減しております。

なお、現時点で町独自の町税の軽減を実施することは考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 町長いろいろ申し上げるように、令和2年にも実際にこれは一律10万円の支給を、売上げが20%ですか、そこらあたりから減ったところに支給したわけですが、それが557件で給付額が5,570万ですか、それから、令和3年になって、今年ですね。今年の前半期に482件で6,160万ですか、そういうものを支給したということで、残高が1,919万8,000円あるということで考えております。私はなぜまたこういう質問をしたかという、この間行った調査の中、それから今やっている飲食店の皆さん、それから商店の皆さんにもお聞きしたところについて、実際もうどん底が危ぶまれたことを考えているところもたくさんあるわけです。それで事業というか、そういうことによって生活に困っているようなところもあるものですから、そういう中で、今の残金と、それから実際にはプレミアム商品券の残高も約500万程度、そこらは残っているわけですよ。それともう一つ、先ほど1番議員が言ったように財政調整基金も当時町長になったときに2億で、今12億ある、そういうことを考えていく中で、今度のコロナについては、これは大きな災害と同じなんです。かねて静岡市あたりは財政調整基金を全額使ってしまうような格好で財源を振り出して、こういう事業所に支給したような具合もあります。そういうことを考えれば、私もこの今ときですから、町の財源は基金を削っても、そういうことを考えていくことができないかどうか。これは今私は経済に携わる人間ですから、事業所ということを十分考えていますけれども、一般町民についてもそういうことができ得ればというようなことの中で踏み込むまで、今の基金を使うようなこともやむを得ないかなど。災害ですから。そのために基金を置いてあるわけですから、それを持ち出すことについては、十分町民も理解していただけるのかなということを考えるもので、その点もまず1点お願いします。

それから、町税の減免については、町長も私どもも固定資産税についてのことは十分把握

しております。これも調査へ行った中でも、そういう固定資産税を継続して減免してほしい、それから町税を減免してほしい、それから水道料を待ってほしいとか、そういう御意見がたくさんあったわけです。そういう点で、これは町長言うように、私も町だけでやるということはなかなか大変だと思うんです。だから、当然今度議会のほうでも県と国のほうに持続化給付金をまた再交付をお願いしたいと、あるいは県だとか国の借入金の返済については延長してほしいとか、あるいは従業員の休業補償だとかそういうものについても継続してほしいということも、当然意見書として出す形があります。それと同様に、町長のほうも、町村会だとかそういうものの中でそういう話をして、できれば伊豆半島、この沼津だとか伊東、あるいは三島だとか、そういうところと連携あるいは静岡県で言えば舘山寺あたりも含めて、そういう要望を国・県に上げていただいて、そういう困窮している事業所の町税だとか、町税も含めて減額してもらうようなことの要望をしてもらう。それから、できれば先ほど言ったように、災害のことを考えて、コロナは災害と考えれば、町税も一部免除してもらうような格好のもと、当然基金だとかそういうものを取り崩してやるようなことについても、町民に御理解していただいてやっていくようなことができないかどうか、改めてお聞きします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） その財調の使い道でございます。本当にこれはやっとのやっつとで12億、それを無駄遣いする気持ちはございません。と申しますのは、静岡市がやったときには、ある程度地方創生臨時交付金でバックしてくる、これがある程度分かっていたよ。それで多分財調をつぎ込んで、当然そういう中でもバックしてきました。それでそういう中で、今やっとお金がバックしてくる、国はそういう姿勢ではございません。あくまで飲食店とかそういう限られたところに支援するという中で、全体的な支援は考えておりませんので、それで使ったお金がちょっとまた財調に戻ってくる、これは私は国がするような動きではないもので、ここで財調を使うということは、また財調が減ってきますもので、できるだけ財調を使わないで、今残っているお金、地方創生臨時交付金、その中で町民に何が一番いいかというのを総務環境委員会の中で考えておりますもので、その使い道が分かりましたならば、ある程度確立したならば、また議会のほうに一応残った地方創生臨時交付金は、このような方向で使いたいということはまたお示ししていきたいと考えております。財調を取り崩した中では町は考えていません。静岡市の場合と事情が全然違いますもので、それは御理解願いたいと思います。当時は、それに対しまして国の地方創生臨時交付金がバックしてくる、これがある程度見えたものですから、それを基に大々的というか、その財政調整基金の繰出し、

これをやったと考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

また、当然事業者に対するいろいろな要望、減免とか、それはやっています、当然。それは当然自分が保証協会の役員のかは保証協会の方々が県の方々に、なるべく潰れないような方向で、ある程度優しく見てやってほしいということは要望している中で、保証協会は見てくれております。やはり企業をなるべくこのコロナ禍に困っている人には優しくやるような方向で今動いておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

そしてやはり税の減免となりますと、これはもう国の問題でございます。国の野党さんは公共料金も全部減免しなさいよと言っていますけれども、なかなか与党のほうがかうんと言いません。それが現状でございますもので、これはやはり国ができないものは町ができないということは御理解願いたい。しかしながら、困ったことに対するいろいろな要望、これは当然町といたしましても国・県には要望した中で、そういう方たちにできるだけ力になるような方向で動きたいと考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 私のほうは、今町長言うことは十分分かります。当然予算的なものの考え方があるものですから、だから、まん防が出て、それから実際に緊急事態宣言というようなことがありますから、そういう中で臨時交付金というようなことも、当然手当てがあるかないかということの予測もできます。そういうことも含めて、私は国・県でできない補填を、補填を町が考えていただきたいということを再度お話しして、できるできないということはまた町長の判断ですから、一応私が今回の場合はなかなか臨時予算でできないということで今考えていますけれども、できれば、私が言っているように国・県でできないものについては町が補填を、補完をしてくれということの話ですから、十分そこら辺はお分かりしていただければと思います。一応その2点目の町税等の減免については終了いたします。答えはいいです。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、教育委員会事務局社会教育係の熱川支所への移転についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 教育委員会の事務局、社会教育係の熱川支所への移転についてのこ

とですけれども、第1点目については、社会教育係の熱川支所移転が唐突に発表されたが、その理由は。

それから、第2点目には、行財政改革に逆行をしているんじゃないかということで、2点についてお伺いします。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第3問、教育委員会事務局社会教育係の熱川支所への移転については、2点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、社会教育係の熱川支所移転の理由といたしましては、職員の分散勤務を推進することにより、新型コロナウイルス感染症対策の面からも危機管理の強化を図るものでございます。

また、図書館内の職員増員によりまして、業務時間内に発生いたしました災害に対し熱川地区における迅速な防災の初動体制を整えることができます。

次に、社会教育係の移転によりまして、熱川支所の業務及びまた人員配置の見直しが可能となります。併せて、社会教育係及び図書館係の業務調整によりまして熱川支所及び図書館係の職員の削減を図るとともに、社会教育係の熱川支所移転の理由となります。

次に、2点目についてですが、社会教育係の熱川支所移転に伴いまして、熱川支所・図書館の形態見直しを図ることができます。

これによりまして、熱川支所につきましては、現在の職員3名体制から職員1名と会計年度任用職員1名の体制とし、また図書館係は職員1名の減を見込んでおります。人員削減によりまして行政改革を推進するものであります。

なお、この人員削減により、年額1,900万円の人件費の減を見込んでおります。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 私は、社会教育係が熱川支所へ移転するということについては、町長、伊豆新聞に発表する前に記者会見やって、その前に議会のほうでもお聞きしました。そういうことでは唐突ということのあれがふさわしいかどうかはありますけれども、これ住民がまだ全然知らないわけです。そういう中で、私はその町長、この発表されることについて関係団体というか、例えば文化団体とか、あるいはスポーツ団体、それから福祉団体等に、

実際にそういう利害がある皆さんに相談をしたり、意見を求めたのかどうか。それから、基になる教育委員会の事務局のほうにそういうお話を十分なされているのかどうか。

私はそういうことについて、唐突に出てきたということは、町長今16年目になるわけですよ。その中で一度も言ってこなかったことを、今の段階になってお話するということが何かなと。それで先ほど町長申し上げたような、職員が分散だとか、コロナが云々だとか、あるいは危機管理だとか、災害に対する人員の配置だとかといったありますけれども、こういうことがどうかなということですね。一つは、その背景が、熱川支所を廃止することの問題がこれにすり替わってしまったような、そういうことの方をちょっとしたものですから、唐突にあったということは、熱川支所の代わりにそこに何かということを考えてときに、町長の頭の中で従来から考えていたのか分かりませんが、そういうものが出てきたのかなということでもちょっと危惧したわけですよ。それで、実際にそのことについてまだ何というか、各関係団体とかそういうものにも相談もしない、意見の抽出もしないということであれば、もう一度改めて考えてみる必要があるのかな。

それから、私が心配するのは、実際に一つのところにいると、二つのところに物がいくことは全然違うと思うんですよ。そのときにいろいろな職員とのコミュニケーション、それから教育長自身だって、実際に社会教育と学校教育があって、そのポジションの中で把握していくことが一番やりやすいと思うんです。わざわざそういうものをやるということが果たしてどうなのかな。だから何度も私も前から行革の点については、この本所の中に、極端に言えば保健センターも今のいきいきセンターに持ってくるとか、あるいは図書館もこの近くに置くとか、空いているところを利用した格好の中で図書館を移動するとか、そういうことによって行財政改革ということが進むと同じように考えれば、わざわざ今の時期に熱川支所に突然教育委員会の社会教育係を持っていくということについてがどうかなと。ちょっと疑問点が多過ぎるもので、その点についてもう一度御説明をお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 取りあえず教育委員会、社会教育係、これは関係ないとは言いません。ある程度方向性が決まったら言っていくつもりでございます。まず、1点目は、私全協で言ったもの、取りあえず教育委員会は全部持っていきたいと議会全員協議会で説明いたしました。その中で、教育委員会全体を持っていく中でやはりスペースの問題があって多分厳しいという中で、今度はそれでは学校教育と社会教育をじゃ、分散した中でやった中で、やはり学校教育を熱小へもっていくそれこそ1,000万近くのお金がかかるという中でこれも諦めた

経緯があります。私はやはり社会教育だけは図書館に持っていきたい。と申しますのは、やはり日常違うのは一番自分が考えたのは危機管理でございます。基本的には、今災害において、レベル4のときには避難指示で避難勧告がないんですよ。もうすぐに熱川小学校を開設しなければいけない。そういう中で今の現状ではなかなかできない中で、多分社会教育が行ったとしても、自分の考えとしては、要するに健康づくり関連です。予防係が福祉センターへ行ったじゃないか、多分そういう考えでやっております。やはり原課に聞いた社会教育係と学校教育係と一緒にいなければならないのか、結構業務に支障がありますかと聞いて、またそれにまた担当のほうに説明していただきますけれども、そういう中で多少それはデメリットがあるかもしれないが、そんなに大きなデメリットはないでしょうということを言われました。

そういう中でまた2年前に熱川支所のこと考えた中で、やはり相対的に考えた中で熱川支所のこと、熱川地区の住民のことを考えた中で、やはり熱川支所は残してほしいという要望があった中で、やはり残すにはどのような方向が一番いいか。これは2年間考えておりました。そういう中で、このこちらの本庁の職員は正職員が大変少なくなっておりますもので、なるべく正職員は少なくした中で現状の中で、当然国保の収納も減っております。地域係も減っております。いろいろな意味で職員の適正配置、これを考えた中でやはりこれはやるべきではないかと自分は考えておりますもので、今回唐突と言われれば唐突かもしれませんが、ほかの町を見れば、もう社会教育というのは図書館にあるところもありますもので、私は別にそんなに不自然ではないかと考えております。町にとっても一番これが今後の災害、いざ大雨が降ったときの避難所開設、これをすぐに対応できる。熱川となるとやはりこちらからある程度時間がかかりますので、ある程度社会教育係は初動体制をすぐにできますもので、そういう中で町民に対しても災害に対してもメリットになるのではないかと考えておりますし、町といたしましても、職員の適正配置におきましてもこれをやる職員に対しましても、ある程度ストレスな仕事の大変が多少緩和されますので、これはぜひともやっていただきたいという中で進めておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

教育委員会のほうから。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） それでは、業務上の中で不都合がということだったんですけれども、基本的には学校教育係、社会教育係、図書館のほうへ行けば図書館係と、各

係でふだんは個別に動いておるものですから、今現在一緒に教育委員会の中でも図書館のほうですとか給食の係については別の場所にあるわけです。ですので、決裁のやりとりですとかそういったものは、今でも移動しながら行っておるわけですので、社会教育係だけを限って今より相当な不都合が出るというふうには考えておりませんが、確かに打合わせ上は不便になる部分はどうしても出てくることは考えられますが、かといって、現状よりも大きな問題になるほどの不都合は感じないと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 私は、町長の権限で組織の改編については議決を得なくても、予算が伴わなければ議決を得ないということで考えているかと思えますけれども、実際にまず対して教育委員会の部署が今まで稲取のここの本所にあったものが変わるということ自身が、まずそのところをもう一度はっきりお聞きする格好のところと、もう一つは、職員の分散だとか災害の関係の危機管理だとかということについても、昔と違って今はもう従来は道路が寸断するというようなことがありましたけれども、そういう危険性もありますけれども、135号線が駄目になってもアスト会館のところを通る道だとか、あるいは赤川線だとかそういう形もあるし、それから今はもう電算的なものとかスマホだとかコンピュータでそういうことができるもので、危機管理を例えば1週間もそのまま置くなんていうことがあるとは考えていません。そういうことを考えると、従来のもので違って危機管理については実際にそういうことがあったとしても従前よりは早くそういうことができると思うから、そこまで考えることがなくて、逆に今一つのを二つにしていくほうがよっぽどデメリットが大きいというようなことを考えていくものですから、できればまだ時間がありますから、そういうことを含めて町長もう一度改めてお考え方をすることができるかどうか、それをお伺いしておしまいにします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 内山議員がデメリット、私と別な、と申しますのは、今回は健康増進係が今まで役場にあったものが福祉センターへ行きました。全然支障ないですよ、はっきり言って。今回の社会教育係がそっちに行ったとしても、多分言ったように連絡は多少密になると思いますが、そういう行ったことにはデメリットは私は本当に少ないんじゃないかと考えております。

そういう中で、やはり自分が一番心配するのは危機対応です。やはり今回の避難所開設、

これが今までは避難勧告があって多少時間があったんですよ。それから避難指示があったから。しかし、今はもう避難指示ですぐ避難所開設しなければいけないんですよ。それが自分はもう1分でも早いほうがいいと考えているんです。例えばこれは行く間10分の間に初動体制ができなくて、避難所が開設できなかったなんてなると、これはもう町のあれですから、できるだけ早めに初動体制で、ある程度避難所が開設できる、そういう方向でやっていきたいと考えている中で、今回社会教育係大変ですけれども、初動体制だけやって、当然また本部は行きます。それはあくまでも最初だけの、全協でも言いましたけれども、それが対策本部でありますので、何しろ避難所開設だけはなるべく早く開けるような方向で動いてくれ、時間があれば当然対策本部はそっちに立ち上げますもので、それは御理解願いたいと思います。

さらに、やはりこれによって行革の中には職員が、正職員が3名が1名、そして図書館係の方も一応3名おりますけれども、社会教育係が行けば図書館庶務と一緒にできますもので、要するに図書館係2名の体制でいくと、また1名減になりますので、それが基本的にはもうある程度こちらが大変になった部分に割り振った中で、できれば職員の労働時間やいろいろな中で軽減してやりたいなと考えておりますので、またその辺は御理解願いたいと。

皆さん方には確かに急にということはありませんけれども、自分も悪いことは悪いんですが、ある程度そういう構想が昔からあったんですけれども、基本的にはアスド会館のときから教育委員会は知った中で、やはりあそこに行くと、教育委員会全体のことはちょっといかなものかと反対されましたもので、今回はそういう中でやはりいろいろな中で熱川支所いろいろな総合的に勘案した中でこれが一番ベターじゃないかという中で、機構改革じゃないですけれどもそういうことをやらせていただきたいと考えておりますもので、その辺は御了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で10番、内山議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会 午後 3時24分

令和3年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年9月8日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

1. 2番 笠井政明君
 - 1) 小中学校の今後について
 - 2) 町営風力事業について
2. 11番 藤井廣明君
 - 1) 町営風力発電施設の譲渡について
 - 2) 土石流による災害について
3. 6番 西塚孝男君
 - 1) 新型コロナウイルス感染症対策地域商品券について
 - 2) 小中一貫教育について
4. 14番 山田直志君
 - 1) ごみ有料化について
 - 2) 遅れている福祉施策について
 - 3) 国道135号の改良について
5. 7番 須佐衛君
 - 1) 町の災害対応について
 - 2) ごみ処理の見直しについて
 - 3) 第4期地域福祉計画、活動計画について

日程第2 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号))

日程第3 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号))

日程第4 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例)

日程第5 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町手数料徴収条

例の一部を改正する条例)

日程第 6 議案第 37 号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（12名）

1 番	楠 山 節 雄 君	2 番	笠 井 政 明 君
3 番	稲 葉 義 仁 君	5 番	栗 原 京 子 君
6 番	西 塚 孝 男 君	7 番	須 佐 衛 君
8 番	村 木 脩 君	10 番	内 山 慎 一 君
11 番	藤 井 廣 明 君	12 番	鈴 木 勉 君
13 番	定 居 利 子 君	14 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	竹 内 茂 君	企 画 調 整 課 長	森 田 七 徳 君
住 民 福 祉 課 長	福 岡 俊 裕 君	住 民 福 祉 課 参 事	前 田 浩 之 君
健 康 づ くり 課 長	鈴 木 嘉 久 君	健 康 づ くり 課 参 事	齋 藤 和 也 君
観 光 産 業 課 長	山 田 義 則 君	建 設 整 備 課 長	齋 藤 匠 君
教 育 委 員 会 会 長 事 務 局 長	梅 原 巧 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	国 持 健 一 君	書 記	榑 原 大 太 君
-------------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第3回定例会第2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 笠井政明君

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員の第1問、小中学校の今後についてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） おはようございます。マスクを取らせてもらいます。

今回も、すみません、6月に引き続いてちょっと小中学校の問題と2つ通告してありますので、よろしく願いいたします。

それでは、1つ目からいきたいと思います。

小中学校の今後についてということで、先日、私が所属しています文教厚生常任委員会のほうで小中一貫校に関する保護者へのアンケートを行いました。その中の回答というのは提出をさせていただいておりますので、そちらの意見から、少し私が質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点目、各地区への小中一貫校については5年後の開校を目指して進めています。これは以前も御説明いただいておりますが、もう一度具体的なスケジュールを皆様にお知らせください。

2つ目、小学校、中学校それぞれ合併を望む声があります。具体的に小中一貫になった経緯、こちらも聞いていますが、もう一度お願いいたします。

3点目、これは6月議会でもお話をさせていただきましたが、中学校の部活動について、アンケートでも選択肢が少ないよという回答がかなり多く見受けられました。まだ3か月というところですけども、何か検討はされたか教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） おはようございます。

この問題は教育関係でございますもので、教育長より答弁いたさせますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） おはようございます。

それでは、笠井議員の第1問、小中学校の今後については、3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、現在までに、小中一貫教育についての住民説明会を保護者向け、一般向けと分け、計4回実施しております。今後も、保護者が学校に集まる行事等のタイミングで個別説明会を開催していく計画を立てております。

当町に最適な小中一貫校を検討するため、まずは説明会にて御理解を求めながら、いただいた意見を尊重し生かしていくことを考えております。それを基に、来年度からは小中一貫教育準備会を立ち上げ、具体的な検討をしてまいる所存です。

2点目についてですが、町が小中一貫教育を進めることとしたのは、平成28年度末に東伊豆町学校教育環境整備委員会から、中学校を統合し、幼稚園、小学校はできる限り現状を維

持する、または、熱川・稲取地区それぞれに小中一貫校を整備するという答申を受け、総合教育会議にて協議し、小中一貫教育の研究会を立ち上げて研究を進めてきたという経緯があります。

その後、平成30年から令和元年の約2年間にわたり、小中一貫教育研究会を開催し、研究報告書をいただいておりますが、この報告においても、東伊豆町には熱川、稲取の両地区に施設一体型の小中一貫校を設置することが望ましいとの提言をいただいているところです。

もちろん研究段階から現在までも、小学校同士や中学校同士の統合や町内に1か所の小中一貫校をとという声もありますが、全ての方の意見をかなえることはできません。小中一貫教育を進めているのも、様々な方の意見を聞きながら進めてきた結果だということは御理解ください。

次に、3点目についてですが、中学校の部活動については、6月の議会でも答弁したとおり、町の部活動ガイドラインに沿って、学校長の指導の下、生徒数と教員数、外部指導者や部活動指導員の活用等を含め、計画的に適切な数の部活動の設置について検討、さらには、生徒の部活動加入のためのルールの設定をお願いしています。

部活動の選択肢が少ないことに関しましては、文化部の設置も含め、校内部活動検討委員会に諮って検討をお願いしたところですが、現状の生徒数、教員数、さらには今後の生徒数の推移に鑑みたとき、選択肢を増やすことに関しては難しいのではないかと回答をいただいております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、ありがとうございます。

検討については、今までも経緯のほうは何度か聞いていましたけれども、ありがとうございます。

何かというと、研究会のほうでずっとやってきてもらって、説明会も開いていただいているんですけども、皆さんが心配しているのは、小中一貫になったときに両校、稲取、熱川でやっぱり子供の数が減っていく中で、5年後にやっていったときに、10年後には、また1つで立ち行かなくなってしまうって、まとめなきゃいけないんじゃないの、そうすると、子供たちのまた環境変化というのが出てくるんじゃないの。そういう2段階でやっていくのであれば、そういうのも一つ必要じゃないのとか、あとは、やっぱり人口が減っているという

中で、施設の維持管理費とかもかかってくるよねという声も聞いています。なので、わざわざ2つにする必要はないんじゃないかなという声もあります。

小中一貫に関して、僕は別に反対をしているわけではないのでそれはそれなんですけれども、やっぱりここ数年の出生率を見ていても、予想よりやっぱりちょっと早いかなと、子供が生まれている数が予想より人数少なくなっているかなというのは見受けられるので、その辺が、決まったからここを目指すと、当然それはあるんですけども、やっぱり臨機応変にそこら辺のデータを見ながら、ちょっとどう、進めていく方向なんだけれども、それぞれやっぱり1校ずつがいいのか、それとも試験的に始めていって、例えば10年後は考えるよというところまで、要は小中一貫それぞれにつくったら終わりですよではなくて、やっぱりその先というの、保護者の方だったりとか、説明をしていくことによって、こういうところの疑問は減っていくのかなと。やっぱり皆さんそこを心配しているんですよ。

というところがありますので、その辺の対応をちょっとできないかどうかというのを教えていただきたいと思います。

部活動に関しては、なかなかちょっと難しいということは6月も聞いているんですが、ただ、やっぱり現状として、部活動にどう思われますかという回答をいただいたところ、現状のままでいいというのは9.5%です。僕が前回言った部活は自由にしたらどうですか、なくていいよという人は10.7%、じゃ、残りの80%は何かといたら、選択肢が少ないとか、希望する部活がないとか、文化部があるといいよというのがもう80%です。であれば、この8割の人、要は選択肢が少なく、現状なかなか今難しいよという問題と、望んでいるところに乖離があると思います。ここを今すぐ来年度からという話ではないけれども、本格的に検討せざるを得ないのではないかと思います、この辺に対して御回答いただけますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、小中一貫の関係で、町といたしましては、答申が熱川地区、稲取地区、小中一貫が望ましいということで今進めております。そういう中で、笠井議員が言ったように、将来的には5年後どうなっていくか、それはまたケース・バイ・ケースで多少変わってくると思いますけれども、基本的には、原則的には答申がそういう答申でございますもので、まずそれに向かった中で、今後年代的にどういう状況になっていくか、それは臨機応変にやっていくような感じになるのでは、いけばいいとは町は考えております。

部活に関しましても、検討したらしいです。今度、これは数ということではなく内容に関しましては、また笠井議員が言ったように、今の内容でいいのかということは、また教育委

員会に投げかけまして、今の部活の内容も再検討してほしいということは一応この場合言っているような感じでございます。

数に関しましても答弁書のとおりだと考えておりますもので、あとは内容につきましては、教育委員会、ちょっと検討してくれないかということは投げかけていきたいと思っております。

町のほうは以上そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 確かに子供の数が少なくなっているのは事実でございます、現在の1歳児は19名です。転出入等がなければ19名だと思います。今年度、今の段階での出生数が1月31日までの予定者を含めて21名です。この19名、21名、20名を下回る、あるいはその近辺の出生数というのは、研究会が立ち上げていた段階での推移の予想では、令和13年度から17年度ぐらいには、そのぐらいの数になるのではないかなという予想を立てていました。ですので、10年以上早い段階でその20名を下回る出生数になってしまっています。

ですので、今後、答申は2校という形だったんですけども、保護者の意見や現状を鑑みたときに、これでいいのかなということも考え直さなければならない段階に来ているのかなというのは、現状言わざるを得ないところかなというふうに思います。

ですが、いろいろな説明会の中で御意見をいただいて、やっぱり保護者、あるいは地域の方々と合意形成をしていかなければいけないのかなんていうふうに思っておりますので、現段階ではこの方向で進めていきながら御意見をいただいて、そこから新たな形になるのか、また模索していかなければいけないかなというふうに思っております。

部活動のほうに関しましては、なかなか難しいのが現状です。

例えば今賀茂地区に12校の中学校があります。そこで全部の学校について調べさせていただいたんですが、文化部がある学校というのは、吹奏楽部という形であるのは稲取中学校と河津中学校と下田中学校です。それ以外の文化部があるところは、下田中学校しかありません。下田中学校は全校生徒が201名います。201名いる中で、文化部が吹奏楽部と美術部という形であるそうなんですけれども、そこしかないです。

それでも、ほかの部活動は、例えば単独学年で団体戦に出られない部活動も生じているという非常に厳しい状況でやっているそうです。その中で、例えば熱川中学校は今今84名、稲取中学校は113名しかいません。その生徒数で文化部をつくるというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

統合の問題に関しては、本当に外部的要因だったりとかいろいろなことがあって、やっぱり未来のことなので、考えていたことと想定外のことというのはどうしても起きます。

なので、先ほど言ったように、答申は確かに答申であって、その方向でいくのはいいんだけど、やはり早い段階、スピードを持って、じゃ、その先どうするとか、変えていくんだったらどうするということを常に2本の柱で考えていかなければ、それは大変なのは重々分かるんですけども、全てにおいてやっていくことには100%ではなくても、うまくいった場合とうまくいかなかった場合というふうに両方で考えていかなければ、やはりうまくはいかない。

どっちの懸念する事項を解決していくことによって、より成功を導くと、僕は個人的に思っているのですが、今までみたいに、変な話、小中一貫ですという形で、両校ですとあって、でも、人数が減っていても、でも、それになっているので、それしか考えていませんよというやり方であれば、開校した時点で、変な話、それで1校でよかったのという話が出てくるので、1校のほうがよかったんじゃないのという話が出てくるし。

今、教育長が言ったような出生の人数になってくると、単純に割れば10、10という感じなんですけれども、10となると、多分僕が東伊豆町に引っ越してきた頃の大川小学校の1学年の人数ぐらいだと。たしか僕のとくに同級生が十二、三というところだったので、要はそういう時代がもう、30年前の大川小学校の状態がもうすぐ来るところなので、やっぱりこれはスピードを持って対応していただかなきゃいけないので、研究会のほうで、小中一貫で両校という方向性は否定はしませんが、両方、人数のところとか、あとは地域の方、保護者の方の意見を聞いて、やっぱり変えるところは変えていくという柔軟性を持って対応をしていただきたいと思います。

部活動の件に関しては、現状は厳しいのは重々承知なんですけど、文化部がよそがないからいいというわけでもないと思っていますし、要は僕は正直言っちゃうと、ここはもうちょっと考えの過渡期、変えなきゃいけない時期なんじゃないんですかというところですよ。

要はスポーツというのは大事なところもあるんですけど、この世の中自体も変わっているし、選択肢が増えている世の中で、今までどおりの形でいいんですかというところですよ。

ちょっと今回できなかったですけれども、個人的には生徒とかに部活動の在り方、単純に今の部活動がいいか悪いかではなくて、どんな部活があったら楽しいですかぐらいのことは聞いてもいいかなとは思っています。

要は、そうすると多分、今まで僕らの時代もそうですけれども、スポーツという選択肢で取ってきたけれども、ほかにやりたいこと、ほかに伸ばしたいと個人的に思っていることというのが出てきて、それを学校がバックアップできるというのが一番いいのかなというところは考えているので、ちょっとその部分ですね、単純に人数の問題とか先生たちの問題というのはありますけれども、ちょっとその辺生徒たちに投げかけはできないのかどうかというのをもう一回聞きたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 本当に子供たちの希望をかなえるという意味では、そういうこともやればいいのかというのは思うんですけれども、やっぱり部活動となると、新しい部活動をつくるとなると顧問が必要なんですよね。そうすると、子供たちがいろんなことを、これをやりたい、あれもやりたい、いろいろ出てきてしまうと、顧問をつけなければならない。となると、申し訳ないですけれども、教員数の関係で顧問をつけられなくなってしまいます。

そうするとやっぱり学校でできない活動に関しては、社会体育等外部のクラブ活動等に頼らなければならなくなる。そんな関係で、例えば水泳をやりたいよとか、柔道をやりたいよなんていう生徒もいます。そういう生徒に関しては社会体育でお願いをしているような形になってしまいます。

ですので、子供たちのことを考えたときに、どんな部活やりたいのといって、こんなことやりたい、あんなことやりたいという形で希望を取るのは本当に理想的なんですけれども、やっぱり現実問題としてなかなかそれはできないかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 教育長、ありがとうございます。

言ってしまうと、確かに理想なんです。理想なんだけれども、じゃ、その理想に近づけるといって、例えば、変な話、あれもやりたい、これもやりたい、当然いっぱい出てくるといいます。だけど、その反面これはなくなるとか、現実というのを教えてあげるのが先生だったり大人の仕事なのかなというところでございます。

だから、あっちを取ってもこっちも取れるではなくて、あっちを取ったらこっちがなくな

るところで、そこで、でもやっぱり運動やりたいよねという子が多ければ、今のままでもいいし、例えば、6月も言いましたけれども、それにどうしてもそぐわないとなってくると、原則強制というものの見直しというのも今後検討をしていきながら、今のなかなか来年、再来年、今いる子たちは次の世代にしかつなげられないかもしれないけれども、やっぱり検討していくことによって、人数がこれから減っていくという未来も見据えて対応していただければいいかと思います。

1 問目はこの辺で終わります。答弁あればお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） いろんなことで、学校のほうにお願いをできることは考えていきたいなというふうに思いますが、1点、自由参加のことについては、やっぱり中学校の段階になると、生徒指導的な問題が結構ありまして、稲取中学校、熱川中学校にそういうことはないと思うんですけども、例えば本当に自由にしてしまうと、放課後、子供たちが何も活動せずに家に帰る。そのまま家に帰ればいいんですけども、もし万が一ほかのところでは何か生徒指導的な問題が生ずる可能性もあります。

そんなことで、今賀茂地区では完全に自由に行っているところはありません。学校にある部活動に入らなくてもいいよという形で自由参加としているところは4校あるんですけども、やっぱりその自由の中に、社会体育等で何かを活動しているという条件がつきます。ですので、完全な形の自由というのはやっているところは賀茂地区にはありません。

全国的に見ても人口が集中しているところ、大都市なんかでは完全に自由をやっているところもあるんですけども、やっぱり地方で生徒数が少ないようなところに関しては、自由なんですけど、ある程度の条件をつけて自由に行っているというところがほとんどです。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、町営風力事業についてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、それでは、2つ目の町営風力事業についてをお伺いします。

すみません、一般質問を提出してからちょっと状況が変わってしまったのですが、一応通告させていただいていますので、確認の意味を込めて質問をさせていただきます。

先日町議会のほうから、町のほうへ要望書を提出させていただきまして、8月19日付で回答をいただいております。その中で、私がちょっと聞きたかったことを2点ほど入れてあり

ます。

1点目としては、事業継承について、区の役員とか関係者、事業者だけしか説明を行わず、町民に対して回覧等でお知らせを検討していますということでしたが、説明するつもりはありませんかということと、2つ目、事業検証においてなんですが、風車を撤去後に行うということで回答をいただいています、なぜそのようなスケジュールになっているのかと、あとは単年度、昨年度までの検証は行っていないのか、2点お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 笠井議員の第2問、町営の風力事業については、2点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、議会から町営風力発電所の譲渡及び民間企業との共同事業としての風力発電事業についてとして提出されました要望書には、説明会を開催し、より多くの町民から理解、また支持を得られるように取り組まれないとの要望がありました。

私も町民に計画を周知する必要性は感じており、白田区と片瀬区の役員の皆さんに対し説明会を実施しましたが、現在はコロナ禍であり、事業内容をより多くの町民にお知らせするという目的のためには、説明会よりも回覧等を利用しての事業内容の周知のほうが適切であると考えております。

なお、その結果を受けまして、GPS S社として説明会の開催などについても検討していると伺っております。

次に、2点目についてですが、町営風力発電事業の検証につきましては、風車の撤去を町が行うのか、民間企業が行うかによって、町の負担が大きく変わることから、事業の総括という意味で、撤去まで完了した上での検証が重要だと考えております。

また、風力発電事業につきましては、一般会計からは独立した特別会計という形で、毎年度決算書及び主要施策の成果説明書を作成し、議会の認定を受けることにより検証を行っているものと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

今、町長から説明あったとおり、ちょっと提出後ですが、事業主体であるGPS Sから地

区説明会を行いたいということであったということはお伺いをしておりまして、ちょっと説明と質問とずれてきちゃったなというところはあるんですけども、今、町長が回答いただいた中で、コロナ禍だから回覧とかでお知らせをするということなんですが、どうでしょうか、僕が議員ではなく一町民として思うことですが、回覧で回ってくるということは決まったんだねと取られても致し方ないのかなと。計画ではなくて決まったからこうなりますよみたいなお知らせと取られても致し方ないかな。その誤解を生みたくないから、議会としては町民説明会、かつ共同事業ということでなっていましたので、町にお願いをしたかったというので、こちらの要望書のほうに書かせていただいております。

ただ、やっぱり回覧等、新聞折り込み等で書いてあるんですけども、じゃ、その疑問を持った人たちはどこにぶつけましょうかというところなんですよね、疑問を。

回覧というのは、見て終わっちゃう人もいるし、これどうなのと思ったときに、どこにどうしましょうかというところがあるので、やはり分からないといったときに、聞いていいんですか、駄目なんですかというところ、先ほど最初に言ったとおりで、やっぱり回覧で回ってくると決まっているんでしょうと、大体言われることが多いですね。

なので、その辺はどういうふうに対応するつもりだったか、ちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

2つ目の事業検証、確かに特別会計なので、会計の年度できます。それは分かっているんですけども、僕がここ言いたかったのは、町長が議員の時代だと思いますが、計画があつて、ほぼ運用に関しては町長の任期中に行ってきましたよというところだと思います。

故障もあったし、いろいろあったんですけども、当初計画からずれが生じているじゃないですか、基金の積立ての部分とかね。その部分に関して、単年度だったりとか、総生産、倒すまでといえ、その費用があるないと、金額がでかいから、金額ベースで言ってしまうばそうなんですけれども、例えば故障に関して、予想より多過ぎて、じゃ、それをどういふふうに対策したけれども、間に合わなかったよとか、単年度だったら1年度、過去3年振り返ってとかいうことはできていないですかということをお伺いしたつもりなんですけれども、そのところもう一度お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、回覧どこにやるか、やっぱりちょうどごみの有料化につきましても回覧等でお知らせしている中で、分からないところ、疑問のところは、最後にここで連絡していただければそれに対しまして回答いたしますということを書いてありますし、また、

ホームページなんかもやった中で、一応疑問とかいうのがあったら、ここにお問合せくださいということは書く予定です。その辺は原課のほうから説明いたさせます。

回覧につきましては、そういうふうな方向で町民のいろんな疑問に答えていきたい、そういう感じ。

2点目の検証でございます。これは何回も言っており、町が主体となってやるには、自然相手にやるときは、やっぱり机上とは大分違うなと感じ、これは藤井議員のときにも何回も言っております。

やっぱり町がやって、本当に机上ではばら色のそういう想定でしたけれども、本当いろんな雷、いろんな自然の猛威を振るわされた中で、今大分苦渋しているところでございます。

そういうので、私としても、現象としては、やっぱり町といたしまして、自然を相手には事業を起こす、これは大変ばら色じゃなく、大変最悪のことを考えてやらなければいけないなというのが、一応自分のした町民に対する検証、自分がやったところという。

数制的なものはいろいろ、またやっぱり撤去した費用をやらなければ最終的にはその検証できません。

ところで、私が今まで15年やった中で、その風力に対するその思いというものは、藤井議員がいつも自然を相手のやつは、町が独自でやるということは大変危険だなという、そういう点、また、次の人にはそういうふうな言い伝えはやっていきたい。そういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

町民の意見の集約のほうはちょっと企画のほうから説明いたさせます。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 当初、説明会は開かずに回覧等で町民にお知らせするという方針でございましたが、その際については、当然回覧のほうには誤解を招くようなことがないように、計画段階でこういった調査結果が出ていますよというような説明ということで、当然それについて回覧の説明だけではよく分からないというような方については、企画調整課のほうですとか、GPSのほうに御質問等いただければ回答できるような体制をつくるということで、当初から考えておりましたし、説明会は開きますが、回覧は実施する予定です、その回覧についてもそういった形で。

もちろん回覧を見て説明会に来ていただいてもいいですし、説明会に行くほどじゃないけれども、気になるなということがあれば、窓口でもお電話でも御質問いただければなということ考えております。

あと、事業の検証のほうですが、担当課としては、一覧のようなものをつくって、この年度ではこういう理由で幾ら一般会計に繰り出したんだけれども、ここは本当だったら繰り出して使わないで保守に回したほうが今となってはよかったかなということであったりだとか、当初の見込みと比べてどこが甘かったのかな、どこはまあまあだったのかなというようなことについては把握をしておりますので、事業の撤去が完了した後は、そういったことを全て広報、または、やはり別途チラシ等を作成して町がやった事業として最後までしっかり検証をして、町民の皆様にお知らせするというつもりでおります。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

説明会に関しては、要は僕らが出したのは、区の役員だったりとか僕らが知っていて、当該の住民が知らないよとか、例えば回覧もそうですけれども、例えば見逃しちゃったとか、聞きたいけれども、どこに聞いたらいいの分かんないとかいうのを減らしていきたい。

要はやるもやらないも、みんなで一丸となってやっていかなければ、ある程度ね、勝手に進めてしまうのはよくないし、やっぱりそういうところのリスクは減らしていきたいよねということをお願いをしていたので、今みたいに広く丁寧に説明をしていただくような形を取っていただければ、私は進め方としてはいいかなとは思いますが、説明会もあるので、本当に聞きたい人はそこに行くと思いますので、ちょっとそれを終わってからという形を取りたいと思います。

2つ目の事業検証に関してですが、今、課長の説明がありまして、何かというと、僕はこの風車が失敗だったからどうだとか、成功だったからどうだということはないんです。何かというと、全ての事業において成功と失敗というのはどうしても紙一重、なるべく、当たり前なんですけれども、成功させたいというのが人なので、要はいろんなことの事業で考えが甘かった、計画が甘かった、どうして手前で止められなかったということ全てにおいては、全ての事業に関して、考え方としてそれは蓄積されていくので、この体制を町としてつくっていただきたいよということで事業検証のお話をさせていただいています。

どう見ても、今の段階でこれが大成功ということでは多分ないと思いますので、だから、その部分でお伺いしたので、その辺に関しては、じゃ、全てが終わってからも構いませんが、やはり今、課長が言ったとおり、丁寧に皆さんの部分に説明が行き届くような形でも

構いませんし、それを糧にして、これからのいろんなことの計画だったりとかに役に立てていく、要はやり方というところをしっかりと植え付けていただければ私はいいかなと思います。

とにかくその説明会とか、住民に知らしめるというところはお願ひして、こちらの質問は終わりたいと思います。答弁があればお願ひいたします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、笠井議員聞いていて、議会側からの要望書の趣旨が大体分かりました。

そういう中で、GPS Sさんが説明会を開催する方向でやっていると聞いておりますもので、基本的には、町としては全員協議会で9月定例会の最終日、補正予算を提出させてもらう、これは取消しさせていただこうと考えています。やっぱり地区説明会を開催した中で、町としてはいろんなものを判断していきたい。

ただ、一応全協で言った、提出する可能性もあると言いましたが、これは提出いたしませんもので、その辺は御理解願ひたいと思います。

次に、2点目の検証、これは事業に対しましての検証、絶対必要です。全てこれやらなければならぬ。その中で、何が悪かった、何がよかったか、そういう中でやった中で、やっぱり今後のことに対しまして、私は一番のやつは何回も言っている自然現象に対しては、机上では本当にばら色でございますけれども、今回は本当に雷が落ちていろいろ散々ですよ。多くの予算も切って、基金も思うより積立てすることができませんでしたもので、やっぱり町が主体となる、これが本当、今回はGPS Sさんですから、町は一切関係ありませんから、やっぱり町が主体となったら、そういう自然現象をやるには、本当慎重にやらなければ、今回のようなことでまた、もう一般会計のほうも予算も繰り出しているもので、やっぱりそういうことで特別会計、絶対いけないものです。それはもう検証した中で、今後そういうようなことがないような事業報告、これはやっていきたいと考えておりますもので、その辺は御理解願ひたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、笠井議員の一般質問を終結します。

この際、10時25分まで休憩とします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 藤 井 廣 明 君

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付についての申出がありましたので、これを許可します。

11番、藤井議員の第1問、町営風力発電施設の譲渡についてを許可します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、通告しておきました2問についてお尋ねいたします。一問一答形式でお願いいたします。

まず、第1番目に、この間、かなり長い期間議論してきてはおりますが、まだまだ解決に至っていないし、私ども議員のほうにもいろいろ審議しなければならない点がございまして、お尋ねしているわけでございます。

第1問としまして、町営風力発電施設の譲渡について。

町営風力発電施設3基が停止して久しい。この間も維持費がかかるため、本年度の当初予算に風力発電施設の撤去費を計上しているが、現在もなお撤去に至っていない。

そこで、以下の点について伺う。

1、町が町営風力発電施設を撤去するお考えは。

2、町は、町営風力発電施設の撤去を条件に事業を譲渡することを検討しているが、これに関するメリット、デメリットは。

3、現在、立入禁止とされている風力発電施設の敷地を事業者を使用させている根拠は。お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 藤井議員の第1問、町営風力発電施設の譲渡については、3点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、今まで何度も説明しているとおおり、現在検討している民間企業に対する町営風車の譲渡がうまくいかなかった場合には、町で風車を撤去する必要が生じます。

次に、2点目についてですが、町が民間企業に町営風力発電事業を譲渡した場合のメリットは、風車の撤去を民間企業が行うことになるため、概算ですが、風車の解体費1億2,000万円を町が負担する必要がなくなります。また、民間企業により新しい風車が建設され風力発電事業が継続されることから、それに伴い、固定資産税が町に入るほか、風車建設工事による町内への経済効果も見込まれます。

また、町営の風車の運転開始以降、町が実施してきました風車見学や視察の受入れなども引き続き可能となり、地球温暖化防止の啓発事業を継続することができますし、2030年の温室効果ガス46%削減を目指す国の方針にも貢献することができます。

デメリットにつきましては、風車によって生じる騒音や影などの問題について、事業者から委託を受けた日本気象協会が十分な調査を行っており、影響は小さいとの結果が出ておりますが、予想外の事態が生じる可能性を100%排除できない点が挙げられます。

次に、3点目についてですが、事業者であるGPSホールディングスと町は、平成30年2月28日に東伊豆町風力発電所のリプレース及びリエンジニアリングにつきまして、共同で検証を行うことを目的に基本合意していることから、町有地での風況調査を実施しているものです。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） ただいまお答えいただいたんですが、これは私ども議会の方からも要望を出していたわけですが、ざっくり言いまして、言わばゼロ回答、議会の要望に沿って検証をやっぱり先にすべきじゃないとか、あるいはまた、一旦撤去して、それからその新しい風車をやるというような考え、例えばどうかとかというようなあたりなんかもそのようにはなっていないということで、なかなかこれは町の姿勢がもう既に譲渡というふうな形で進んでいるので、私どもちょっと議会のほうは、いろんな形でこれから検討しなくてはならないというふうに思っております。

また、昨日の段階でちょっと情勢が変わったというふうになってきましたので、その点も

踏まえて、ただ、まだまだ町にお伺いしたいこと、従来からありますので、その点は続けたいと思いますので、御了承ください。

今のメリットがいろいろおっしゃいましたけれども、撤去に1億2,000万かかるという、これは概算で要求しているわけですが、この金額に関しては、まだ必ずしも見積り取ったわけでもないし、それこそまだ確定ではない。ただ、予算計上をしているということは事実でございます。

これはなるべく早く撤去をしたいんだというふうなことだったかと思うんですけども、また、県からの補助とかそういったものも見込めるので、しばらく置くよりも、なるべく早いほうがこれはそういう補助といいますか、起債を使わせてもらえるということですね。そういう有利な条件で撤去できるので、なるべく早いほうがいいというようなことをおっしゃっていたかと思います。

雇用とか固定資産税が入るとかというふうに関しては、これは、雇用は今まで熱川等々見ましても、ほとんどあまりあそこでは風車の下には人はいないというようなことで、あまり望めないんじゃないかなと思います。

ただ、町長おっしゃっているように見学など、他町から来て、この間うちの町営の風車でいったようですが、そういったもので地球温暖化防止というようなことを説明できるんだということは言ったかなと思いますが、これも当初、町の見学会で確かに風車の模型まで配ってやっていた経過がありますけれども、あまりいい結果ではなかったというふうなことからいいますと、同じようなことを、次にまた建設したとして、それが見込めるのかどうか、説明できるのかどうかということですね。

デメリットに関しては、これは、私はメリットを上回っていっぱいあるんじゃないかと思うんですよ。それに関しては、さんざん言ってまいりましたけれども、近隣施設にかなりの影響が出るのではないかと。それは、今までの風車ですと600キロワットという小さい風車でしたけれども、今度は3,000キロワットであるというようなことで、高さも2倍になる。それが3基もあったときの影響というのは、現在の比ではないだろうということで、近隣の動物園、施設、それから保育園の方、そういったところにも影響はないというふうに考えるのがちょっとおかしいんじゃないか。

先ほど町長が最悪のことを考えてやらないと、自然を相手にする仕事というのは難しいというふうにおっしゃっているんですけども、今度は、さらに規模が大きくなるだけに、そういうデメリットのほうもやはり大きくなってくるんじゃないかなというふうに思います。

当然その風下のほうに片瀬、白田地区住民がお住まいになっているわけで、それにこの前のシャドーフリッカー等も含めまして、何度も言ってきましたけれども、騒音、低周波音の被害も重々考えられる。

これは、日本気象協会さんが大丈夫だとかいうふうな数字を幾ら上げて、これは基準がかなり緩い基準を当てはめて、それには違反していないというぐらいの話ですから、どんなにあれしても、例えば町長も認めているように、被害が出たとして裁判に訴えても、それはその風車との因果関係は分からないんだというふうに裁判では却下されるわけで、そのことが、町長は繰り返しそれはおっしゃっているわけです。

低周波は認めるけれども、まだ国として認めたということはないんだというふうにおっしゃいました。しかし、実際上は、例えば病気の人が病名が分からなくても痛いことは痛いというのと同じように、現に苦しい人は苦しいわけで、それに関しては全員とは言いません、低周波被害も騒音被害も。例えば船酔いなんかもかかる人もいるし、かからない人もいる。酔う人もいるし、酔わない人もいる。それと同じように、全員というふうには言いません。中に、1割にしろ、2割にしろ、3割にしろ、そういった被害が発生するのではないかとこのように言っております。

それから、私たちのまちは、観光を主にしている町なわけですけれども、町で、例えば伊東のほうから帰ってきて、白田の峠を越してお寺の辺りから真上を見たときに、浅間山といえますか、真上に風車が建つ、その景色が今までよりも倍の大きさに建つということは、やはり圧迫感もあるし、それから夜間はピカピカ光るわけで、それが山奥の三筋山なんかにおける誰も人が住んでいないところにあるのとは全然違って、これはやっぱり景観を阻害するのではないかとこのように私は思っております。

さらにデメリットの中では、白田区の土地が3割方ありますよということで、この間、地上権を設定して契約を結ぶということでもございますけれども、私はやはりそれに関しては20年間塩漬けになる可能性もあるのではないですかということはかなり言っているわけで、また、撤去するとき先方様の会社がきれいに更地にして撤退していくわけではなくて、もし残されちゃったらどうするんだというふうな問題も、やはり最悪の事態としてデメリットの中に入れておかないとまずいんじゃないかなというふうに私は思うんですが、その辺のデメリットに関しての見解どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず1点、この事業は町がやるんじゃなくて、民間企業がやるという

ことは理解していただきたい。

町がもうリスクがあれば、これはやりません。さっきから何回も言っているリスク、これはあくまで民間がやったやつで、町は一切リスクは出ないもので、一応これを進めている。何回も言っているように1億2,000万の解体費、これはもう住民の、一般財源ですから、できればこういうのは住民の福祉のために、住民サービスに使いたい。

やっぱりこれが最初の出発点なんですよ、はっきり言って。やっぱり今の町営のところ建っているのに町単としてそこら辺のお金をかけるならば、民間企業にやってもらった中で、その撤去費用を住民サービスに使う。これが基本的な考えです。そういう中でこれを進めていくことは理解していただきたい。

それと、リスクは絶対ない。これはもう私確信持って言えます。それは御理解願いたい。

そして、私、雇用とは一切言っておりません。あくまでも経済効果というのはその工事にに関する下請とかそういうことは言いましたけれども、雇用に関しましては、今回は言った記憶が自分はありませんけれども、そういうのもまたどこで言ったか言っていたら、それは訂正していきたいと思います。自分の中では雇用と言った記憶はありませんもので、それは御理解願いたいと思います。

さらに、基本的には日本気象協会、一応予測として小さなもしかして出る可能性もある、それは言っておりますけれども、大きなことはまず予測というのは出ないということでございます。壇上では言いました。

そういう中で、国の基準が緩いと、これまた課長から言わせますけれども、基本的にやるときはやっぱり国の基準が基になった中で事業は進めていきますもので、それはまた御理解願いたいと思います。

それで、低周波に関しましては、私は、悪くなった人が低周波のあるとは言っておりません。低周波の可能性があるので、可能性です。低周波ではありません。そういう中で、低周波の可能性があるという中で、その点、医療機関の方から、それが低周波ということ言ってくれば、それは町としても対応する。それは御理解願いたいと思います。低周波と言って、低周波の可能性ということですね。それは御理解願いたいと思います。

(何事か言う声あり)

○町長(太田長八君) 夜間の飛行に関しましては、全協でちょっと言うことは言いましたもので、その辺は。

それと、景観に関しましても何回も言っている。景観論争は個々のあれで、やっぱり細野

高原の上やりましたよね、三筋山。あれに対しても、私、湿原や高原に来た人に聞くですよ。そうするとやっぱりいいという人もいれば、ちょっといかがかと。やっぱり大体2分の1です。

これ景観論争は、なかなかこれ言われるもので、今のやつが皆さんそう言われるもので、鉄塔が建っています、あの辺の高さになるのではないかと考えておりますもので、ちょっと景観論争に関しましては、これは個々の判断がありますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

(何事か言う声あり)

○町長(太田長八君) その辺は契約の中でまた銀行も、自分よりか原課のほうが多分知っているとか詳しいと思うので、それは原課のほうから説明いたさせます。

○議長(稲葉義仁君) 企画調整課長。

○企画調整課長(森田七徳君) 私のほうから事務的なこと等について御答弁をさせていただきます。

今まで議会全員協議会等で御説明してきた内容と重なる部分もありますが、改めてということで御承知いただければというふうに思います。

まず、藤井議員の発言で有利な起債云々という御発言がありましたが、この起債については町にとって有利な点というのは一切ございませんで、借りたお金は全額利子をつけて返すというような内容の起債となっております。

次に、いろいろ調べているけれども、基準が緩いんじゃないかということでしたが、これについては環境省のほうで、過去に風力発電事業については騒音ですとか、低周波音じゃないかというような訴えがかなり出ているということを環境省のほうも重々承知をしております、環境省としては未然にそれを防ぐということで新たに基準を設けております。

基準を設ける際には、苦情が発生している風力発電所を含めて、全国29か所の風力発電所周辺164地点で測定を調査しております。この調査については、低周波音の測定も実施しております。

これら取りまとめて報告書が出ておまして、風力発電施設から発生する騒音等への対応についてという報告書を科学者ですとか、お医者さんですとか、各分野の専門家の方が検討して報告書を出しました。

この報告書に基づいて、風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアルに基づき測定をして、風力発電施設から発生する騒音に関する指針というものを環境省のほうで出しており

ます。

これらの書類をざっと目を通していただくと分かるんですが、環境省についてはかなり安全側に基準のほうを設けているというふうに言っております。

この指針なんですが、現時点では国内で最も科学的で網羅的な基準となっております。また、この指針については、ただの参考資料ということではなくて、全協の際にも説明させていただきましたが、国から地方への技術的な助言という法律に基づいた指針となっております。

この法律に基づいた指針というのは、国のほうから客観的に妥当性のある行為を行い、または措置を実施するように促すものということですので、文言のとおり素直に解釈すれば、この指針に従うことが客観的で妥当性があると国が言っていると。これに基づいて町が物事を判断するのは当然のことではないかというように考えております。

あと、また町長のほうから景観が主観だからというような答弁がありましたが、たしか藤井議員、三筋山の風車に反対されているときにも、三筋山に風車が建つと景観が悪くなって、ゴルフ場のお客さんに影響が出るというようなことをかなりおっしゃっていましたが、実際に三筋山に風車が建って、ゴルフ場のお客さんが減ったですとか、苦情が来ているとか、そういうことは一切ございません。

あと、航空障害灯についてですが、これについては、風車3基に全てつくのか、風車1基だけで済むのかということは、国のほうとこれから検討が必要になると聞いております。ただ、最近の航空障害灯は下側に光が出ないようにお皿状の物をつけるような配慮がなされているということです。

あと、地上権で土地が塩漬けになるんじゃないかということでしたが、接道もしていない現在使われていない土地ということもありますし、地上権についても、20年なら20年の年限を切って、使用目的も風力発電ということを切って地上権を設定して登記をするものですから、仮に20年が過ぎればその地上権の抹消は町の意味で行うことができます。

あと、撤去についてですが、これについても議会からの要望で丁寧に御説明したつもりでありますが、今は法律上も積立費については毎年経済産業大臣への報告が必要になっておりまして、積立ても含めて事業計画、収支計画を策定して、金融機関の審査を受けて融資を受けるといことでございますので、撤去費の積立ても担保されているというように考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） メリット、デメリットあるものについて、これは、私は、今回町長がおっしゃるように、町がやるのではないと。相手のGPS Sさんがやって、町は言わば投資、土地をお貸しして、その分を投資するような形になると、こういった形と考えてよろしいんですね。

そういうふうなことだと思いますが、それでは、町が投資するにしろ、土地をお貸しするにしろ、土地代として投資するという形態のようですが、その場合、相手を本当によく、会社を信用していいのかどうかという問題も、これはつぶさにやっぱり調べない限り、地方自治体が自分の土地なり税金なりを使って投資するわけですから、これは相手に対して、僕は、よくつぶさに調査するという姿勢がなければならぬんじゃないかと思うんですが、この間、会社の登記簿謄本、それから役員名簿、それから決算書、こういった物出ていますかということでしたが、頂いておりませんというふうなお答えでした。

これは、しかし町が相手にする会社のどういう会社かというのをはっきり言って私分らないと言っていいと思うんですね、書類上。ですから、今もそうなのか、それともどういう会社なのかに関して、ちょっと分かりやすく教えていただくと助かるんですが。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、町が通したのは出資ですよ。出資することは何ら問題ないと考えておりますし、GPS Sさんのほうも調べた中で、それは特に問題ない。そういう中でもやっていく。投資ではありません、出資ということで御理解願いたいと思います。

課長、会社の概要につきましては原課から。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） GPS Sホールディングスについて、会社の決算等について、町が詳しく調査をしたということは今までのところございません。

GPS Sの会社の内容ですが、現在日本各地で、主に今までは太陽光発電ですとか、あと地熱発電のほうを中心に新エネルギーを発電して売電するということをなりわいにしている会社でございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） さらに町では、そうしますと、出資にしろ町がお金を出す以上は、これは競争入札参加資格審査申請書というのをこれは取らなければならないんじゃないかなと思うんですが、どうですか。それは必要ないですか。どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 町が工事ですとか、委託ですとか、そういうことを発注する場合には、相手側が参加資格を出していかなければなりません、その会社に町が出資するに当たっては、そういったことは一切ございません。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） しかし、風車の建設というふうなこともあるわけで、当然こういうことに関して、町が出資する相手方、これに関する調査というのはしなければならぬんじゃないかなというふうに思うんですけれども、今そういった会社の定款とかそういったものは取っていないということでございました。

現在のそこの社長というのはどなたなんですか。社長。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） G P S Sホールディングス株式会社の代表取締役社長は目崎さんという方でございます。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 会社の発表されている中では、社長が交代したというような記事が2019年11月に出ているんですけれども、これはどんなふうなものでしょうか。2019年11月1日付のG P S S社のプレスです。これには、社名も変更したと。G P S SホールディングスからG P S Sエンジニアリングというのに変えた。それから、社長は目崎雅昭さんからフィリップリチャーズさんというふうな方に替わったんだというふうに発表されております。

ですから、今回うちの町と協定書を結んで、また目崎さんのお名前がなっているんですが、この辺は、じゃ、これはインターネット上全世界に流れている情報が間違っているのかどうか、その辺はどうでしょうか。いいですか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） こういった会社の社長が誰であるだとか、そういった事実確認については、できれば一般質問ではなくて企画調整課のほうに聞いていただければ確認で

きることなので、事前に確認していただければなと思いますが、事前に資料として配付していただいたプレスリリースのほう、私今拝見させていただきましたが、これについて藤井議員、完全に誤解されているのではないかなというふうに思いますので、説明をさせていただきます。

これについては、GPS Sホールディングスの中に、もともと建設業許可を持っている建設部門がございました。これについて、GPS Sエンジニアリングという形で建設会社として独立をさせております。その社長が目崎さんから替わられたということございまして、GPS Sホールディングス本体はここで持ち株会社になって、社長も替わらず、事業内容も変わらず存続している会社でございますので、何ら問題はないというように考えております。以上です。

○議長（稲葉義仁君） 藤井議員、すみません、今の質問の件ですが、少々通告外の質問に当たるのではないかとこの部分もありますので、あくまでも通告した質問、ここに基づいた形で協議というか、質問は行っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○11番（藤井廣明君） はい。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これは私らの議会にまだ議決もなく事態がこうやって進んでいるわけで、その点に関しては、根掘り葉掘りやっぱり聞くというのは、町民の利益を守るという意味からは、私は本当に嫌がられようが何しようが、根掘り葉掘り聞かざるを得ないなというふうに思う、そういった思いで聞いております。

今の第4回目なんかには、サステイナブル・ソサイエティ・インベストメント・マネジメント株式会社というふうな形で、また会社がきているんですが、これが私らは分からない。何でGPS Sさんがこういう名前を出すのかということもちょっと分からなかったものだから。

○議長（稲葉義仁君） 藤井議員、よろしいですか。事業会社、関係会社の件については、今回の一般質問の通告にはございませんので、これはちょっと私としては質問の範囲を超えていると判断しております。先ほども注意いたしました、その点を踏まえて質問をしていただくようお願いいたします。

これ以上こういったことが続く場合は、場合によってはまた違った対応を取らせていただきますので、十分に御注意ください。

では、どうぞ。

○11番（藤井廣明君） 私は町営風車の撤去に関しては、例えばあちこちで撤去している事例がありますよね。例えばくさつ夢風車とか、静岡市の風電君とか、枚挙にいとまがないんですけれども、その中でも参考になるのは、やっぱり町営の風車ですから、これは町民がこれをどうするかと。今までの検証と同時に、住民参加で審議会をつくって、それにパブリックコメントなんかを求めて、どうする、こうするというふうなことをやっぱりやる必要があるんじゃないかと思うんですよ。

それを、町長、首をひねっていますけれども、くさつ夢風車ではその撤去に当たってはどのような手続をやっているんですよ。住民参加で審議会をつくって、その審議会の意見でこれは撤去をしようという結論で、撤去費用に9,600万円かかったというふうなお答えですけども、そういうふうな手続を踏むのが、これは町営の風車として、町民の財産ですから、普通は在り方としてはそうなんじゃないかと思うんですけれども、その手続なしにいきなり譲渡だと。また新しい風車を造るんだということにのめり込んでいくことに関して、私は議会として、議員としていかなものかという疑問を持っているわけですよ。

その点に関してお答えいただきたいなと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 議員の質問としては、町民の代表として一般質問する、それは結構でございます。ちょっと的を外れたことはやっぱりやめていただきたいと考えています。また、それが独り歩きをするもので、会社に対して迷惑をかける可能性もありますもので、それは御理解願いたいと思います。

それから、自治体がやったと。私が一番の出発点は、やっぱり何回も言っているように、撤去費用に1億2,000万かける、これを住民サービスに回すべきじゃないか、それによってこれが出発点だということだけは理解願いたいと思います。

やっぱりこれが、財政がよければいいですよ、本当に。財政がよければ当然そういうことも考えるでしょう。しかし、財源が、財政が大変厳しい中に、この1億2,000万をただ撤去費用のためにかけていいのか。やっぱりこの1億2,000万というのは住民サービスにかけたほうがいいんじゃないかという決断をした中で、私は今回そういう方向でやらせていただいております。

当然自治体によって考えは違うんでしょう。しかし、静岡県だと基礎も合わせると2億5,000万ですよ、撤去費用が。今回ワイヤーだけだから取りあえず1億2,000万、そんなふう

になっていますけれども、これを全部撤去した場合はもうそれなりの経費はかかります。

それを理解した中で、自治体いろいろな考えがある中で、確かに藤井議員も草津がそうやったと。それも一理あるでしょう。しかし、東伊豆の現状を考えた場合、私はこれが最良の判断ではないかというので、今進めさせて、今現状でございますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） メリットもある、デメリットもある、そういったことなんですが、私はそういったことは、言わば出資というものは非常に、この会社もおっしゃっているように、出資した額の元本は保証しないというふうに言っているわけで、非常にギャンブル性が高いような感じですね、言わば。

ですから、こういうことに町が出資するということに関しては、逆に私は、町がやるんならいいんですよ。町がやるということであれば、いや、風車に限らず事業をするというのであれば、それは町が何らかの利益になるようなことであれば、それはいいですけども、出資するというのは当然、元本保証もないというふうにおっしゃっていますので、町に損害をかけることもあり得る。

それからまた、小さい風車を撤去するためのお金がないために、でっかい風車を建てて、もしその会社が倒産された場合はどうするかというふうに言っているわけですよ。それは幾ら、例えば協定書で積み立てましたとか何か、倒産された場合はもういないわけですよ。交渉相手がいない。そういったリスクがある。そのことをやっぱり考えないで、町の土地を売ったお金で出資するというのは、私は手法が違うんじゃないか。かえって小さいお金を惜しんじゃって、目先のお金で大きな出費につながるのではないかというふうに私は考えますので、その辺、町長、どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） これは何回も言っております。出資額がどのぐらいか、撤去に単純に考えて1億2,000万ですよ。多分公共事業だから、ある程度安くなっています。もう普通の半額になるとか、そんなこと絶対ないと自分は考えています。

これが民間の事業がやるなら、ある程度撤去を民間の事業がやるなら、それはあるけれども、今公共で自治体がやるときは、工事費用がカットできません。見積額そのまま設計額と

して乗せていっています。例えば1億2,000万かかるのが、1億2,000万で見積りやりなさい。昔は多少、3%ぐらい切った中で、じゃ、この金額の中でやってくれと言いましたけれども、今は設計額を分離できません。その設計額どおりの金額で入札をなさいと。そういう感じでございますもので、それは御理解願いたい。

そういう中で、まだ幾らになるか分かりませんが、出資額とその撤去費用、この割合を考えたときに、自分の判断として、当然撤去費用が何十年かかる。そういう中で、メリット、デメリット考えたときに、やっぱりこれは出資したほうが町のためにはいいなというのは、それで今現在進めております。

そういう中でも……

(何事か言う声あり)

○町長(太田長八君) 倒産した場合は、やっぱり何回も言っておるのは、企業が、これはもう水かけ論で、やっぱりもう企業がどの辺が、銀行さんもちゃんと調べた中で、そうすると、何をやる、例えばそうなる、それを心配するならば、事業が町が主体である、民間の方が受けた。じゃ、この民間の事業は倒産しないか、そういうようなことを考えたら、それはちょっと大変厳しいんじゃないかと考えておりますもので、やっぱりあくまでも町といたしましては、銀行の関係と、そして、更地、撤去の関係、この辺は国のほうがちゃんとチェックすると言っておりますもので、その辺は理解した中でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長(稲葉義仁君) 11番、藤井議員。

(11番 藤井廣明君登壇)

○11番(藤井廣明君) これはそういうおそれはないというふうにおっしゃいますが、それは分からないということで、それこそ水かけ論でございますけれども、私はそういう危険性もあるというふうに思っております。残される可能性も非常に高いんじゃないかと思っておりますから、その辺は慎重にというふうにお願いしておきます。

もう一つ、さっき土地を、今現在ここに写真撮ってまいりましたけれども、GPSさんにあそこの風車の敷地をほとんどといいますか、高い塔建っていますので、ステイが建って随分使われているわけですが、その法的な根拠といいますか、どういった条例とか何かでやっているんですか。

○議長(稲葉義仁君) 企画調整課長。

○企画調整課長(森田七徳君) まず1点、これ写真を撮られたのがもし最近ということですか。

と、今町営の風力発電所、風車がそれほど安全な状態で止まっているわけではなくて立入禁止にしているものですから、御注意いただければというふうに思います。

法律的な根拠ということでございますが、先ほど町長が答弁しましたが、この事業については、事業の可能性、民間事業としてやるのが可能かどうかということは町の事情もあって、町が願うような形で協働事業という形で進めております。ですので、この風況観測ポールを立てて、風況観測する費用については、GPS Sさんが持っていますが、観測自体は町も協働でやっているという認識でございますので、町有地を使わせているというよりは、町有地で一緒にやっているということでございますので、特に何か条例、法律等に抵触するかということであれば、そういう問題は一切ございません。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 町会議員が町有地に立ち入るに当たって、そんな危険はないというふうには言いませんけれども、私、これは立入禁止をされる前に撮っておりますので、それは御忠告はありがたいですけれども、それは当たらないと。

それから、協働研究というふうには、初めて聞いているんですけども、これ、GPS Sさんの機械を備えつけてやっている。議会のこういった土地をやっぴり貸す場合には、きちんと何月何日から何月何日まで、どういう目的でというような条例あるとか、あるいは議会にも諮って議決をするとか何かしない限り、現に1つの羽根は下ろしているわけですけども、これはGPS Sさん直接ではないんですが、こういうことに関して、やっぴり議会にもちゃんと諮っておく。町有地でございますので、野放図にこう事業をこれからやる会社だからいいんだというふうなことでは、私はちょっと甘いのではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○企画調整課長（森田七徳君） 今、藤井議員、貸しているとおっしゃっていましたが、これ、貸しているという認識は町にはございません。町有地で一緒に風況調査をしているということでございます。

ただ、実際にこれだけ高い風況ポールを立てて、雷ですとか台風ですとか、事故があったりしたときの責任問題ということがございますので、風況ポールを立てる前に、一応GPS Sホールディングスのほうから普通財産の使用許可の申請をしていただきまして、町のほうから使用目的に生じた事故に対しては、GPS Sの責任で処理するものとして、町は事故に

関する責任を負わないものとするということですか、許可地の使用後は原状回復した後に返却するというような文章は取り交わしておりますので、野放図に使わせているという御指摘は当たらないというように考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これは、この間、この後、私らも会社にいろいろ疑問を聞くという時間もあるようですので、幾つかそのようにしたいと思いますが、どう考えても町、これだけ風車の被害もあった町が、同じようなものを建てるということに関して、それはもう慎重の上にも慎重にやっていただかないと、もう本当に世間の物笑いになると。単にお金がないからということでは、私は済まないと思うんですよ。住民の健康、生命、そういうのを守るのが、町の第一の義務ではないかと思うんで、その点に関して、リスクあるようなことに出資するという点に関して、私はもう一度考え直していただけないかなというふうに思っ答弁いただければと思いますが、なければ。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然これは藤井議員は、もう風力財産はもともといかなものかという中で、その点、町といたしましては、当然町民の安全・安心、また健康これは十分対応してやっています。そういう中でやっぱり町としては、これが最善の策ではないかということと進めております。

そして、いざ何か起きたら、また報告がありましたけれども、議員の皆さんとのGPSの皆さんの個々の話し合いもあると聞いておりますので、そこで十分聞いてもらえればよいと思います。

町といたしましては、協定書にちゃんとその辺もうたってありますし、さらにこの機会のほうで協定書の中で、例えば事故の報告は入れたほうがよいと言われましたら、それは当然入れるつもりでおります。その点、町としても最善の策で町民の安全・安心、これを守るつもりでおりますので、熱川の風車におきまして、健康被害があった方は、もう保健師さんを派遣した中で、町民のこういうことをやっておりますもんで、これが例えばGPSになっても、当然町民がそういうふうになれば、当然町といたしまして、それは対応していくつもりでございますもんで、町民の安全・安心、これはもう何しろ一丁目一番地でございます。その中で、自分が果たしてこの、その可能性ですよ、皆さんが言っているのは。あく

まで熱川が本当にちょっと悪い事例でございまして、細野高原におきましても結構いろいろあったではないですか、皆さん、健康被害どうなんだ。全然ないではないですか。やっぱりそういう可能性の中でやると、町は一切何もできないと考えておりますもので、いろいろ考えた中で、これをやっていくのが最善ではないかということで町は進んでおりますもので、それは御理解願いたいと思います。個々の疑問はまた個々にGPS Sさんに聞いていただければありがたいと思います。

以上です。

○11番（藤井廣明君） これで第1問終わります。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、土石流による災害についてを許します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 第2問、土石流による災害について。これについてお尋ねいたします。

7月3日、熱海市伊豆山地区で発生した大規模土石流は、大きな災害となった。この災害では、盛土の崩落が原因と言われているが、異常気象による災害が起きている昨今、当町においても同様な危険がないか、伺う。

1点目、熱海市の土石流による災害をどのように受け止めているか。

2番、当町に同様な危険な場所はないか。

3番、以前、伊豆縦貫自動車道のトンネル残土の受入れを模索したことがあったが、今後、打診があった場合はどうされるか。

4番、当町の残土処理に関する法的な対策はどのようになっているか。

お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 藤井議員の第2問、土石流による災害については、4点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目と2点目につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

このたびの熱海市の土石流災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、この被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

熱海市の土石流災害をどう受け止めるかについてですが、近年の異常気象による降雨状況では、盛土にかかわらず、土石流などの土砂災害が発生する可能性はあると考えておりますが、当町で熱海市と同様の山間部で15メートル以上の盛土につきましては、県の緊急点検調査におきましては確認されておられません。

次に、3点目についてですが、伊豆縦貫自動車道のトンネル残土の受入れについては、平成30年度に検討した結果、断念した経緯がございます。

本年4月に沼津河川国道事務所長との面談の中で、受入れについてお願いされておりますので、当町によい候補地があれば検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目についてですが、平成12年度に静岡県土採取等規制条例の一部が町に権限移譲されており、事務内容といたしましては、主に1ヘクタール未満の届出の受理業務となっております。

7月での熱海市の伊豆山地区での盛土が原因とされている土石流災害を受け、今後、県においては、静岡県土採取等規制条例の一部改正及び仮称ではありますが、静岡県土砂の適正処理に関する条例の制定について検討する予定であり、町としては、県の動向を注視していきたいと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これについては、町長の行政報告でも非常にこの町でも同じようなことが起こり得るかもしれないというふうにおっしゃっていますので、私もその認識だと非常に安心かなというふうに思っております。

27人の方が犠牲になったということで、行方不明の方まだ1名いらっしゃるようですが、本当に痛ましい事故で哀悼の意を表したいなというふうに思っております。

また、200件ぐらいの家屋が被害に遭ったというふうなことなんですけど、これは伊豆半島の私たちの町は非常に急傾斜の場所が多いんじゃないかと思っておりますので、産業のこういう残土、これ等が万が一持ち込まれると、やはりたちまちにこういった被害になるんじゃないかなというふうに思うんですよ。この前の先ほどの平成30年でしたか、残土を模索したときは、トンネルの残土で、あれはどうかと、町のほうのごみ焼却場の下のほうに、グラウンドの下のほうに埋め立てるような計画がちょっと提示されたんですが、これはみんなで検討して、意見、あれしまして、一応これは受け入れないというふうなことになったかと思うわけです。

これ、国の残土であるから、国がとにかく道路造っているから、国がやるから大丈夫だと

いうふうには、私はちょっと思えないんですよ。というのは、確かに工事自体は国がやっていますけれども、その残土の処理等々は、下請、下手のほうに回す可能性もあるので、工事が必ずしも国が直接やるわけでも直轄でやるわけでもないんで、その辺が非常に持ち込まれる可能性がある。1か所、一旦そこに持ち込まれると、それは緩い基準で現在もこれといった残土処理法といいますか、そういう規制はないもんですから、国の法律がないもんですから、これはやっぱり町のほうでもこれができるまで、何らかの形の法的な条例等々をつくる必要があるんじゃないかと思うんですよ。

熱海市の例ですと、やはり何回も業者に撤去を申し入れたり注意していても、それを無視されているというふうなことがありますので、これに対しては、やはりもう少し強い権限を持てるような、罰則を伴うような条例等々もつくっておかないと、逆に持ち込まれちゃってからは、遅いかなというふうに思うんで、規制のしようがない。そういうふうな関係もありますので、早急にその辺の法的な対策もお願いしておきたいなというふうに思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 条例の関係、今、県が一生懸命やっております。もう県は難波副知事を先頭に、その条例も陳情などの調整も、これ、町といたしまして独自でやっています。専門家ではないですから、やっぱり県が本当に一生懸命やっておりますので、それも近々私はできると感じております。あれだけもうやっておりますもんで。だから、それを見た中で県はその条例をつくっていきたい。その考えは変わりませんもんで、それは御理解願いたいと思います。

さらに盛土に関しまして、さっき言った縦貫道の発生土、あったらお願いしたいと言いますけれども、基本的には、前回は国が全部面倒を見てくれたですよ。擁壁から全部。ただ、埋立ての1メートルだけは町がちょっと予算借してくれと言われただけで。それをやったら、もう町は財源もちませんし、今回もほとんどその要素は多分変わらないと思います。捨てる場所だけ探していて、あとは擁壁とかそういうことは、全て町がやっていただきたいとそう言うていくのではないかと考えておりますので、それに対して町としては、やっぱりそこまでやって受け入れるつもりはない。しかしながら、皆さんが認識している今、発生土を使って各市町村は、まちづくりをしておりますよ。新聞見ると、この発生土によって何平米できたとか、そういう中でも、いろんな中で、私の説明不足もあったんですけども、平成30年、あれが一旦白紙になった中で、結構私も責められましたけれども、いろんな中で、やっぱり将来的な中、面倒見た中で、今、例えば河川事務所からそういうことがあったとしても、

やっぱり今度は財源が結構町に関わってくると思うんで、いい話ではありますけれども、ちょっと厳しいかなという認識はしております。

伊豆縦貫道に対しましては、この発生土をいかに処理するか、これによって一日も早い縦貫道の開通が見込まれておりますもので、できれば町としても協力してやりたいんですけども、何かそのいろんな面で条件が整えば、それはやってきたいなどは考えております。

条例につきましては、そういうことでございますもので、それはやっぱり御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） これで質問を終わります。

○議長（稲葉義仁君） よろしいですか。

○11番（藤井廣明君） はい。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、藤井議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時21分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員の第1問、新型コロナウイルス感染症対策地域商品券についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 私の質問は2問となっていますので、ひとつよろしくお願いします。

1 問目、新型コロナウイルス感染症対策地域商品券について。

昨年から続いている新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の経済が落ち込んでい
る中で、大変ありがたい政策だと思うが、次の点について伺う。

- 1、地域商品券について、稲取、熱川地区の売行きは。
- 2、前回と比べるといかがか。
- 3、地域商品券の使える店舗等の告知はどのようになっているか。
- 4、地域商品券について、町民の声は届いているのかをお伺いします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 西塚議員の第1問、新型コロナウイルス感染症対策地域商品券につい
ては、4点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、稲取、熱川の各地区の売行きにつきましては、8月25日現
在、熱川地区が1,211世帯で8,124冊、稲取地区が1,184世帯で7,969冊の購入実績となってお
ります。

次に、2点目についてですが、令和2年度実施したプレミアム商品券発行事業との売行き
の比較ですが、前回は2,708世帯の購入がありましたので、313世帯の減少です。また、金額
ベースでは、前回は5,314万5,000円でしたので、486万6,000円の減となっております。減少
要因としては、利用期間が今年の6か月から3か月と短くなっていることや、消費需要期の
年末年始にかかっていないことなどが考えられます。

なお、期間が短くなった理由につきましては、財源となる第3次臨時交付金での商品券発
行事業の利用期間につきまして、静岡県より9月末日までとするよう指示されたことによる
ものであります。

次に、3点目についてですが、地域商品券が使える店舗等の告知につきましては、予約販
売時のチラシの裏に利用可能店舗の一覧表を掲載しております。また、商品券販売時にも1
世帯に1枚ずつ一覧表を配布しており、商工会のホームページにも掲載されております。

なお、利用可能店舗につきましては、店先にステッカーの掲示をお願いしております。

次に、4点目についてですが、この事業に対する町民の声ですが、窓口となっている商工
会によると「1世帯の上限金額が少ない」「住民1人に対して販売してほしい」「大型店で
の使用」「使用期限が短い」「新聞、回覧板、町のメールを見ないので知らなかった」

「50%プレミアは得だ」「売れ残ってれば追加購入をしたい」などの意見があったとのこととあります。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 地域商品券のいわゆる50%というのはすごいことで、それで期間が短かかったからといっても50%安くなるということは、本当に皆さんにとって、普通の人にとってはありがたい商品券だと思うんですよ。それが前回やった時よりも落ちている。

そこで、告知が、いわゆる普通の住民とかそういう人たちにはできていると思うんですよ。けれども、旅館の従業員とかそういう人たちが全然分かっていないんじゃないかと。だから毎回やっているのは、いつも同じような数字で出てきている。そこを毎年20%のときからずっと同じような数字しか出ていないというのは、いわゆる告知の仕方とかその売っているもので、ポスターとかチラシとかと言っていますけれども、あれには、みんなただ店の一覧がこのように載っているだけで、普通の人が見たら、旅館の従業員とか見たら、飲食なのか何なのか、種別もしていないで、ただあいえうお順。これだとよそから来た人は本当にここで何を売っているのか分からないというのが現実だと思うんですよ。

もう少し、やっぱり売るほうは、何でいつも同じ枚数しか売れないのか、いつも同じなのかと考えたときに、やっぱり売り方、そういう告知の仕方、それとあと、旅館さんとか従業員のいるところに貼ってもらうとか、そういう中で、この並べ方とか、飲食とかいろいろな仕分けをしてもらったりということが売上げを伸ばす、それで皆さんに還元するということが一番ではないかなと思うんですけども、どうですか、町長。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当、今の西塚議員、大変いい意見だと思います。と申しますのは、昨日かな、おとといかな、南伊豆のプレミアムを50%、一応9月30日までと新聞に載りました。そして、その掲載の中で、今、西塚議員言ったように、宿泊関係、飲食関係、ホームページですか、何ですか、あといろんな業種ごとに載っているんですよ。確かにそのほうがまた町民の方も分かりやすいので、その辺はもうこれはなるべく町民の多くの方に買ってもらいたいもので、その掲載の仕方、確かにこれからちょっと一考する価値があるのかなとは考えております。

あと、旅館の従業員、この辺はどのように啓蒙していけばいいのかというと、その辺は当然そういう方も一般の間では分からないと考えておりますので、そういうもんはある程度こ

のことが分かるような方法、これをまた考えていきたいです。一応まず、そっちのほうは検討させてください。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） そのこのところ、ちゃんと課長にもいろいろ考えてもらって、どうしたら売れるようにするか。皆さんが税金でやっていることが、皆さんと平等に得になるかということを考えてもらいたい。

それと、地域の消費について、町民の声は届いているかというのは、やっぱり1世帯1つ、1家族に1つというのは、やっぱり今、家族構成、大家族のところもあるし、小家族のところもある。そして、子供のいる家庭というのは、やっぱりいろいろかかりはする。今回のやつは、9月までですけれども、よくまたいだりする4月とか入学式とか、そういうときなんかは、今、中学行くのに10万円、制服から何からというと。小学校もやっぱり七、八万かかると。そういう中で、1世帯に1回だけではなくて、私はやっぱり家族1人1人に幾らまでとかということをやると、そういう人たちのためにも土地の中でお金が回っていくんではないですか。

あと、よく聞こえるのは、町の中での商店で買うものがないではないかと、平気でそういうこと言う人がいるんですよ。けれども、そういう商店の人たちが消防団やったり、観光協会入ったりして、そうやって町のために一生懸命やっているのに、平気でそういうことを言う町民がいると。だったら、そういう人は買わなくてもいいと。本当に困って、地域のために買ってやろうという町民のためには、やっぱり一家に1つではなくて、各家庭全部の人数で買えるようなことをしたほうがいいと思うんですけれども、どうですか、町長。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 今の原則的な考えは、まず、1世帯に取りあえず1冊、これはもう原則で平等で皆さんが買えるようになっている。それで見た中で、1世帯の上限が少ない、こういう声も聞かれるのも聞いておりますもんで、まず、原則は1世帯に1枚ずつ、これが原則だというふう考えておりますけれども、結構金額も少なく、また余ったとき、そういうことができるかどうか。まだ予算的な面もありますので、それなら、今度は50%の金額を小さくしたり、いろんなことを考えたり、長く考えておりますもんで、西塚議員からも提案されたというので、これは町と商工会でいろいろ検討した中で、いい方法でやっていきたいと考

えておりますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） そうなんです。伊東なんかは、町長、やっぱり1家族、二十歳以上は何枚とかというようになっていきますよ。町長考えていると言うけれども、やっぱり苦しいよ、だって年収、この町は二百何万しかないんですよ。平均年収。静岡県でも一番最低な年収で、その中でやっぱりやりくりしている人たちがいるということ。やっぱりそれだけ町の中で消費してもらうには、みんなに買ってもらう、1人1人の子供がいる家庭は子供1人分のという形の中をやっぱり取っていかないと、さっき言ったように、買うところがないではなくて、捨てている人、こうやって余っているのが現実として毎回やるたびに余っていると追加して買いたいよと言っても買えないという中であるんだから、そのところはちゃんと考えてやってもらいたい、実行してもらいたいなと思いますけれども。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） もう一回、西塚議員にまたいろいろなこと言われましたので、これは、もう一回再度検討した中で、そういう低所得者に行き渡る、なるべく本当、入学式とかそういうときに結構お金かかりますもんで、そういうときの足しになるような方向で、そういう方が買ってもらえれば大変ありがたいし、そういうまた、この場ではちょっと即言えませんもので、そこはまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） それでは、それを期待して、1問目は終わりたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、小中一貫教育についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 2問目の小中一貫教育について。

東伊豆町小中一貫教育について、説明会を開催している中での次の点について伺う。

1、小中一貫教育は、これからの子供たちには大変よいことだと思うが、今、町の経済が厳しいと説明している中で、なぜ稲取、熱川地区に小中一貫校を設置するのか。

2、小中一貫教育の説明で「地域の力を学校に」「郷土への愛着を重視して学校づくりを進めたい」と言っているのに、それならば、東伊豆町内で1校にして、子供たちに各地区のことを教えていくべきではないか。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） すみません、第2問目は教育関係でございますので、教育長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、西塚議員の第2問、小中一貫教育については、2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、今年度、教育委員会では、住民の方、保護者の方に向けた小中一貫教育説明会を実施してきております。コロナ禍で計画どおりに進められないこともありますが、今後は各学校に出向き、保護者向けの説明会も実施していく計画です。

西塚議員からは、小中一貫校の設置について、これまでも何度かやり取りをさせていただいておりますが、こちらが説明している内容は、町当局や教育委員会独自の考え方ではなく、様々な立場の方が一緒に検討し、研究してきた結果です。

教育環境については、個人個人多様な考え方、捉え方がありますので、小学校、中学校同士の統合や、町に1校がいいのではないかとという意見も当然ありますが、これまでの経緯を御説明しながら現状の報告をさせていただいております。

これまでも説明しておりますが、現在進めている方向は完全に決定しているということでもないため、今後の状況によっては変わってくる可能性はあるものの、方向性は示した上で説明をしていかなければならないと考えております。

御質問にありますように、現在の財政状況の中、なぜ2校をとということもありますが、学校数を減らすことによる財政的な削減は、学校管理面では確かにありますが、1校となり通学距離が遠くなったことに対して、町が送迎を行うとなった場合は、その分の経費は増えてきます。財政面だけで見ましても一長一短があると思われま。

教員委員会の立場といたしましては、財政的な事情で教育内容に制限がかかるようなことは望まないわけですので、どのような結論になろうとも、町には支援を求めていく所存です。

2点目についてですが、説明会などでもお話ししておりますが、郷土愛を育むことについ

ては、地域を知るとはとても重要なことであり、子供たちに自らの育った地域に愛着を持ってもらうよう取り組んでいくわけですが、これは学校が2校であっても1校であっても変わらないテーマだと考えております。

東伊豆町は地区ごとに産業的にも歴史的にも多少の違いもありますし、それぞれ特色を持った地域であるため、その違いを知り、広い視野を持った子を育てたいと考えております。

いずれにしましても、学校のある範囲だけを対象として教育を行うつもりはありませんので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 一貫教育に対して、今までいろいろ、前の黒田教育長のときからずっとやっているんですけども、平成30年に方向決定してとそういう中で、一貫教育というのは、やはりその当時中学校同士の合併はどうかという中で、10年程度たったときは、現状と同じになるよというような提言をしているわけですね。この説明会でもそのようなことを言っていて、10年たったときはこうなるよと言っていて、これで見えていくと、令和13年度の人数の子供の数をここに両方で104名とか書いてありますけれども。先ほど笠井議員のときに今、思っていたよりも平成13年のときの数が減少に来ているという中で、教育長は見直しもあるだろうと。そこのところを私たちはやっぱり決まったことには、決まったからではなくて、いわゆる変化、人数がこれだけ減ってきているという変化をどう感じて、やっぱり子供に対して何が一番いいのか。

これは一貫教育というのは、今すごくいいと思う。長野県の何町でしたかね、そこでは非常に一貫教育で、2年生や3年生が4年生、5年生を教えたりして、今の学年学年の成績ではなくて、いろんな子供がいると。発達が遅い子もいるし、早い子もいたり、知能の遅い早いもある。そういうのをやっぱりそういう中でやって、それで最終的にはケアする。3年生まで育てていく。いろんな個性を伸ばしてやるというのは、非常にいい教育だと。これは今どこの県でも優れた県は特にやっているし、地区はそれをやって、子供たちが増えているということがあられるわけですね。それは非常にいいことだけれども、今、東伊豆町が言っているのは、学校が減ると先生の数も減るとか、そういうことをここに書いて挙げているんですね。けれども、今、文部省は、いわゆる特化しなさいと、国語の先生は小学生の国語だけ教えろ、算数は算数だけ教えなさいよというようになら変わってくると。これは時代が今はどん

どん変わってきて、そして、また今、オンライン授業できる先生とか、そういう中で、教員の数というのは増えるかもしれないし、いろんな面では変わってくると思うんですよ。そのところで、ただ、今の現状の教育委員会の学校の法律の中での縛られた数だけを言っているけれども、これだけ日本中が子供も激減して、いろんなところが少なくなっているときに、今いろいろなことで教育委員会、文部省も考えなさいと。いろんなことを今提案している中で、やっぱりこれは決まったから進めるのではなくて、いい方向に、この町の子供たちをいい教育をさせるんだと。ここにいる東伊豆町の小学校、中学校に来れば、すごくいい子ができると。周りから寄ってくるようなそういう地域にしたいから、私は何回もこうやって言っているんですよ。

ただやみくもに財政だけではなくて、子供というのは、この町の宝だし、そしてどこ行っても恥ずかしくない子供をつくってもらいたい。それには、地域って、稲取のことを言ったら、熱川のことを言ったら、よその人は、東伊豆町と言ったら、ひょっとしたら、熱海から下田までを東伊豆町と思っている人もいる中で、こんな小さいことで何で地域地域と。それも熱川とか稲取とか、昔の自分の子供のときの親のような言い争いするようなことが今あるかなと思うんですよ。親がではなくて、今の子供たちの親は、そんなことはかけ離れて、保育園だってみんな熱川の子、稲取の子がみんな保育園一緒に行って、それであの中でみんな育っていて、小学校行ったら分かれると。何でという子もいる。現状に、幼稚園なんかもそうですよ。さっき話した合併とかも言っているけれども、幼稚園だって何で少ないのかと。さっきも言ったように、年収が二百二、三十万で、1人で働いていたら、うちで食べていけませんよ。だから、母親も働く。そういうときに子供は、では、どうするんだと。今の幼稚園の在り方で、では、子供は早く終わってきて、では、仕事できるのかと。そういうことを考えたときに、やっぱり自然と保育園がはやったり、そうなるわけですよ。ということ全部踏まえてこの町の教育というもの、教育環境というものを考えてやっていく気持ちはありませんか、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 小中一貫教育のメリットとか挙げ出すとここでちょっと切りがないぐらい時間が必要なものであれなんですけれども、2校をそれぞれの熱川地区、稲取地区に造るのはいいのではないかというのは、確かに平成30度から2年間かけて教育研究会のほうで行ってきた答申を基に総合教育会議の中で決定されたことです。

そのときには、やはりそれぞれの地区、熱川、稲取のところに1校ずつ造ることによって、

少人数になることは分かってはいたんですが、少人数できめ細かな教育をそこで施そう、それがいいのではないかな。このような小さな町で2つの小中一貫校があるというのは、魅力的ではないかなというそういう考え方もありました。子供たちのためによりきめ細やかな教育ができる。そういうところで子供たちのことを考えて2つの学校を造ろうという側面がありました。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 教育関係は教育課が考えると。町の考えは、やっぱり笠井議員が言ったようなことで、状況によってまず答申があったもので、そのまた状況が変わってききましたら、臨機応変にそれにこだわらずに、やっぱりこの町の教育がどんなものかいいかとなったら、また教育委員会と話した中でやっていきたいと思います。基本的には、答申がそうしたもので、その答申に沿ってやっている。だから、笠井議員が言ったように、教育長が答弁をいたしましたここにも書いてありますので、状況によってはまたこのような中をいい方向にしていきたいと考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 教育長が言ったように、先ほど言ったように、今子供の生まれる人数が去年が19人と、今年が先ほど言われたように22名となっていて、環境が変わってきたというのであれば、平成30年度に立ち上げたいいわゆる東伊豆町総合教育会議という会議ですか、そこへ今の現状を話して、それで、今のそういう形の中で進めてきたけれども、考えることもあるんじゃないかという会議を開いてもらったかどうかですか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 先ほどの笠井議員とのやり取りの中で、子供の出生数が予想以上に減少したと。コロナの影響だとは思いますが、コロナのこの感染が収束したからといって、出生数が増えるとは限らないかもしれません。もしかしたら、このまま減少が続くかもしれません。そういうことに鑑みたときに、やはりもう一度可能性を模索することは十分あると思います。ただ、財政的な面のことを言ってしまうと申し訳ないんですけども、本当に1校にしたときに、では、どこに造るのか、どこの土地があるのかとかそういうことを考えたときに、やっぱりかなりの負担があることは事実です。そういうことも含めながら、

保護者、住民と合意形成をするということが第一かなというふうに考えておりますので、もし方向転換するということになった場合には、まだもう少し時間がかかるかなというふうには思っております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） いえ、1校にしてもいわゆる熱川か稲取かどっちか使うという中であると思うんですよ。新しく造るなんていうのは考えていないと思いますよ。それはやっぱり熱川を、じゃ、学校区にするんだったら、幼稚園から全部を熱川に集めちゃうとか、そうしなかったら、いわゆるスクールバスですか、そういうものだって、別々に造ったら無駄になるし、それは全部そこにまとめなかったら、経済的にもおかしいです。その場所がやっぱり学びの地区だという中での環境づくりというのを図書館もあるという中でやっていけば、そんな新しく造るではなくて、今のある熱川小学校、中学校のどこかに特化して造ってあげばいいのではないかなと思うんですけれども。それがそうしたら、また時がかかるよと。それはちょっとおかしんではないかと思うんですけれども。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当に西塚議員の理想的なあれで、やっぱり町が一番危惧しているのは、例えば1校にしたら、場所があると、地域性があるって、まだまだ私、熱川支所の統合・閉鎖に関してもやっぱり熱川地区の方はまだまだ稲取と熱川という気持ちはまだあります。これが例えば場所がスムーズに決まれば、これがいいんですけれども、やっぱりその場所の決定までに相当な時間がかかると私は考えておりますもので、その辺がクリアできれば、それは早急にそういう方向性を出していく。やっぱり出したときには、今までの方向転換といまして、一応今まで熱川、稲取地区1校だったんだけれども、今度は小中を1つにするよと、地区をやっぱり少し言ってやらなければ、保護者の方たちも多分納得しないと思うもので、その辺、まず、どういう状況かというのを把握した中で、当然行く行くは私も思うのは、小中1つだなと考えておる中で、やっぱり場所の選定が一番大変かなというのは、そこがやっぱり熱川支所のとき一番感じました。私は熱川支所もあれば、あとは閉鎖してもいいのかなと、やっぱり結構抵抗が強くて、抵抗という言い方は、やっぱり残してほしいという思いが強かったもので、今度は熱川、稲取だけ残して、熱川は熱川で残していく。この辺、ちょっと皆さん方、意見をお聞きした中で、その辺はやっていきたいと思っておりますので、その辺はよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 熱川地区とか稲取地区なんか、今の子供たちに本当に感じているのか、私は前々から教育長に、黒田教育長にも子供たちのアンケートを取ってくれと。子供たちはどんな意見をもっているのかと聞いてくれと言っているのに、何年もたつけれども、一向にやってくれない。本当に、じゃ、PTAの父兄さんたちが、本当に稲取だ、熱川とかって嫌だとか言っているのかというと、そんなことはないと思う。今、子供が宝だから。子供に一番いい教育受けるのは何かと考えたときは、そんな昔みたいにあっちに造ったから嫌だなんということは言わないと思うんですよ。ちゃんとそここのところは、年寄りばかりの理論ではなくて、今の若い人たちの考えの下で、政策はしてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

これで私の質問は終わります。

○議長（稲葉義仁君） 答弁はよろしいですか。

○6番（西塚孝男君） いいです。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

この際、13時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時45分

○議長（稲葉義仁君） 休憩前を閉じ再開します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員の第1問、ごみの有料化についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ごみの有料化について質問いたします。

町は、ごみの減量化などを目的として、来年4月よりごみの有料化等を進めようとしております。その基本的な考え方を伺っておきたいと思っております。

まず、1点目として、有料化で家庭ごみの減量化が図れるのか。それをどうお考えなのか。

2つ目に、資源ごみの分別を促進し、資源回収量の増加が図られるのか。

3点目に、リサイクル率はどうなるのか。これらについての町のお考えを伺っておきます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第1問、ごみの有料化についての1点目から3点目までにつきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

ごみ処理につきましては、現在、当町と河津町による一部事務組合・東河環境センターで広域共同処理を行っており、これまで収集ごみの処理費用等については、全て公費で負担してまいりましたが、多くの自治体を実施しているごみ処理有料化を導入すべく、令和2年7月28日に東河環境センター事業検討委員会へ管理者から諮問したところでございます。同委員会において両町は県内の他自治体と比較してごみ排出量が多く、リサイクル率も県下で悪い部類であり、また循環型社会形成をより推進するためには、ごみの減量化とリサイクル化の促進が期待できる収集ごみの有料化と持込みごみの料金改定を行うこと、料金設定は近隣市町並みとすることが妥当、また、ごみの減量・資源化施策等の拡充についても配慮することとの答申を受けまして、ごみ発生の抑制、またごみ減量の推進、ごみ排出量に応じた負担の公平化、近隣市町とのごみ処理料金格差の是正を主な見直し方針として、令和4年4月1日からの実施に向け取り組んでいるところでございます。

既にごみ処理の有料化に伴いまして、取り組む近隣自治体での処理量の推移を見ますと、経済的インセンティブが働き、家庭ごみの減量化及び資源ごみの分別によりリサイクル率の向上が顕著にあらわれていることから、当町におきましても一定の効果が得られるものと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、今の御答弁であったんですけれども、この有料化をして、このごみの分別だとか、リサイクルが進んだということで該当するような町というのは、市町、

区も入ってもいいんだけど、具体的にどこの町がありますか。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（福岡俊裕君） 近隣におきましては、東伊豆町、河津町以外、全てごみの有料化のほうには取り組んでおります。

それで、平成17年度から平成30年度までの近隣、伊東市、下田市、あと、東伊豆町、河津町のごみの推移を調べてございますので、ちょっと内容のほうを申し上げます。

平成19年に有料化に取り組んだ伊東市、下田市につきましては、平成17年度から平成30年度までの間に、1人の方が1日当たり出すごみ量が1.673キログラムから1.336キログラムに20.14%の減少となっております。下田市につきましては、平成17年度1.56キログラムから1.284キログラムに17.69%の減となっております。これが可燃ごみの量が減っているという状況が分かっております。

一方の東伊豆町につきましては、平成17年度が1.815キログラムでございましたが、平成30年度は1.552キログラムと14.49%は減っているんですけども、まだ1.552キログラムということで、1.5キログラム以上の高い排出量になっているという状況でございます。

一方、河津町につきましては、平成17年度、1.413キログラムから30年度、1.459キログラムに3.26%、逆にこちらは増えてしまっているという状況でございます。

ですので、有料化を早い時期に実施しました伊東市、下田市共に15%を超える水準の減量化が図られている一方、東伊豆町と河津町では、減量化があまり進んでいないという状況でございます。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 先ほどの答弁で、今の御答弁含めて、有料化すれば、自動的になるということはありませんよね。ただ、例えば前、事業仕分けのときの足立区、特に東京では有名だというけれども、足立区なんかはもう有料化を先行した区ですけども、やっぱり一定3年間ぐらいは減るんです。ただやっぱり増えるんですね。だからやっぱり一時、ごみ袋買うの高くなったというショック療法だけでは、やっぱり問題解決にならないというのが、一つの問題ではないのかなと。そこのところが私は非常に今回の有料化の一番の問題ではないのかなと。

昨日町長が行政報告では、有料化の仕組みや料金体系、我が町のリサイクルの実態について認識を深めていただいたものと考えておりますというような報告をしました。確かに値上

げしたらそのお金は何に使うのかとか、ほかの町とこういう形で大体袋を考えていますとか、
とこういう料金体系だから、これ分かったと。しかし、この説明会の資料では、ごみのリサイ
クルの状況の状況なんてのは、数字は載っていないですよ。もっと言うと、今の東伊豆町
のごみの状況というのが、量の問題もあるけれども、どこに問題があるのかということが、
はっきりとは僕は提案していないと思います。というのは、問題点があつて、現状があるわ
けで、その問題点を改善しなかったら、今回の有料化をしても、ごみの減量だとかリサイク
ルというものは、進んでいかないわけですよ。そういう意味では、リサイクルの問題にして
もそうなんだけれども、今のごみの問題に対応する考え方としての問題点の提示や、では、
それをみんなでどうやって解決してくのかというプロセスが、見えてこないんですよ。何も
説明されていないと私は思うんですよ。

言われたように、最近の資料でいけば、リサイクル率は前も町長とやり取りしていますけ
れども、静岡県でのやっぱり最下位クラス、恐らく33位、9.4%というリサイクル率ですよ
ね。県下全体でもやっぱり20%、国でも20から30、これをもう50%にしていこうとか、こ
ういう取組の中で、うちの町がこういう状況にあるということを、だって町民に知らせてい
ないではないですか。それでどうやってリサイクルが進むんですかという私は問題意識を感
じています。

町長そこで、僕はやっぱりごみの問題について、これは手元に鎌倉市のことなんですけれ
ど、これは報道されたこれはもう2019年3月29日付で報道されていますけれども、鎌倉市は、
焼却施設を建設しないという方針を表明しました。家庭ごみについて2019年度、4万2,943
トンと10年間かけて家庭ごみ1万トンに減らそうよとこういう明確な目標を掲げました。国
が循環計画等々で掲げている目標が12%から20%ぐらいだとかそういうようなレベルからす
ると、とんでもない目標です。でも、こういう目標を掲げて、市民の皆さんにごみの有料化、
理解をいただいて、分別をしてリサイクル。既に現状でも鎌倉市は、日本一リサイクル率
が高い。54%を超えるリサイクル率になっている町だけれども、さらにこれもやっ
ていこうと。こういうやっぱり取組をしていますよね。私は鎌倉のやつで本当一番私も
そここのところを言いたいところなんですけれども、例えば鎌倉市で、今の状況で
ごみを焼却場でそのまま焼却していたら、1日124トンのごみの焼却をする、その
ために焼却場を建設すれば、このコストが292億円です。

だけれども、生ごみを資源化する施設をつくって、焼却施設を100トンにして、生ご
みの資源化施設25トンを整備することで、ごみの焼却コストというのは281億円に減
少します。

さらに、燃やすごみを広域で処理する、また生ごみの資源化を図る、紙おむつの資源化を図る、事業系ごみを減量化する、こういう取組をすると、これからのごみの焼却にかかる費用というのは221億5,000万に減少すると。

まさに、うちの町もそういうことじゃないですか。35億ぐらいして建てたエコセンターが、15年たって延命化しました。60トンのものを延命化するについて30億、1トン当たり5,000万かかった。今、同じように60トンの炉をつくれれば、恐らくそれだけで50億ぐらいかかります。

でも、これから人口が減っていくということが明らかになっている中で、同じように60トンの炉をつくるなのか、30トンの炉をつくるなのか、本当にこういうコストの問題というのが、このごみの問題は出てくるわけですよ。だから、今の取組が10年、15年先の町のごみ焼却の取組をやっぱり規定していくわけですよ。

その認識の下に取り組む必要があつて、私は基本的には分別体系が、前回、町長とも質問しましたけれども、プラスチック等の分別、資源化の問題は量としては少ないけれども、やっぱりここに取り組む必要はあると思っていますけれども、現状では分け方がうんと悪いか、うんと遅れているというふうには思いません。

問題は、やっぱり分別収集が、また資源化が徹底していないということが、今の一番の問題ではないかと。そのことが、多少説明資料でも書かれてありますけれども、写真で写してあるけれども明確に言ってないんですよ。水切りが昔ほどやってないよね、昔は婦人会などがありまして、今のエコセンターを建てる時は、本当にみんな水切りをちゃんとしようよとか、清掃日に監視員等がごみを、変な話があさってでも、「これ、ちゃんと分けてないぞ」ということを、みんなあちこちで取り組んだ。

でも、エコセンターをつくってしまったら、もうこれで一安心という感じ、また婦人会なんかもなくなって、ごみを減量化しようという意識が、町民の皆さんの中からどんどん薄くなっている、この状況が一番、今問題なんじゃないかな、そのことをやっぱり町民の皆さんと共有していかないと、今後の取組がうまくいかないと思うんですけれども、この辺はどうお考えですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当に山田議員はもっともでございまして、基本的には、このごみの有料化、原点は、当然やればごみの量、これは減るのは間違いないと思います。

それが果たしていつまで続くか、やっぱりこれをやったとしても、ごみの減量化、これは

町も毎年毎年言っていかななくてはならないと考えております。

基本的には、単純に言いまして多くの自治体については、ごみ処理をやっていないのはうちだけだもんで、大体、その辺をちょっと確認したい。この辺は、各自治体はほとんどやっていますので、平成、これは町の、二十何年だったか、までにこれをやりなさいという、国の指導があった中で、それをやってこなかった、これは本当に申し訳なかったことですが、まずそれはクリアしたいということと、そういう中では、山田議員が言ったように、当然ごみの減量化も口を酸っぱく言わないと、とてもじゃないけれども町民も今度ごみ袋の金額に慣れてしまって、ある程度ごみの減量もいいのかなどという、そういう意識になると考えておりますもので、それはたとえごみの有料化したごみの減量に対する啓蒙、これはしていかなければならないと考えております。

資源化、いろんな面の分別、これは説明会、トレイとか、いろんな面の、もっと細かくしたらどうかなど、これはやっております。

やっぱり、それは実行これからが、原課がたぶん検討していると思いますけれども、何しろそういう中でも、今回はそのごみ有料化につきましては、一応国から言われていることをまず申し上げておく、クリアした中で、それと同時に、一応やれば、ごみが減量していく。

しかし、そういう中で、山田議員が言ったように、3年ぐらいで終わりではない、そういうことも危惧されますもので、それは継続しても、例えば何年になってしまっても、ごみの減量とか、第一にするということは、口を酸っぱくして言っていかななくてはならないことなのかなどは考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、そこで私は問題だと思うのは、町の説明会でも、例えば国が言うように50%削減だと、1日四百何十グラムですとかというのは書いてはある、けれどもこれ町の目標じゃないですよ。

でも、一番問題は、15年先、もしこのエコセンターの焼却炉を更新するとか、そういうことを意識して、また目指して、この減量化、みんなでどこまでやるのか、そういう目標設定というのが必要じゃないですかね。

私は、例えば10万トン、今、資料である年度で考えると、1日26トン出ているものが、1日当たりの排出量を10トン以下にするとかね、そういう10トン以下にすることによって、処理方式やいろんなものが違う選択肢が出てくるというふうに私は思うんです。

リサイクル率も県下最低の9.4%というような状況で本当にいいなのか、この2つの部分は目標を設定して、それにちゃんと対応していくということ、しっかり、そのために何をするのか、それが行政としては必要だと思う。

その上で、町民の皆さんにということが出てくるわけなんですけれども、非常にこれは鎌倉市が作っている、資源とごみの分け方出し方という冊子があります。

東伊豆町もごみの分別と出し方という、こういうやつあるんです。これは確かに単品、使わなくなったフロッピーディスクはこれほどどこへ出すんだとか、これはこれでいいんです。ただ、今高齢化率が45%を超える、2人に1人が高齢者だというふうな状況になってきた中で、鎌倉市のやつ見ますと、燃やせるごみはというごみです、このごみはというふうにして出すんですよと、こういうやつを資源ごみであれ、分別のごみであれ、こうなんです、というごみをというふうに出すんですよというところまで、徹底してこういうイラストを入れてやっているわけです。

こういうことも含めて、町民の皆さんにお願いしていかなかったら、ただ有料化するだけで、これは息切れしてしまうんです。それは大変なことですよ、やっていくと。

私もこの有料化という話になって、女房といろいろやりまして、週3日出してるやつを、生ごみを絞って分けるとか、紙ごみはただ何でもかんでも丸めないで、使えると思われるものは伸ばして、これは資源ごみで出すとかというふうにとやると、45リットルのやつで何とか、1週間、3回を1回に減らしましたけれども、だから、そういうために何をしたらいいのという方法、手段をみんなに徹底していく、これもコロナのワクチンと同じで、7割ぐらいの方が同じ方向を向いてやっていただくようにならないと、実際効果が出ない話ですよ。

だから、東京の人が来て、「えっ、この町へ来ると、何でもかんでもビニールから、何でもかんでも燃やすごみの中に入れて燃やしているよね、おかしいよね」と言っているんだけど、最初はそう思うんだけど、それをやっているうちに、みんながそうだから、みんなそれに慣れてしまうという部分もある。

だから、本当にやっぱりプラスチック、6月にこのプラスチックの循環法が制定をされて、先ほども町長も言っていましたけれども、どんどん法律で包装容器リサイクル法に始まり、プラスチックの資源循環促進法とか、法律によって、どんどんリサイクルや分別というのが、今、町に義務づけられてきているわけですから、それにも取り組まなければいけない。

そういうことを考えて、やっぱり私は目標の設定をしっかりと、将来的なごみの焼却場

は、本当に過大なものにならないために、皆さんと将来を一緒につくっていくんだと、そのために、今、町民の皆さんにはこういう協力をしていただきたいというところをしっかりと打ち出さないと、この間の僕は説明だけでは、町長もさっきから言っているように、ほかでやっていないから有料化を遅れていたけれども有料化をさせてくださいという説明だけだったら、何だよ、町も財政が厳しいから、ごみも有料化するだけかよということで、何の未来も描けないですよ。ただただ、俺らに負担が来るだけかよと、そうではないわけですよ。

やっぱりこれから町民の皆さんがこの町で暮らしていくためには、先ほど来、町長よく言っていましたけれども、行政サービスを維持していくためにも、町民の負担が増えないためにも、この将来におけるごみの焼却というものに対して、しっかりとした目標やビジョンを持って、町民の皆さんに御協力いただくものを御協力いただく、その動機づけのきっかけになるのが、今回のごみの有料化でなければ何の意味も持たないと思うんですよ。

ですから、町長、目標の設定、そして町民の皆さんに対する啓蒙、それはこういう資料を作るだけでいいだけだとは思いませんけれども、でも昔みたいに老人会もなくなり、婦人会もなくなり、これを7割からの町民の皆さんに徹底していく作業というのは物すごく大変な作業だと思いますけれども、この2つのことに行政としてしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 私どもの目標設定が大事でございます。

その中で、町が60トンかな、全部で、それが、県の職員が来ていろいろ検討してもらっている中で、できるだけ金をかけないような方法で、やっぱり町民に負担をかけないような方法で今運営をしております。

20年、30年後、ごみの量で、毎回やる度に見直していくと考えております。

それから、たしか町民に対する啓蒙、これはさっき言ったのはあくまでもごみの有料化、これはほとんどやった中で、国が言ったのを、町が守ってないからごめんなさい、実際はごみの減量化のほうがあれですから、そういう中で、今一つ出した冊子の見方、確かに字ばかりですから、高齢者の人が分かるように、そういう中で改定、その辺は考えてもいいのかなと考えておりますし、何しろこれがますます町民に対する負担、ある程度多くなっていくと考えておりますので、その負担をなるべく軽減するような方法で、当然町はやっていかなければならない。

それから、山田議員から、鎌倉市のことを言われたもので、ちょっとそれを参考にしなが

ら、また河津町と、また相談というような感じがしますもんで、ちょっと鎌倉市をまた参考にさせていただいた中で、ごみに対しましては検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 実は、最後に、これは町長だけでは今すぐは答弁できない部分だと思うんですけども、当該地域の循環型社会形成推進地域計画ということで、東伊豆町、河津町、東河環境センターでつくって、令和3年1月18日に変更されたものがあります。

しかし、この計画ではリサイクル率の現状の9.4%ということはあるけれども、今後の両町での目標値というのは出てこないし、もっと言うと、可燃ごみの問題について言うと、この循環計画では、その前の恐らく県の計画が大体そうなんですけれども、国と県の計画が大体5年間なりで、マイナス12%というふうな目標値を、そのまま充当て込んであるので、マイナス12%という設定でこれはできています。

でも、これが今実際のところ、両町で、また国・県に対しても、ごみの取組の、また我々の指針となっているし、これがある面、今後のいろんなごみ焼却場や何かの建設時のベースになっていく計画だと思うんです。

だから、ぜひこれは河津町とも相談が必要だと思いますけれども、令和3年1月につくったものですが、やっぱり今新たなプラスチックの循環推進法もでき、いろんな中で、本当にこのリサイクル率もこのままでいいのか、ごみの搬出量も、家庭ごみはこのままでいいのかということ、真剣に問うた中で、この計画の再度の見直しも、ぜひ進めていただきたいと思いますし、ぜひ、プラスチックなんかも、量的には大したことないと言えばそうなんですけれども、今後収集するとなると、例えば収集する体制をどうするのかとか、エコセンター内をどうするのかというような問題も出てきますので、ぜひ両町でそうしたものをしっかりと、町の受皿をつくって、町民にちゃんと提案をするという当たり前の取組をぜひ進めていただきたいと思います。

○町長（太田長八君） 山田議員の言ったことは真摯に受け止めて、河津と検討していきたい。

その中で、最近話題となった、基本的にはそういう計画、国、県のやつを準拠した中でやっていく。そういう中だと脱原発の要するに官僚は何とか、何%程度、しかしながら、担当大臣いわく、これは以上にしろとか、そういうことっております。

それはまた見直しをした中で、河津町と一緒にした中で、よりよいそういうことをつくっていきたい。ある程度目標がなければ、町民もそういったふうにはいかないと思いますもの

で、それもまた理解していただきたいと。

河津町と共同して、よりよいそういうごみ行政をやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、最後に、この間全協の時にも1つ言ったんですけども、今の焼却処理についてはエコセンター、だけど収集は市町が持っているというこのやり方ではなくて、処理も収集も一貫して、一部事務組合のエコセンターとして取り組めるとか、また、今の状況だと議員もエコセンターで処理の方法しか例えば質問もできないような状況だ。

そうではなくて、この処理計画や分別やりサイクル全体が、やっぱりということになると、一組の在り方についても今後検討していかないと、この問題は、私は進んでいかないと思うんで、ぜひその問題も、私は検討していただきたいと思います。

○町長（太田長八君） この前、一応山田議員から、全協でそういう提案があったもので、検討した結果、なかなか厳しいのかなということはある。そのときは、ただ、提案されたことを皆さんに聞いた中で。これまた河津町と検討した中で、できるものならそうやっていきたいと、そういうのです。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、遅れている福祉施策についてを許します。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 遅れている福祉施策についてということで、前回も、6月にも町長と一部この問題やっています、詳しく聞けなかった部分もありますので、今日はそのところを1つずつ少し掘り下げていただきたいと思っております。

東伊豆町も高齢化が進み、町の福祉策が高齢化の進展についていけない、福祉施策が不十分な状況というのが、私は生まれているのではないかな。

このことは、高齢者にとって、とても東伊豆町が暮らしにくい町になっているというふうには、町民の皆さん、感じておられるようです。

そこで、今日は5点についてお伺いをします。

1点目に、まず特別障害者手当の支給が介護認定者でも受けられるようですけども、町としては、この特別障害者手当の受給者というのが何人くらいいらっしゃるか、把握しておるようでしたら、まず教えていただきたいと思います。

2つめに、町長と何回もこの問題をやっておるんですけども、高齢者の、特に移動の確保という、移動手段の確保の問題、交通手段の確保について。

前回、町長、少しお話になりたかったようなんですけども、時間がなかったので、町長のほうから十分にそのところをお伺いできなかったんですけども、今この高齢者等の移動の手段について、どのような方策を考えているのか、そこを伺っておきたいと思います。

3点目に、補聴器の購入についての補助というものが検討できないのかということについて、お伺いしておきたいと思います。

4点目に、配食事業の配食数の増加及び配食枠を拡大するということについて、これができないのかということをお伺いしておきたいと思います。

5点目に、介護予防の取組について、介護保険の支払基金を活用した取組というのが進めることができないのか。

以上、5点、まずお伺いします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 山田議員の第2問、遅れている福祉施策については、5点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、特別障害者手当とは、在宅の重度障害者で日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある二十歳以上の者に対し、特別な負担の軽減を図る一助といたしまして手当を支給し、重度障害者の福祉の向上を図る制度であります。

県へ認定請求し、障害程度の審査、または、所得状況の審査を経て認定されれば、月額27,350円が支給されます。この制度は、障害者の方たちだけではなく、在宅の要介護の4・5で特別な介護が必要な方も申請できます。

当町で、この特別障害者手当を受給されている方は9名おります。その中で介護認定を受けている方は3名おりますが、要介護の4・5の方には受給者はおりません。

次に2点目についてですが、町では高齢者の移動支援の一環として、住民主体による移動サービスの創出を目的に、県と共催によりまして、賀茂圏域で高齢者の移動・外出支援セミナーを昨年度3回開催し、今年度につきましては、高齢者の移動・外出支援セミナーを1回、さらに運転ボランティア養成研修を開催するなど、移動サービスに関する住民の意識啓発を行いまして、担い手の発掘、また要請を行っているところでございます。

次に3点目についてですが、高齢者に対しての補聴器の購入の補助金はございませんが、聴覚障害者には障害者自立支援給付事業の補装具費支給制度によりまして、補聴器購入費の2分の1を国、4分の1を県、4分の1を町で補助しております。

次に4点目についてですが、現在配食事業は、東伊豆町高齢者等配食サービス事業実施要項に基づき、65歳以上の独り暮らしの高齢者、また高齢者のみで構成する世帯、身体障害者、知的障害者または精神障害者のみで構成される世帯に、月曜日から土曜日の間、5食以内、1食当たり294円の利用者負担で実施しております。

この事業の目的は、在宅の独り暮らしの高齢者等の自立と食生活の向上、また健康状態、栄養状態の維持向上が目的で、同時に安否確認を兼ねております。

配食サービスの回数を増やすことは、介護予防の観点から、高齢者の自立の妨げや、また認知症発症の要員となることなどを考慮いたしまして、包括支援センターと協議の結果、週5食としておりますので、ご理解を願います。

次に5点目についてですが、介護給付費準備金につきましては、介護給付費や地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の補填財源とすることになっております。

また、当町では65歳以上の高齢者人口が令和2年をピークに減少し始めており、保険料の収入減少が見込まれます。

一方で、団塊の世代の方が75歳以上を迎えるなどの理由から、要介護の認定者の増加が見込まれ、介護給付費が今後も増加が見込まれます。

介護給付費の増加に伴う保険料の大幅な値上げを抑えるためにも、基金を活用することを基本と考えております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、まず特別障害者手当の問題なんですけれども、これはいずれにしても厚生労働省も、社会・援護局の障害保健福祉部長通達というので、障害者の特別手当については、障害程度認定基準についてということの中で対応できるようになっているわけですから、やっぱりうちの町は前回の質問でもそうだったんですけれども、やっぱり施設入所が、施設が町内にないことで、どうしても在宅で対応しなければならないケースが増えてくるわけですよ。

その場合、ぜひ重い方々なんかが、やっぱりこういう手当をちゃんと受けられて、少しでも足しになるような形というものを考えていただく必要があると思うんで、これは別に町が金を出すわけじゃないですから、これはできれば担当課のほうないし、地域包括センターなり、またケアマネ会議等で少し研究をして、この人なら対応していただけるのではないのという人を発掘して、支援の手を差し伸べていただきたいなというふうに思います。

2つ目に、町長、移動手段の問題なんですけれども、これはなかなか難しい問題でもあり

ますが、ただ、町長、いつ頃、この事業が立ち上がって、どのぐらいの人を対象にどこまでやれるのかという制度の制度設計の枠組みというのは、まだ示せるような状況ではないんでしょうか。

やっぱりみんな1年1年、年を取っていきます。やっぱりこの問題というのが、実は配食サービスなんかもそうなんですけれども、やっぱり買物に行けない、何かの用ができない、結論的にいうと、高齢者の方も、やっぱり社会参加、また生活そのものが大変後退してしまうというような要因にもなりかねないという事態ですので、やっぱりこれはぜひ早くこういう制度で、こういうものをやるという制度設計を議会にも示していただいて、そのために今何をしているのかというのが、全然我々見えてこないという点がございませう。これはぜひお願いしておきます。

3点目の問題なんですけれども、町長、補聴器の問題で言いますと、全国的には43区市町村でやっております、静岡県は磐田、焼津、長泉と3市町でやっています。大体65歳以上、年金生活の方で3万から5万円程度の補助ということで、議場内でも持っている方もいらっしゃるわけだし、本邦初公開なんですけれども私も持っています。

治療的に必要だということではないんですけれども、やっぱり多少悪くて、生粋状況にはあるんです。

これは1個、高いんですよ、15万円ぐらいするんですよ。集音器というのは割と今1、2万で安いものが出回っているんですけれども、補聴器という、いろいろ調整ができる機能を持った物というのは、やっぱり10万円から15万円ぐらい、1個です。両耳をやったりすると、とんでもない金額になっていくんです。この実態が1つあります。

同時に、国が認知症対策の大綱としてまとめているオレンジプランの中で、この難聴というのが、認知症の発症の確率を非常に高めていくんだと、こういうことが国の中でも言われていて、その対策、認知症の予防としても、この問題は見えていく必要があるんで、社会参加、聞こえないから、また行きたくないではなくて、聞こえて、地域のいろんな取組も参加していただくという、そういうやっぱり能動的なものも、やっぱりさっきの移動とこの補聴器というのは、今非常に大事なアイテムではないのかなというふうに思っております。

この辺は、町長、私は別に補助金をくれと言いませんから、65歳以上で、例えば考えてみれば、町民の皆さんが相当加入されているのが国民健康保険のわけですから、国民健康保険で対応できる内容だと思うし、何と国民健康保険は、あとで審議する決算のあれでも、1,409万円積み増しして、3億8,559万円もの基金があるわけですから、一定の補助をしてい

くということをやったとしても、これも介護予防や先ほども言われましたこれから高齢者が元気な高齢者を増やさなければならないというときには、私は御検討いただくべき課題だなというふうに考えております。

配食サービスの問題は、本当に高齢者が増えて、対象となる高齢者独り暮らしであったりとか、高齢者世帯とかというのが、本当に買物に行くこともそうだし、結構お年を取ってくると、料理を作るということが、非常に面倒くさくなったりしてきて、やっぱり食事の質が低下をするというような問題があって、そういうことが余計に認知症だとか、家にひきこもりの状況になっていくという、お年寄りの生活に関わる問題でもあるし、生活できないという部分もありますので、これらの問題を含めて考えていく必要が私はある事業だと思っています。

最後に、介護予防事業の問題なんですけれども、これは町長、国の閣議決定でも、特に介護の介護予防という問題について、最近はなんかフレイル対策事業とかというようなこと、新しい言葉も導入されて、今までの地域包括という中で、医療や介護を連携させるという取組を今までずっと町も含めてやってきたんですけれども、その中に、生活支援や介護予防という分野をもっと力を入れなければ今まずいよねと、先ほど町長が答弁したように、これから高齢者が増えていく、特に後期高齢者が増えていくという中で、元気な高齢者をどうつくっていくのかということが、今後の課題になってきたということの中で、フレイル対策をしようよと、こういうことが、今、国が旗を振っている事業なわけであります。

そういう点で、2億6,587万という基金もあるんですけれども、これ、でも、将来の人の将来の保険料を軽減するために使うというのだったら、これはやっぱりそれだけでは、今保険料を払っている人たちは納得できないですよ。

本当に介護の施設に入りたいのに入れないで我慢しているとか、いろんな人たちが、今、この間のやり取りの中で生まれている中で、この貯めたお金は将来の保険料の軽減に使うなんてことは、これでは介護はなくて、保険料だけ取っているという、こういう状況になってしまふんで、本当に今払っている人たちが、本当に生活できるように、ましてそんな介護保険料の支給が増えるのではなくて、健康なお年寄りを増やそうということに思い切って使うというぐらいの使い方をしていただかないと、やっぱり保険料を払っている人間からしたら、とてもこれでは我慢できないよと、俺たちの老後は何を見てもらえるのか、金だけ取られて、ほとんど何も見てもらえないではないかというようなことになりかねませんので、この辺はよく考えていただきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず1点目、これ、本当に山田議員が言って、これは国のせいですから、当然もらって生活の足しにする、これは当然でございます。

先ほど、ケアマネの中で、これはある程度徹底して、こういうあるもので、なるべく多くの方が受けられるような方向でやってほしいということは言ってきた、そう考えております。

次に、2点目の高齢者の足、これは本当にコロナがなければ、この2年間全然できませんでした。そのあと、実証実験もやっていきたいと考えておりまして、一つの参考例として、まず南伊豆がボランティアを使った中でやったんで、あまり芳しくなかったと聞いておりますもので、またどのような方向がいいのか、またちょっとこれは検討させていただきたい。

これは、早いほうがいいんですけども、なかなか早急に結論が出ないもので、ちょっとこれは検討させていただきたいと考えております。

次に、補聴器、これは真剣に。

びっくりしたんですけども、こんな人が補聴器をやっていると、確かに県では3市町しかやっていません。

そういう中で、ある程度上限3万円、1人1回と書いてある、2分の1とありますもので、財源的には、そういう中で、認知症とか、いろんなことがカバーできれば、この辺の金額はやってもいいのかなと自分自身は考えております。これ、また原課とちょっと相談をさせていただきたいと思います。

次に、4点目、配食、これにつきましては、やっぱり自分も言ったんで、増やすと言ったんですけども、やっぱり基本的には包括との話合いの中で、自立をさせるためにこっちはやっているもので、増やしてまた悪くなつては困るなんて、そういう意見もあったもので、また再度検討させていただきたいと思います。

次に、5点目の基金の使い方、やっぱり基本的には町としては、確かに山田議員の言うこともありますが、基本的には介護保険料は大幅に上がるということは、それは町民に対するのがありますので、ある程度介護保険料が上がるにしても、段階的に徐々に上がるのではなくて、一気に、この前、西伊豆町とか、ぱっと上がって、問題になった。下田もそういうこともありましたもので、そういう介護保険の改定するとき、町民に負担をかけないような方法でやって、そういうふうな考えでございます。

そういう中で、介護保険の結果は、そういう使い方の介護予防という点では、国の方もそういう指導もあったようなことも考えましたもので、それはまたちょっと検討させていただ

きたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、大体のところは分かったんです。

ただ、一つ、この移動手段の問題については、いろんな、町長、前から循環バスをこうするんだとか、いろんな考え方があつた。

今、いろんな考え方、やり方も、国のほうでも起きていますよね。いわゆる昔の緑ナンバーの業務用のものが、やっぱり白ナンバーの部分が拡大されたりいろんな取組があつた。

もし、そういう点であれば、我々議員もいろいろそういうことに関心も持っているし、担当課と何かと協議したり、いろいろお互い意見を出し合ったり、提案したりしながらやっていけるような機会もぜひつくっていただきたい。

今、議会でも、常任委員会の委員会協議会等もやっていますんで、これは何かいつもむなしんですよ、質問して、答弁してと、こういうやり取りだけではなくて、本当に役場の皆さんと一緒に何かいい、この町に合った制度をみんなで作っていかないと、本当にお年寄りがこの町に暮らしにくいと、どんどんこの町から流出していくというようなことにもなっている部分もあるので、ぜひこれは協力できるところは、私ども共と協力して、一緒に考える機会をつくっていただきたいなというふうに、ひとつそこはお願いします。

もう1点ですが、町長、介護予防の問題について、これ、例えば国の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針等の中なんですけれども、経済・財政一体改革の推進ということの中の第3章、その4、主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題、(1)の社会保障、この社会保障の1点目として、予防、健康づくりの推進、高齢者の集いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県、市町村と一体的に連携を取ってやっていくんだと。

こういうことは、国の基本方針として、これをやっていかなかったら、この国が回っていきませんよというような課題に今なってきたと思うんですよ。

今までの介護と医療機関を地域包括を中心に連携させるということだけではなくて、この介護予防、また病気の予防も含めて、生活支援も含めて、在宅を中心にした高齢者の生活の体制をつくらなくてはいけないという方向性というのは、これは今本当に必要なんだというふうに私は思うので、こういう方向性をしっかり受け止めてやっていただきたいし、昨日の町長の答弁の中で、ちょっと気になったのは、そういうことであるとするならば、健康づくり増進係が保健センターにいるというよりは、本当は地域包括と役場の中で連携をしていた

だいて、お年寄りの受渡しというのが、しっかりできていくということのほうが、私は望ましいと思う。この2つは、ぜひその位置づけに重きを置いて取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 高齢者の移動、これ1回、レインボーディスコがあったときに、民間の方に運転してもらって謝礼で払う、そういうことを実証実験でやろうとしたら、ちょうどコロナの関係で駄目になってしまったもので、町としてはそれが一番いいのかなと考えております。

やっぱりボランティアでやると、なかなか何かが挫折したように、やっぱり町民を巻き込んだ中でできるのが、私は一番いいのではないかと考えている。また、コロナ禍が収まったら、またそういう方式を実証実験でやっていきたい、そう考えております。

さらに、今言った基本方針、ごめんなさい、自分はちょっと勉強不足で、そこまではっきり分からなかったもので、そういうことが書いてあるならば、それは再度検討した中で、当然国はそのような方向でやってもらう、また町もそれに沿った形でやっていかなければならないのかなと感じてはおりますもんで、それはちょっとまた勉強させていただきたいと思えます。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、国道135号の改良についてを許します。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 国道135号線の改良ということですが、町のものではございませんが、国道で県が管理しているというものでございますが、安全対策等について、県などに要望書を行っていることについてお伺いをしていきたいと思えます。

1点目に、奈良本と北川の間にある2本のトンネルがありまして、そのトンネルの間にある急カーブ、年中、やっぱり事故が起きて、死亡事故を含めて、この間、何回もあるし、今年に入っても3回ぐらい、4回と、やっぱりあります。

この部分については、やっぱり非常に問題ではないかなというふうに考えております。

また、東伊豆消防署の前の交差点、ここもやっぱり追突事故が非常に、私、今年に入って2回現場を目撃しているんですけども起こっております。

これらの箇所での事故の状況は、どのように把握されているでしょうか。また、県や県公安委員会等への要望等の取組については、どういうふうになっておりますか。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 山田議員の第3問、国道135号の改良についての1点目、2点目につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。

国道・県道で発生した交通事故につきましては、道路管理者である県等から、町に対して逐一報告はありませんが、情報を得ることはあります。

なお、死亡事故が発生した場合は、警察や道路管理者等が診断を行い、改善策については検討し対策を講じている箇所もございます。

また、交通事故が発生していなくても、各区の危険箇所に関する改良要望等があれば、道路管理者である県に対しまして協議しております。

御指摘の北川地区の急カーブにつきましては、対策を講じていただいた経緯がございます。東伊豆消防署前の交差点の改良につきましては、現在のところ協議はしておりません。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、奈良本と北川のトンネルのところなんですけれども、私の知り合いも、実はこの間事故をやりまして、その方から話を聞いたところ、普通に、奈良本のほうから北川のほうに走っていて、そんなにスピードも出ていなかったんですけども、なんとなくハンドルが取られて、上り車線のほうに出てぶつかって、リバウンドして、対向車とまたぶつかってというような事故を起こしたようなんですけれども、そしたら、その後、何日かたって、またあそこで事故があったという話の中で、これはちょっとフェイスブックに書いてあったんですけれども、やっぱり何か同じように、何となく車が下り車線のほうに行く。

僕は、昔亡くなった、数年前に亡くなった方もあそこいらっしやるんですけども、やっぱり道路構造にちょっと問題があるんじゃないのかな。だから、やっぱりもう少し上り車線のほう、傾斜があるとか、何となくそういうやっぱり偶然なのかなと思うんですよね。

多少、もしかしたら上り車線のほうは、ガードレールのところをちょっと補強したり、いろんなことをすることでそれだけでかなり違ったのかもしれない。

ただ、下り車線のほうからすると、そういうことだけでは解決してない問題があるんじゃないかと、それが1年間に何回もあそこで事故を起こして、渋滞が発生するというのは、やっぱり県のほうも、僕は怠慢だと思っています。

2つ目の消防署の前なんですけれども、問題は2つあるんですね。

主要には、やっぱり下り車線の問題なんですけれども、やっぱり病院に入ろうとする人が

結構いるわけですよ。

自分も、実は走って見たんですけれども、方向指示器を出すのが遅れるんですよ。あそこは右折レーンがないんで、それが気づくのが、直線だし、スピードを出してくる、方向指示器を出すのが遅れたら、当然ぶつかる、何かよけようとしたら、消防署のほうの歩道のほうに乗り上げると、実はそういう事故を、今年の3月、4月と、2回僕も目撃したんですけれども、この問題がやっぱり一つあります。

それと、病院に通っている人たちからすると、あそこは感応型ではないんですよ。お年寄りからすると、非常に、ボタンを押せばいいんだけど、若い人みたいに下りてきつと行けないと、私の知り合いも、90近いおじいさんなんか、行っている間に車が途切れたと、後ろの車に追い越されて、後ろの車が出ていくと、非常に屈辱的な思いをするそうです。

確かにそうなんです、行って、下り車線というのは直線ですごくスピードが出てくる、上り車線というのはカーブでひゅっと出てくる、そうすると、いつ国道に合流しようかと、みんなはらはらどきどきして、あそここのところを出てくるんですよ。

その点では、ここは先ほど言ったように、下り車線の病院へ行く右折レーンが必要だし、感応型に変えるというようなことで、病院の利用者も含めて、事故というのが減っていくのではないのかなと、そういう点では、もう少し優しい町にしてほしいなと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、1点目北川地区に関しては、3、4年前から本当に事故が多くて、警察、土木事務所に言ってすぐ対応してくれました。

しかし、それ以降も結構事故が多いと聞いております。それまでには、道路構造上、まずいのかなとか、それしか今考えられませんもので、また警察、土木事務所には、また再度、大変ありがたかったけれども、まだ事故が収まらないもので、ちょっと検討してほしいと言っていきたいと思う。

あとは、消防署の前、これは本当に右折レーンができれば一番いいんだけど、今の現状ではちょっと道はもうないし、それは厳しい。

感応型というのは、結構前から、やっぱり町民、また納入業者が、そういった方がわざわざ降りていくの大変だから感応型にしてほしいよということ言われていますもので、それはまたその辺は警察のほうに、これは警察なのかな、一応、またその辺、感応型にならないのかどうか、これはまた言うことはやぶさかではありませんので、それで解決というか、大変いいことですから、それはそういう状況でやっていきたいと考えております。よろしく

お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 素人なんですけれども、北川のところなんか、すぐに公道を直すとお金もかかるんですけれども、特に夕方とか、夜なんかだと、例えばあのカーブを少し明るくすることで、本当にカーブが認識できるとか、もっとそういう対策で何とかならないのかなと思ったりします。

消防署の前は、昨日の鈴木議員のお礼ではないですけれども、できればもうちょっと手前のほうに、右折レーンは早く方向指示器を出すというようなことを、伊豆葬祭のちょっと辺りから、早めに注意を促して、そういう方向に行く方を支援するというのもすぐにできることではないかと思うので、ぜひお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、15時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付についての申出がありましたので、これを許可します。

7番、須佐議員の第1問、町の災害対応についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 一般質問、最後の質問者になりましたけれども、よろしくお願いたします。

1、町の災害対応についてということで、近年、毎年のように自然災害が頻発し、激甚化

する傾向にあるが、7月には、熱海伊豆山地区で死者・行方不明者28名（8月24日現在）の土砂災害が発生している。また、8月のお盆時期には、全国的に梅雨末期のような大雨が降り、全国各地で甚大な被害が報告された。

そこで、町の災害対応について伺う。

1、災害対策基本法の改正により、今年の5月20日から避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されることになった。当町では、その改正をどのように町民に広報したか。

2、7月1日から3日にかけて降り続いた豪雨では、7月1日にレベル3、2日にレベル4の発令がされ、以後解除に向かった。避難指示は適切に発令されたか、また避難者への対応は適切であったか、当局の考えは。

3、伊豆山地区の土砂災害は、当町においても教訓となる。町内に盛土は何か所確認されているのか。また、その中には危険な盛土があるのか。さらに、適切に事務処理が出されているのか。

4、砂防堰堤について、町内に何か所あり、日頃の点検、監視業務はどのようになされているか。

5、平成31年3月に、土砂災害警戒区域と特別警戒区域が新たに指定されたことに伴い、該当地区で説明会が開かれた。その後、新たな基準で防災マップが作成されると聞いたが、現在の進捗状況は。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 須佐議員の第1問、町の災害対応については、5点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、5月20日に改正された避難に関する警戒情報の周知につきましては、区長会を通じまして、改正内容について自主防災会役員への周知と住民の皆様には土砂災害に対する避難訓練前に回覧により周知を図っております。

次に2点目についてですが、避難指示の発令につきましては、降雨状況等を推察し、発令を行っております。

避難対象者への対応につきましては、町の情報配信メール、テレビプッシュ、また同報無線による広報により行っております。

次に3点目についてですが、平成12年度に静岡県土採取等規制条例の一部が町に権限移譲されて以降、当町で届出を受理した件数は2件であり、1件は事業が完了し、もう1件につきましては、現在施工中であります。

また、未届案件が1件あり、改善計画書の提出を求め、速やかに改善するよう指導しているところでございます。

なお、静岡県土採取等規制条例の権限移譲に関する事務につきましては、主に1ヘクタール未満の届出の受理業務等であり、適切に事務処理されているものと考えております。

次に4点目についてですが、砂防堰堤につきましては、県が維持管理をしているものが当町には27か所あることを確認しております。

また、日常の監視等につきましては、平成30年度までは全ての施設について年1回のパトロールを実施し、それ以降につきましては、施設の健全度を設定し、点検頻度を変えた中でのパトロールを行っている聞いております。

次に5点目についてですが、指定が終了し、追加された警戒区域のハザードマップ、防災マップにつきましては、現在どのような形式で作成するか検討しており、来年度作成を予定しております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 今、御答弁をされたわけなんですけれども、ありがとうございます。

そのような中で、尊い命が亡くなりました。この場をお借りしまして、亡くなられた皆様にお悔やみと、被害に遭われた皆様にはお見舞いを申し上げます。

そして、その避難指示についての一本化について、5月20日ということで、今町長からもお話がありましたけれども、区長会を通じてということで、あと回覧があったということで、ちょっと私のほうも回覧板を見逃したのかもしれないですけれども、そういう案内があったのかもしれませんが、その町民に周知されていたのかという、しっかり周知されていたのか、それはちょっと疑問が残るような気がするのですよ。

もう少し、しっかり、大事な点なものですから、周知が図られるべきではなかったのかなというふうに思いますので、今後、また台風シーズンを前にしましてお願いしたいというふうに思います。

それで、7月1日から3日にかけて、当町でもすごく雨が降り続いたわけなんですけれども、その際にも、警戒レベル3、警戒レベル4という段階で発令されておりました。

その中で、警戒レベル3の中で、ここに今、こういうふうな形で出ていると思いますが、

警戒レベル3で、高齢者避難という形になっております。ちょっと重箱の隅をつつくような質問で、あれですけれども、メールが来た段階で、そのメールの内容を確認しましたら、高齢者避難という形では出てなかったような気がしたんです。ちょっと、その辺のところは、確認がどうだったのか、自分も自分のところに来たメールでは、そんな感じだったかと思うんです。

ですので、その辺のところ、熱海市でその避難指示を出す前に土砂災害が発生しているようなこともあったもんですから、その辺のところをしっかりと確認していただいたなと思います。

8月15日については、高齢者避難という形でのアナウンスがありましたし、そのレベル4のところでは避難指示が出されていたように思いました。

今、盛土のところ、全部で3か所を確認されているということですかね。今、ちょっとお話を聞きました。全体で3か所ということで、届出が完了されているところもあれば、まだこれからというところもあるというようなことで、具体的にどこかということをお尋ねしませんけれども、その辺のところも事務所にもしっかりと適切にされているということで、県との関係もありますでしょうから、今後よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、砂防堰堤については、27か所ということで、実は平成26年の9月議会だったと思いますが、私もやはりあのときは広島市で大変な土砂災害があったときに、類似の質問をさせていただいた覚えがあります。そのときは、濁川のことをお尋ねしたと思います。

平成15年災、平成15年に大きな災害が町でありまして、その際に、うちの近隣でも濁川が崩れたりというような災害があった。その後、築かれた堰堤だったということで、そんな話の中であったと思うんですが、今はその濁川の堰堤も、私が見たところ、定期的に見ていただいているんだなというような気がしております。

また、私の近所のところで言いますと、今、エンゼル別荘地になりましたけれども、旧三井の分譲地のその3地区の上のところ、2か所、沢が崩れたところがあるんですよ。そこも平成15年災のところの後に、堰堤を築いていただいたところなんですけれども、そこに関しては、多少土砂があるというようなことが、自分で目視した中ではあったのと。

また、大川のほうに行きますと、谷戸山のところに小さな堰堤があります。砂防堰堤がありまして、それはおとしの台風15号のときに土砂があふれ出た堰堤で、その台風15号では、近くで民家に土砂が流れ込んで、その堰堤から流れ込んだ土砂ではないですけれども、ほかのところも崩れて、災害ボランティアが出て、片づけをしたというようなこともありました。

けれども、その谷戸山のところの堰堤もちょっと土砂がたまっているような状況が見られるかなというようなことです。

適切に管理いただいているということですが、また今後とも、その辺のところを見ていただければなど、県のほうにまた要請していただく、関係箇所、お願いしたいなと思います。

それとあと、防災マップ、ハザードマップについてなんですけれども、これは平成31年3月、今ここに地図があるんですけれども、ちょっと見づらいですけれども、そのとき、説明会で私も出席しまして、地域の方たちが出た説明会に出席しまして、ちょっと見づらいですが、実線で黄色と赤で囲まれている、ここでざっと見ますと、やはり別荘地のほうです。分譲地のほうに特別警戒区域と、それから土砂災害の警戒区域と特別警戒区域、赤と黄色で。下のほうは、少し海岸線も見えていますけれども、大川のほう、やはり分譲地、今のエンゼルですか、三菱の辺りの分譲地になっている。

この辺のところを、最近人が多く移住してきているというような現状があります。そんな中で、安心してその地域に住んでもらうためにも、ハザードマップは来年度という話もありましたけれども、この町に単独でできることなのかどうなのかということも分かりませんが、適切にこういうハザードマップを出していただいて、実際に住民の方が、どこが危険なのかということが周知できるように、お願いしたいなというふうに思っております。

以上、ちょっと長いですが、すみません。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず1点目、避難指示、たぶんレベル3のときは、高齢者等避難、これはたぶん後ろに括弧書きで書いてあると思いますよ。私は、それを見た記憶がありますし、それはまた原課のほうから説明させますけれども、とにかく9月20日の改正、これは首長、本当に皆困っております。

というのは、まず1つクッションがあって、避難勧告があって、それから避難指示、それでもう一遍に避難指示ですから、その中で、熱海市が避難指示を出さないことは、自分は十分分かります。あの雨の状況の中で、本当に避難指示なんて、大雨が降っても、これは避難指示を出さないといけないかなと思うのは、今までそういう状況の中で、自分はよく言うんですが、あの立場だったら、私は自分も出さない、しかし担当課のほうはやっぱりある程度法令改正の中で、レベル4になったら避難指示は出さなければならないということをおっしゃったもので、避難指示を出していただきましても、これはこの前の1市5町の会議に

中でも、避難指示の出し方、首長は結構な負担がかかってくるもので、ちょっと国のほうにちょっと検討してもらえないかと提案いたしました。やっぱり県のほうも、結構な。

今回、避難指示を出したところは、たぶん県内でも半分ぐらいの市町村ではないかと考えている。半分はたぶん出してないというような。

要するに、あくまで避難指示は首長の権限である程度出すということがありますもので、たぶん熱海市の状況を見た中で、今までの感じの中で、避難指示を出すというのはなかなか厳しかったかなと、齊藤市長も大変だなとは考えております。

そういう中で、これからは国が、やっぱり首長が迷わないで避難指示が出せるような、そういう指標をちょっと考えてもらいたいなということは、投げかけましたもので、そういう中でも、町といたしましては、取りあえず、これは自主防災会の方も大変迷惑をかけますけれども、レベル4が出た場合は、国の指示に沿った中で、避難指示を出す、こういう方針で町は行きたいと考えております。

そういう中で、空振りが結構あると思いますけれども、いずれは空振りをするなんて言っていますけれども、今までは避難勧告があつて、避難指示があつたもので、ワンクッションあつたもので、首長も出すのは十分熟慮した中で出せるもので、今度はレベル4ですぐ避難指示というのが出たもので、相当空振りが多く、今まで以上に多くなると思いますもので、その辺、また自主防災の方には、本当にまたいろいろ御苦勞をかけますけれども、よろしく願いしたいと思います。

何よりやっぱり災害のときは、レベル4、多分結構マスコミは言っておりますもので、しかしある程度自分の身は自分が守って、何て言うんですか、行政報告でも言いましたけれども、まずは適当なハザードマップを、いろんなものを見た中で、自分がどういう状況にあるのかということは、ある程度自己判断した中でやっていっていただければありがたいと考えております。

ハザードマップは、原課から説明させますけれども、やっぱりある程度分かりやすい、町民が見てすぐ分かりやすい、今まではいろんなことがごちゃごちゃの中、分かんないようなことになっておりますもので、そういうことをいろいろ精査しながらつくっていくと考えております。

また、原課がその方向性、それをちょっと説明するので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、メールの内容につきましては、7月のメールのものにつきましては、レベル3ということで、レベル3につきましては、今までも高齢者等避難というのは変わっておりませんでしたので、うちのほうは警戒レベル3という形で出させていただいて、後ろに高齢者避難というのはついておりませんでしたので、8月については、8月の警戒のときには、その文言を入れて出させていただいています。

次に、ハザードマップにつきましては、当初土砂災害警戒区域が、町内で全て終わった時点で作るということで進めていたんですが、県のほうから水害の危険箇所の調査をしているということがありまして、それが公表されれば、当然水害区域も入れなければならないと、今年に入ってから、今度は高潮の警戒区域も今調査をしているという話になって、次々新しい情報が入れなければならないということで、ちょっと先延ばしをさせていただきました。

というのは、どういう形でハザードマップをつくったほうが有効的かというのを、効果的かというのをちょっと検討していましたので、その辺でハザードマップについては、来年度その辺を踏まえて作りたいなというふうに思っています。

土砂災害警戒情報の情報がまだ新しくなっていないことにつきましては、お尋ねがあった方については、県のGISを見ていただいて、そのほうが最新のものが載っていますので、それで確認をしていただくようお願いしています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 訂正をお願いいたします。

私の勘違いで、レベル3のときは高齢者等避難準備が、これは当然出すのが当たり前を考えておった中で、いろんな中、そういう状況の中で、最初は出さんと言ったもので、その辺を訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） すごく大きな変更だったと思いますし、現場もコロナのこともありますし、防災課もやはりこの災害対応とかもありますし、いろんなこともありますでしょうか、大変なこともあるかとは存じます。

それでは、今お話があった中で、自主防の関係なんですけれども、これまでレベル3で、その自主防が公民館等で避難準備を始めるということがあったかと思っています。

そういった形の中で、レベル4になりますと、小学校等で避難所設営みたいな形になって

くる、そういう認識でよかったですか。この間は、また新たに説明を受けたような気がするんですけども。

それと、今回私も小学校のところをちらっと見させていただきましたけれども、ワンタッチパーティションがありまして、結構町にこういう物があつたんだねみたいな反響もあつたような気がします。

実際に、そのワンタッチパーティションが幾つあって、どこに今保管されているのかというのを、今ひとつまたお聞きしたいなというふうに思いますので、お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 避難所の開設につきましては、基本的には、今自主防災会が、公民館が高齢者避難のところで開けると同時に、小学校の体育館だけは開けるように、この7月の区長会のときをお願いをしまして、それから8月のこの前の大雨のときは、小学校の体育館も開けるようにしております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 須佐議員。

ただいまの質問ですが、少々当初の質問内容から質問範囲がずれているところもあるようですので、その辺り御注意をいただいた上で質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（前田浩之君） パーティションの数とか、今ちょっとはつきり分からないんですけども、稲取小学校・中学校、熱川小学校・中学校と配置しております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、ごみ処理の見直しについてを許します。

7番、須佐議員。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） ごみ処理の見直しについてということです。お願いします。

ごみ処理料金の改定については避けては通れないと理解はするが、行政改革を町民の負担に求める点で、慎重に進めていかなければならないと感じる。

そのことを踏まえながら、以下の点について伺う。

1、分別の理解を求める施策について、隣組への加入率が低下し、別荘・マンションに新たに入居者が増える中、どのような啓発活動を行っていくのか。

2、資源ごみの回収について、特に食品トレイやプラスチック容器は、リサイクルの方法をより細分化する必要があると思うが、当局の考えは。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 須佐議員の第2問、ごみ処理の見直しについては、2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、まずこのごみの収集につきましては、現在全国の約7割の自治体でステーション方式と呼ばれるごみ集積所にごみを排出する方式が取られております。

一方、別荘地及びリゾートマンションの多くは、東伊豆町土地利用事業の適正化に関する指導要綱による指導に基づき、自らが個別に収集を行っております。

転入される新たな入居者には、分別方法が示された冊子等を配付し、施設の管理者が設けるごみ集積所にルールに従ってごみを排出していただいております。

ごみ集積所の管理は、行政が行うものと思っっている方が多いようですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中には、誰が管理すべきかの明記がなく、多くの自治体では利用者が集積所を設置・管理することとなっております。

分別等、ごみの分け方、出し方につきましては、広報、回覧、ホームページ、また情報配信メール等により周知に努めているところでございますが、生活環境の保全を図り、また健康で明るいきれいなまちづくりを推進するため、町民の皆様の御理解及び御協力をお願いいたします。

次に2点目についてですが、今回のごみ処理有料化につきましては、先ほど山田議員の質問への答弁でも申し上げたように、可燃ごみの排出に当たっては、経済的インセンティブを働かせることによりまして、排出抑制の意識づけ及び分別への動機づけを図ることで、ごみ減量化を目指すものでございます。

リサイクル品目の細分化は、ごみ減量化を目指す上では有効な施策ではございますが、ストックヤードの確保及びまた処理費用の負担が発生するなどの問題があり、まずは現在分別をお願いしております瓶類、缶類、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、段ボール、雑誌

等に重点を置き取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 配布資料も手元にあるかと思いますが、見ますので、そちらのほうも御覧いただければと思います。

配布資料の6のほう、市町別1人1日当たりのごみ排出量という表があると思います。

これは、広報東伊豆の5月号だったと思いますけれども、その中で、こちらですよ、ごみ減量化に協力ということで、答申がなされたページがあったかと思いますが、その資料の県から出している資料という形になるわけなんですけれども、大体これで見ますと、東伊豆町が1,552グラムということで多いわけです。ワースト2位、河津がワースト3位という形で、ほかの1,000グラム以上のところを見ますと、軒並み伊豆半島になっているんだというのが分かるかと思いますが。もちろん当局もそのことは重々承知をしているかと思えます。

その中で、やはり観光地であるために、こういう形で、またリゾート地であるためにごみが多くなっているのかなというような気がしているんですよ。

どうしても、今町長の答弁にもありましたように、そのマンションであるとか、別荘、あとホテルなどから出るごみというのは事業系のごみになってくるということです。

ですので、十把一絡げに、うちの町は1人当たりのごみの排出量は非常に多いですよといった広報が、果たしてそこのところで当てはまるかどうかというのは、ちょっと疑問が残るんですよ。

しっかりとその事業系のごみというものの分析を講じて、家庭系のごみで幾らなのか、住民説明会のときに頂いた資料がここにありますけれども、その中で家庭系のごみの排出というものが500グラムという目標という形で出ているわけなんですけれども、この東伊豆町の1,552グラムから事業系のごみを差し引いたところ、ざっと計算しますと、うちの町は842グラムという形になっていると、事業系のごみはざっと計算しますと600グラムを超えるぐらいという形だと思います。

どうしても、今質問したところにありますように、このせつかくそういう形で、先ほども山田議員が見ていましたけれども、このうちの町で、ごみの分別・出し方辞典とか、アイウエオから始まって、事細かに非常に見れば納得できるようなものというものを町民の皆さんが見ているかというところ、今、隣組の加入率というのは7割を切っている中で、その中で今後どのように広報していくのかというのは非常に大きな問題ではない

かなというふうに思います。

また、リサイクルの問題でいいますと、やはりごみの中に資源になるものも一緒に出してしまうというようなことが、うちの町がちょっとやっばり多いのかなということも言えると思うんです。それがその配布資料の裏側にある、これも当局でも出していましたように、うちの町のリサイクル率というのは10.22%、河津町が7.68%で、これ市町合計で言いますと18.42%ですから半分以上はっています、うちの町は。河津町はちょっと残念ですが、半分以上、うちの町はっていますけれども、やはり平均よりかは低いところにあるんだということだと思います。

分別、ごみの分け方・出し方（保存版）というところを見ましても、白色トレイは回収しているということで別のごみ袋に入れてくださいと。ところが、ほかのプラスチック容器であるとか透明のプラ食品トレイとかというものはごみになってしまうという現実があるということなんです。

今、あそこにやはり資料であそこに貼らせてもらっていますけれども、これはマックスバリュの稲取店で店長にお断りして写真撮らせてもらったものです。私も4年ばかり、マックスバリュでコミュニティ副店長というのをやらせてもらったんですけども、伊東市で2軒ぐらい勤めていたんですが、忙しい日になりますと清掃の方が朝、袋を代えるんです。そうすると、もう昼ぐらいには全部、すぐいっぱいになっちゃって、ペットボトルにしてもトレイにしても、こんな山ほどになっちゃって、一緒に帰りも手伝ってあげたりなんかしていたんですけども、稲取店を見ると、店長から話を聞いたりすると、いやうちの店はそんなことないですよと、そんなに山盛りになってあふれ出ているということはないということをお話の中で聞きまして、やはりその辺のところでもどうしても意識が低くなってきちゃっているのかなという部分があるのかな、そういう気がしています。

先ほど町長の答弁の中で、7割が今ステーション形式でごみ捨てをやっているということになっているわけなんですけれども、うちの町もそういった形のごみ処理の方法も考えていかなきゃいけないのではないかなというふうに思っているところです。

そんなような現状がある中で、例えば、このマックスバリュだけではなくて商店、町内にあるスーパーにこういうような形のボックスを置かせてもらって、そこに分別できるような形のものを置かせてもらったりとか、それから非常に難しいですけども、持っていったものに対しては何かポイントがつくとかというような啓蒙の仕方もあるのかななどというふうに思います。

どうしても、今まで捨てたものを洗って乾かしてそれでリサイクルに持っていくって、そんなこと何でやらなきゃいけないのと、やっぱりそういうふうを考える方も中にはいらっしゃるかと思ひまして、そういうような形で有効策を考えていくことも必要ではないかと思ひますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（福岡俊裕君） ただいま御用意していただきました平成30年度の静岡県のごみ排出量の市町村別の一覧表ですけれども、こちらのほうで東伊豆町は1.552キログラムを1人の方が1日に出しているということで、まずこれを少しでも減らしていく、原単位というものを有料化によってまず減らしていくというのが一つ重要なことでございます。

あと、併せて、原単位というのはリサイクルが進んでも排出したものの原単位というのは減らないものですから、この1.552を有料化によって減らして、かつ、その中からリサイクルできるものはリサイクルをして燃やすものを減らすという考え方で、今回の有料化というものは取り組んでいる内容です。

ですので、今いただいた資料というのはそういう内容になってこようかと思ひます。

それで、リサイクルにつきましては、先ほど町長の答弁の中にもございましたが、今、ごみの出し方・分け方で御案内している品目、これをまず重点的に行っていかなければならないということがあるかと思ひます。

実際に、可燃ごみの中に段ボールですとか紙類、そういったものが混じって出されている例が多く見受けられるということでございますので、袋の値段を可燃ごみと不燃ごみで値段に差をつけることでリサイクルできるものはまずリサイクルしていただく、そういうことでリサイクル量を増やしていただくということが重要ということになります。

それで、店舗にこういったものを置かせてもらうということにつきましては、場所が確保できるのかという問題があります。実際のところ、小さい店舗の中でそういった場所が確保できるのか、そのような課題があるものというふうに考えております。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 担当課長が言ったように、ごみのリサイクル、やっぱり商店、そういう場所がそれが一番の課題だと考えております。

今、副町長と話して、場所があるかなというのと、役場以外ちょっと考えられないなと言った中で、また再度見まして、そういう設置する場所が可能なところがあるならば、それは大変いいことです。設置をお願いすることは考えてもよいと思ひますが、今の取りあえず、

頭の中に浮かばないもので、これはちょっと持ち帰って検討させてください。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 取組の中で古着のリサイクルなんかもあるかと思うんです。

これは結構、年間5トンぐらいなのかな、成果を上げているようなこともあると思います。役場の1階のところに、あそこもスペース見つけるのも大変だったのではないかと思うんですけれども、ちらっと見ますと結構いっぱい入っていますよね。

ですので、ああいったものもやっぱりリサイクルに利用されているんだしということを考えますと、今は白いトレイしか集めていませんよね。将来的に結構こういう疑問を持っている人多いと思うんですけれども、いろんなお寿司だとかそういったもののパック、お弁当のパック、そういったものというもののリサイクルというのは、今後、どれぐらい可能性があるのかということも含めてちょっとお聞きしたいのと、それから、場所の確保というのは、町長も今言われたように、今後ちょっと引き続き考えていただきながら、いろんな形でリサイクルがしやすい仕組みというものもやっぱりつくっていく必要があるのかなというふうに思いましたので、お願いしたいと思います。

それとあと、ほかの市のところでちょっと聞いたんですけれども、名刺サイズの紙であれば繊維があるらしいんです。名刺サイズ以上であれば。ですので、そういったものもごみではなくて、値札とかそういったものも、このぐらいの普通に茶封筒ありますよね。茶封筒に入れて1つにまとめれば新聞と一緒に縛ってリサイクルできると。何だ、俺、今までごみに捨てたものが何か目から鱗みたいなのがあったりしまして、そんなこともあったので、ちょっと今、質問という形ではないんですけれども、そういうようなこともありましたということでお話しさせていただきます。

白色トレイ以外の。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 白色トレイ以外のことは誰かが言ったと思いますけれども、一応、説明会のときも出ましたもので、それは検討していくということは言っておりますもので、まず検討していきたい。

そうゆう中でここまでストックヤードやいろんな問題が結構出てきますもので、それをやることでどういような効果が出るか、これは大川の説明会に出た人から問題提起されましたので、これは真摯に検討して、またその回答は出していきたい、そう考えておりますので、

御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（福岡俊裕君） 今、町長から答弁ありましたように、まずストックヤードがどのように加工できるか、うちの町と河津町ですとエコクリーンセンターのほうにストックヤードを用意することになるのかなというふうに考えるわけですが、そのあたりでどの程度のヤードが確保できるのか、あとは、リサイクルするに当たりまして処理費用というものが発生します。処理費用が発生するからリサイクルをしないというわけにはいかないわけですが、リサイクルの量と処理費用のバランスを考えて考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 最後にお尋ねしたいんですけれども、事業系の持込みごみという形になるのでしょうか、事業系のごみ、マンションですとか観光の関係からごみが運ばれてくる、その辺の値上げがありますよね。持込み料の値上げもあったわけなんですけれども、その辺の説明会というのは、この間の住民説明会と一緒にという形で考えたらよろしいんですか。それとも、業者ですとかそういった形のところで説明をされているのか、そのことをちょっと確認したいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（福岡俊裕君） 事業系のごみにつきましては、エコクリーンセンターのほうで値上げのほうを検討しております。

そういった中で、この前の家庭ごみの説明会の中で、その後に御家庭に影響しそうなものについては持込みごみという枠の中で値上げの御説明をしておりますけれども、それ以外に事業者の方を集めて8月中に説明会を開催したということをお伺っております。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、第4期地域福祉計画、活動計画についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 3問目です。

第4期地域福祉計画、活動計画についてということで、今回の計画策定については、第6期総合計画にも直結する大切な改訂であったと思うが、調査結果を中心に以下の点について

伺う。

(1) 住んでいる地域の問題点として、「緊急時の対応体制が分からない」が26.8%になっているが、当局はどのようなことを問題点として捉えているか。

(2) 今後の保健福祉施策では、交通の利便性の確保を求める回答が一番多く、免許返納後の移動支援について困りごととして多く挙がっている。この点について当局はどう判断し、解決に向かって考えていくのか。

(3) 基本目標として地域交流の促進が挙げられているが、別荘・マンションの任意自治会との意見交流を進め、転居者・転入者へのアンケート調査を実施したらよいと思うが、いかがか。

(4) 民生・児童委員の役割や活動の認知度が21.6%と極端に低いが、当局はどう考え、向上へ向け取り組んでいくのか。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 須佐議員の第3問目、第4期地域福祉計画、活動計画につきましては、4点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、緊急時の対応とは、今後予想される東海・東南海・南海地震や近年頻発する豪雨災害等の緊急時の対応体制のことと思われませんが、問題点は、隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い、隣近所で避難場所や避難所、また避難方法を話し合っておくなど、日頃の住民の防災意識と考えております。

対策といたしましては、防災訓練や、また様々な機会を活用し、住民の防災意識の高揚を図り、自助・互助・共助による防災体制を高めていきたいと考えております。

次に、2点目についてですが、山田議員の第2問2点目と重複いたしますが、町では、高齢者の移動支援の一環といたしまして住民主体による移動サービスの創出を目的に、県と共催により賀茂圏域で高齢者の移動・外出支援セミナーを昨年度3回開催いたし、今年度につきましては、高齢者の移動・外出支援セミナーを1回、さらには、運転ボランティア養成研修を開催するなど、移動サービスに関する住民の意識啓発を行い、担い手の発掘、また養成を行っているところです。

次に、3点目についてですが、町では、平成30年度よりマンションや別荘地に住む独り暮らし高齢者や認知症高齢者の方の相談に対応するため、管理組合の方々や自治会の方との情

報共有や連携を図る目的で定期的に包括支援センターと会議を実施しています。

また、別荘・マンションの任意自治会との意見交流につきましては、町といたしましては、意見等があれば一日町長室等で意見を伺うつもりでおります。

転居者・転入者へのアンケート調査の実施につきましては、アンケートの内容等、今後の検討課題としたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4点目についてですが、この地域福祉計画のアンケートでは、「あなたは、民生・児童委員の役割や活動についてよく御存じですか」との問いに、「名前や役割、活動内容をよく知っている」の回答が21.6%、「名前は聞いたことがあるが役割や活動内容はよく知らない」という回答が60%でした。

この結果から、18歳以上の町民の約8割が民生委員の存在を認識していると理解しております。

民生委員は、地域福祉活動者といたしまして社会福祉の増進には欠かせない存在であります。令和3年3月には、第4期東伊豆町地域福祉計画の概要版を町内に回覧し、また、4月からは町のホームページにも掲載して町民に計画の周知を図りました。

この地域福祉計画の目標指標の令和7年度までに、民生委員の役割、活動の認知度を50%まで改善できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今、答弁いただきました。ありがとうございます。

防災のときの心配というようなことで、防災訓練、そういう時に、また独り暮らしの方ですとかそういった形の確認、連絡体制というものを整えていくということだと。

そして、2番目のところ、交通の利便性というところでは、外出支援セミナーというものを取り組んでいるということです。

町のほうで公共交通アンケートというのを2年ぐらい前にやられたかと思えます。それがホームページにも出てきてわけなんですけれども、いろんな意味でどういった形で、福祉で町民の利便性、足の利便性というものを高めていくのか、また、買物支援なのか、様々出てきているとは思いますが、今、ちょっとそこの右下のところに載せさせてもらったのが有償運送制度ということで、これはもちろん当局も十分お分かりになっているかと思えますけれども、国のほうでそういったものを進めていると。ボランティアとかNPOですとか、そういった方たちが中心となってお金を頂くような形での車の福祉サービス、運送サー

ビスであるというような形のものですよね。

今、話しをしました外出支援セミナーというのは、有償運送制度というものを活用したもののなかかどうか、ちょっと1つ確認させていただきたいなというふうに思うのと、こういう制度もありますので、積極的に担い手というものが、公共交通会議というものが頭になって、ただ担い手の方がいないといけないんでしょうし、そういうボランティアの方たちとかNPOとかそういう人たちとかいないといけないんでしょうし、そういった方たちを育てていかなきゃいけない、難しい部分もあると思うんですけれども、その辺のところ、今の状況などもお聞かせいただきたいのと、移住してきた皆さん、別荘、マンションに限らずですけれども、そういう方たちとの交流、町としては包括支援センターとかも関わっていただいたり、民生委員の方なんかも来ていただいているというのは私も聞いたことがあります。

そういった形の中で東伊豆町ということをやっぱり広く見ていただいているということで、その地域に住んでいる者として大変ありがたいなというふうに思います。

そしてまた、移住がコロナの状況で転入、転出ということがあるのではないかなんていうふうにも思っているんですけれども、やはり移住してきても短い間でいなくなってしまう人もいるなという感じの中で、客観的にこのまちのことをアンケート調査みたいな形で、どうしてここのもちに来たのか、どうして転出するのかという形のものもしっかりリサーチしておくということが、今後、人口を増やすということでも非常に大切な部分ではないかということでお尋ねしたところでございます。その辺のところ、また町長のこういった感じの思いというものもお聞かせいただければなというふうに思います。

あと、民生・児童委員の問題につきましては、やはりもちろん皆さん民生・児童委員というのも町民の皆さん御存じだということがあるというふうに思うんですけれども、実際、今、コロナの状況の中でなかなか家庭を訪問するということも難しいような部分もあるのではないかと思います。

そんな中で、例えば児童虐待とか最近増えていると言われていたというひきこもりの問題ですとかもあつたりします。その辺のところ、民生・児童委員の方たちと町当局との交流、意見交換、話し合いと言ったらあれですけれども、会議というものも行われているのかどうか、その辺もちょっと確認させてください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、この有償支援制度、ごめんなさい、実際どのようなものかは把握しておりません。これは、多分お金もらってやるのではないかと考えております。町が考

えているボランティアによる、あれは謝礼という形でやるもので、だからちょっとこれとは違うのではないかと、ちょっと軽率にできないもので、有償支援制度というのは昔私が考えていた、国の過疎地域の中である程度そういうことができますよという、それではないかと思えます。ちょっと明快に答弁できません。御理解願いたいと思えます。

さらに、分譲地との話し合い、いろんな中で、やっぱり分譲地の方も取りあえず包括支援センターがやってくると、やっぱり一日町長室におきましても、分譲地とかマンションの方がこういうことをお願いしてきますもので、できればそういうときに来た中でいろんなことを、町がお手伝いできることはお手伝いしていきたいと考えております。

それとまた、アンケートとか、本当にどういうものかいいのかわからないもので、それはまたいろんな中で情報収集した中で、こういうことをやったのでやっぱり、しかし、一番問題は、自分が考えるのは、来てくれるのはありがたいんだけど住民票を持ってこない人が結構いるんです。分譲地の中でも。移住した、三井なんかはもう半分以上がそうではないか、やっぱりこの町に住所を持ってくることが大変ありがたいんですけども、要するに住所がまだ向こうだとか、そういうものがありますので、そういうのも町が十分把握した中でどのような方法が一番いいのかというのは、これはまた検討していきたいと思えます。

民生委員の関係は、児童委員がどのような役割をしているかと、多分、自分なんか思うのは、民生委員は本当に班に入っているとか社協に聞かなければ分からないですけども、ある程度隣組に入っている方たちのケアとか、分譲地、ちょっとその辺のこと、ごめんなさい、明快な答弁ができませんもので、ちょっと原課が把握していればお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（前田浩之君） 民生委員と町との意見交換ということなんですが、毎月、民生員約40名と協議会を毎月1回開いております。担当の職員が参加して、それで協議会を開いております。

年度当初に、毎月どういふことをやるかという計画を立てまして、その計画に沿って開催しているんですが、ただいま残念なことにコロナの緊急事態宣言とかの関係で8月、9月はちょっと定例会ができないということで書面でやっているような感じです。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 質問が把握できなかったもので。

民生委員との話し合いは、私、年2回、春と秋、民生委員の皆さんと意見交換をしておりますので、それだけはちょっと御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 移動支援のセミナーの関係ですけれども、昨年度と今年度、計4回実施されておりました、その内容について簡単に御説明させていただきますと、移動サービスに関する意識啓発というのを目的に担い手の発掘、養成を行うことにセミナーを開催されております。

内容といたしましては、先進事例の紹介であったりだとか、あとは道路運送法等の制度説明、そしてあとは保険等の説明等の紹介等がございまして、その中に福祉有償運送についての制度説明というのもセミナーの中での内容となっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） よろしいですか。

以上で、須佐議員の一般質問を終結します。

この際、16時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時10分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◎会議時間の延長について

○議長（稲葉義仁君） お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決しました。

会議時間を延長します。

◎日程第2 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号））

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、低所得の子育て生活支援給付事業及び新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業等において増額の必要が生じたため、令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） それでは、ただいま提案されました専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについての令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）について、概要を御説明いたします。

令和3年度東伊豆町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,451万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,226万1,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正前の金額に775万円を追加し、1,764万6,000円といたします。1節社会福祉費補助金、細節4、低所得の子育て世帯生活支援給付事業費補助金595万円及び細節5、事務費補助金180万円の増については、この後御説明します事業の国庫補助金であります。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に676万5,000円を追加し、3,677万6,000円といたします。1節、細節1、財政調整基金繰入金676万5,000円の増につきましては、今回の補正における歳入歳出予算調整後の不足額を補填措置した内容であります。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正前の金額に44万円を追加し、5,782万8,000円といたします。

事業コード1、庁舎維持管理事業44万円の増につきましては、庁舎1階第6会議室のエアコン分として庁用備品を計上するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、10目低所得の子育て世帯生活支援給付事業費、補正前の金額に775万円を追加し、775万円といたします。

事業コード1、低所得の子育て世帯生活支援給付事業775万円の増につきましては、国の全額補助で行う事業で、対象児童1人当たり5万円を支給する内容及びこれに伴うシステム改修や時間外手当を計上しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正前の金額に332万5,000円を追加し、9,480万3,000円といたします。

事業コード4、新型コロナウイルスワクチン接種事業332万5,000円の増につきましては、時間外手当7か月分とコールセンターのオペレーター2名増が主な内容であります。

9ページ、10ページを御覧願います。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の金額に300万円を追加し、1億6,736万円といたします。

事業コード1、商工振興事業、18節負担金補助及び交付金、細節4リフォーム振興事業補

助金300万円の増につきましては、新制度により増額する内容であります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額55億1,774万6,000円に1,451万5,000円を追加し、55億3,226万1,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額55億1,774万6,000円に1,451万5,000円を追加し、55億3,226万1,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は、国県支出金が775万円の増、一般財源を676万5,000円といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第3 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号））

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、参議院議員補欠選挙準備及び保健福祉センターの屋根改修工事等を早急に実施する必要性が生じたため、令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） それでは、ただいま提案されました専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについての令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）について、概要を御説明いたします。

令和3年度東伊豆町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,458万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,684万7,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

15款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正前の金額に812万9,000円を追加し、1,907万8,000円といたします。2節選挙費委託金、細節4、参議院議員補欠選挙委託金812万9,000円の増については、参議院議員補欠選挙事業に係る国庫支出金であります。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に135万7,000円を追加し、3,813万3,000円といたします。1節、細節1、財政調整基金繰入金135万7,000円の増については、今回の補正における歳入歳出予算調整後の不足額を補填措置した内容であります。

22款1項町債、10目衛生費、補正前の金額に510万円を追加し、4,290万円といたします。

1節衛生費、細節4、保健センター屋根改修事業510万円の増については、屋根改修工事に

において公共施設等適正管理推進事業債を活用するものであります。

8ページ、9ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、4項選挙費、6目参議院議員補欠選挙費、補正前の金額に812万9,000円を追加し、812万9,000円といたします。

事業コード1、参議院議員補欠選挙事業812万9,000円の増につきましては、選挙事務について、管理者や立会人の報酬をはじめ、必要経費を計上するものであります。

10ページ、11ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目保健福祉センター費、補正前の金額に568万7,000円を追加し、7,845万5,000円といたします。

事業コード1、保健福祉センター維持管理事業、14節工事請負費、細節4屋根改修工事につきましては、雨漏り対策として改修工事を行います。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、補正前の金額に77万円を追加し、249万2,000円といたします。

事業コード1、農業用施設災害復旧事業、14節工事請負費、細節1災害復旧工事につきましては、農道入倉線路肩復旧工事を行います。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

第2表 地方債補正であります、保健福祉センター屋根改修事業を追加計上してありますので、御確認願います。

4ページ、5ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額55億3,226万1,000円に1,458万6,000円を追加し、55億4,684万7,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額55億3,226万1,000円に1,458万6,000円を追加し、55億4,684万7,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は、国県支出金が812万9,000円の増、地方債が510万円の増、一般財源を135万7,000円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例)

○議長(稲葉義仁君) 日程第4 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(太田長八君) ただいま上程されました専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されました。

このこと等によりまして、東伊豆町個人情報保護条例につきまして一部改正を図ったものでございます。

法律の該当部分の施行日が令和3年9月1日であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年8月31日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいた

します。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） それでは、ただいま提案されました専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されたこと等に伴い、東伊豆町個人情報保護条例の条文整備を図る内容でございます。

番号法第19条第4号の追加に伴い、改正前の同号以降の号名を引用する規定を改正する必要が生じ、当該条例第37条に規定する「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める内容です。

また、情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更することに伴い、同じく第37条の条文中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

ともに施行日が令和3年9月1日であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年8月31日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

先ほど、専決承認第6号の中で御説明いたしましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されたことにより、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行主体として明確化されており、東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する必要が生じたことから、条文の整備を図ったものでございます。

番号法の関係する規定が令和3年9月1日からの施行であるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年8月31日付にて専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（福岡俊裕君） それでは、ただいま提案されました専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

番号法の改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行主体として明確化され、併せて発行事務に関し手数料を徴収できること、その徴収事務を市町村長に委託できることになり、東伊豆町手数料徴収条例から関係する規定を削る必要が生じました。

1点目は、東伊豆町手数料徴収条例第2条第30号、個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削り、同条第31号から第38号までを同条第30号から第37号までに繰り上げる内容となります。

2点目は、同条例第8条第6号、個人番号カードの再交付手数料の減免に関する規定を削り、同条第7号を同条第6号に繰り上げる内容となります。

施行日が令和3年9月1日からであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年8月31日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第37号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第6 議案第37号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第37号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

東伊豆町、河津町及び東河環境センターが推進するごみ処理有料化の導入に当たり、町が収集及び運搬する一般廃棄物のうち可燃ごみを排出するときは、町長が指定する袋を使用しなければならないこととし、容量に応じた手数料を徴収するための条文整備を図ることにつ

いて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第37号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の資料により主な内容を御説明いたしますので、議案書2枚目、東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（主な改正点）を御覧ください。

1番目といたしまして、条例第7条関係、一般廃棄物の排出方法を新設いたします。

内容は、（1）町が収集及び運搬する一般廃棄物（可燃ごみに限る）を排出するときは、町長が指定する袋（指定袋）を使用しなければならないこととします。

（2）町が収集及び運搬する可燃ごみ以外の一般廃棄物の排出に当たっては、従前の方法によることを明確化いたします。

2番目といたしまして、条例第9条関係、廃棄物の処理手数料を新設いたします。

内容は、（1）町は廃棄物の処理に関し、次の手数料を徴収することとするということで、別表第1、町が収集及び運搬する一般廃棄物（可燃ごみに限る）、表中、（1）容量20リットルの指定袋、1枚につき16.5円、（2）容量45リットルの指定袋、1枚につき33.0円、（3）容量70リットルの指定袋、1枚につき55.0円とすることを規定いたします。

（2）手数料は指定袋を購入するときに指定袋の価格として徴収することとします。

3番目といたしまして、条例第10条関係、手数料の減免を新設いたします。

町長は、天災その他特別の事由（公益に資する事由）があると認めるときは、申請により、手数料を減免することができることを規定いたします。

4番目のその他といたしまして、字句及び別表の修正、条の繰下げ等条文を整備いたします。

5番目の施行期日・経過措置につきましては、（1）令和4年4月1日から施行することといたします。

（2）令和4年4月1日から同4月30日までの間における一般廃棄物の排出方法については、従前の例によることができることといたします。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 質疑はしませんでしたけれども、先ほど一般質問でこの問題を取り上げておりますので、その中身で十分私は判断できると思っております。

こういう形でごみを有料化していくということを私は全て否定するわけではありませんが、しかし、現状では財政が厳しくて財政的に有料化で財源を確保するというような状況になっておると思います。

本来、やっぱり町民の皆さんのある面、負担をしていただくだけではなくて、町民の皆さんの生活の在り方も変えていただかなきゃならない、そういうものを含んだ内容でございます。そういう中では、残念ながらこれまでの説明でもやっぱりごみの現状、リサイクル率の状況を含めて、町民の皆さんにしっかりとした提示もなく、これから本当にどういうふうに町民の皆さんにこのことについて御協力いただくのか、そういう方向性も私はしっかりと示されているというふうには見ておりません。

先ほど来の一般質問で、今後対応されるものもあると思いますが、現段階ではそういうものについて対応がされていないということを考えるならば、私は現状のこの改正については反対をいたします。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） このごみ袋の有料化、値上げにつきましては、今、山田議員をはじめ、多くの議員からそれぞれの一般質問がございまして、やはり問題点というものは多々あるような気がいたすわけでございますけれども、やはり町民の皆様方にこのごみ問題については、やはり理解をしていただき、これからもやはり指摘されたように町民の皆様方に丁寧に分別、リサイクル、そういうものをお願いしつつ、この事業計画を進めていく、その一歩だと私思うもので、賛成をさせていただきます。

○議長（稲葉義仁君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） これで討論を終結します。

これより議案第37号 東伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 4時40分

令和3年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和3年9月9日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第38号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 2 議案第39号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第40号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第41号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第42号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第43号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 報告第 2号 令和2年度東伊豆町健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 3号 令和2年度東伊豆町資金不足比率の報告について
- 日程第 9 報告第 4号 債権放棄の報告について(水道料金に係る債権)
- 日程第10 意見書案第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書について
- 日程第11 意見書案第 3号 地域経済の存続への支援を求める意見書について
- 日程第12 意見書案第 4号 地域経済の存続への支援を求める意見書について
- 日程第13 議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第45号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第15 議案第46号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第16 議案第47号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第48号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第18 議案第49号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第19 議案第50号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西
伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第20 議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

出席議員（12名）

1番	楠山節雄君	2番	笠井政明君
3番	稲葉義仁君	5番	栗原京子君
6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山愼一君
11番	藤井廣明君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
防災課長	竹内茂君	企画調整課長	森田七徳君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	福岡俊裕君
住民福祉課 参事	前田浩之君	健康づくり 課長	鈴木嘉久君
健康づくり課 参事	齋藤和也君	観光産業課長	山田義則君
建設整備課長	齋藤匠君	教育委員会 事務局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課技監	桑原建美君
会計課長兼 会計管理者	正木三郎君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国持健一君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第3回定例会第3日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第38号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 議案第38号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第38号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に5,911万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を61億3,795万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、入湯税の減額や地方創生臨時交付金の増額、また、算定事務が完了し、交付額が決定いたしました普通交付税や臨時財政対策債を増額措置しております。また、今年度から決算剰余金を全額、前年度繰越金として計上しております。

一般寄附金では2件の御浄財をお寄せいただきましたので、御意向に沿って有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業やごみの有料化に伴う町の指定ごみ袋製造委託料、緊急誘客対策観光協会補助金、プレミアム商品券事業商工会補助金を増額しております。

また、本年4月の職員人事異動の内容により、全般的に人件費の調整を行いました。

必要な財源配分を行った後、余剰財源を財政調整基金に積立措置させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第38号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について、概要を御説明いたします。

令和3年度東伊豆町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,111万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,795万8,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

（債務負担行為の補正）。

第2条 債務負担行為の追加は、第2表債務負担補正行為によります。

（地方債の補正）。

第3条 地方債の変更は、第3表地方債補正によります。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

1款町税、5項1目入湯税、補正前の金額から2,250万円を減額し、6,750万1,000円といたします。

1節、細節1 現年課税分2,250万円の減は、入湯客数の見込みについて60万人から15万人減の45万人とするものであります。

11款1項1目地方交付税、補正前の金額に3億5,359万6,000円を追加し、13億6,859万

6,000円といたします。

1 節、細節 1 普通交付税 3 億5,359万6,000円の増は、本算定の終了した普通交付税の交付決定に基づく増額であります。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目総務費国庫補助金、補正前の金額に212万1,000円を追加し、1 億2,039万4,000円といたします。

1 節総務費補助金、細節 7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金212万1,000円の増は、1 月から 3 月における国の補助裏分として、この交付金が交付されたものであります。

12ページ、13ページを御覧願います。

18款 1 項寄附金、2 目一般寄附金、補正前の金額に12万円を追加し、12万円といたします。

1 節、細節 1 一般寄附金12万円の増は、ハッチョウタカシ様及び匿名希望の方から御寄附頂きましたので、今回増額いたします。

19款繰入金、2 項特別会計繰入金、3 目介護保険特別会計繰入金、補正前の金額に716万2,000円を追加し、716万2,000円といたします。

1 節、細節 1 介護保険特別会計繰入金716万2,000円の増は、令和 2 年度分の実績確定に伴う増額措置であります。

3 項基金繰入金、2 目財政調整基金繰入金、補正前の金額から3,813万3,000円を減額し、ゼロ円といたします。

1 節、細節 1 財政調整基金繰入金3,813万3,000円の減は、今回の補正予算における歳入歳出予算調整後の余剰財源を基金へ繰戻すため減額するものであります。

3 目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額に1,125万3,000円を増額し、1 億1,094万8,000円といたします。

1 節、細節 1 ふるさと納税基金繰入金1,125万3,000円の増は、充当する事業の増額に伴うものであります。

20款 1 項 1 目繰越金、補正前の金額に 1 億7,926万5,000円を追加し、3 億9,926万5,000円といたします。

1 節繰越金、細節 1 前年度繰越金 1 億7,926万5,000円の増は、今年度から前年度の決算剰余金を全額、前年度繰越金として措置するものであります。

14ページ、15ページを御覧願います。

21款諸収入、4 項雑入、1 目過年度収入、補正前の金額に1,474万1,000円を追加し、

2,322万8,000円といたします。

1 節民生費過年度収入、細節 4 後期高齢者事務費負担金過年度返還金214万8,000円及び細節17後期高齢者医療費負担金過年度返還金1,242万9,000円の増は、前年度の金額確定により負担金が返還されるものです。

2 目雑入、補正前の金額に669万9,000円を追加し、7,423万円といたします。

9 節雑入、細節 1 災害対策費用保険金398万8,000円の増は、災害時の時間外手当等に支払われる現金であります。

22款 1 項町債、3 目臨時財政対策債、補正前の金額に7,400万円を追加し、2 億7,400万円といたします。

1 節、細節 1 臨時財政対策債7,400万円の増は、発行可能額の決定に基づくものであります。

16ページ、17ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の金額に2,136万円を追加し、4 億8,865万円といたします。

事業コード15ふるさと納税寄附推進事業、7 節報償費、細節 1 ふるさと納税寄附謝礼2,899万8,000円の増につきましては、令和2年度内に支払いが完了しなかった未執行分について、前年度の予算残額を再度翌年度に予算計上する内容であります。主に宿泊補助券や複数回、記念品を贈る定期便などについては、施設利用後、記念品発送後の請求、支払いとしているため、年度をまたぐケースがあることから補正措置をするものであります。

18ページ、19ページを御覧願います。

17目財政調整基金費、補正前の金額に4 億8,748万5,000円を追加し、4 億8,748万5,000円といたします。

事業コード1 財政調整基金管理事業、24節積立金、細節 1 基金積立金4 億8,748万5,000円の増につきましては、令和2年度決算剰余金のうち、2分の1を下らない金額を地方財政法第7条の規定により積み立てるものとして1 億9,963万2,943円、また、今回の補正予算における余剰財源として2 億8,785万2,000円を基金へ積み立てるものです。

なお、補正後の財政調整基金残高は約12億2,800万円となります。

2 項徴税费、1 目税務総務費、補正前の金額に929万7,000円を追加し、8,139万2,000円といたします。

事業コード1 税務総務事業、22節償還金利子及び割引料、細節1 町税過誤納還付金400万円の増につきましては、納税者の収入減少による還付金増が主な内容であります。

24ページ、25ページを御覧願います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、補正前の金額に464万2,000円を追加し、9,944万5,000円といたします。

事業コード4 新型コロナウイルスワクチン接種事業、7 節報償費、細節1 医師謝礼352万5,000円の増につきましては、64歳以下の接種が集団接種となったことによる増額であります。

26ページ、27ページを御覧願います。

2 項清掃費、2 目塵芥処理費、補正前の金額に2,132万6,000円を追加し、2 億8,375万9,000円といたします。

事業コード1 ごみ処理対策事業、12節委託料、細節3 町指定ごみ袋製造委託料2,086万円の増につきましては、ごみ有料化に伴い、袋の製造を委託するものであります。

28ページ、29ページを御覧願います。

6 款1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の金額に2,988万円を追加し、1 億9,724万円といたします。

事業コード1 商工振興事業、18節負担金補助及び交付金、細節4 リフォーム振興事業補助金350万円の増につきましては、本年度の申込み実績に基づき、増額措置するものであります。

事業コード4 新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金補助及び交付金、細節1 緊急誘客対策観光協会補助金2,138万円の増は、感染症により落ち込んだ観光に対する誘客対策として、姉妹都市の岡谷市や東伊豆町民を含む賀茂地区住民を対象に宿泊補助等を行うものであります。

細節8 プレミアム商品券事業商工会補助金（その2）500万円の増は、20%のプレミアム商品券事業を実施する商工会に対し補助するものであります。

34ページ、35ページを御覧願います。

8 款1 項商工費、4 目防災対策費、補正前の金額に568万8,000円を追加し、4,066万5,000円といたします。

事業コード2 災害対策本部事業、3 節職員手当、細節6 時間外手当250万円の増は、熱海市の災害派遣や今後発生した場合の災害に対する時間外手当を計上するものです。

事業コード4 総合防災対策事業、18節負担金補助及び交付金、細節2 家庭用ポータブル発電機等購入補助金200万円の増は、申請実績による増額であります。

36ページ、37ページを御覧願います。

9款教育費、4項1目幼稚園費、補正前の金額に426万円を追加し、8,187万6,000円といたします。

事業コード2 幼稚園運営事業、1節報酬、細節1 会計年度任用職員報酬405万3,000円の増は、退職者や育児休暇取得者による職員減に対応するため、会計年度任用職員を配置する内容であります。

恐れ入りますが、4ページ、5ページへお戻りください。

第2表債務負担行為補正であります。事務機器等リース料（行政情報システム）を追加するものであります。

第3表地方債補正であります。臨時財政対策債を変更しておりますので、御確認願います。

6ページ、7ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額55億4,684万7,000円に5億9,111万1,000円を追加いたしまして、61億3,795万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額55億4,684万7,000円に5億9,111万1,000円を追加しまして、61億3,795万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が398万2,000円の増、その他財源が1,725万1,000円の増、一般財源を5億6,987万8,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません、29ページになります。商工会へのプレミアム商品券の補助事業ということで、過日、議案説明会の中でも私、ちょっと申し上げたと思うんですけども、6番議員からもプレミアム商品券の関係、質問がありました。50%のプレミアム、前回2回目をやったんですけども、そこで1回目より減少しているという現状。それと、前回のときの実績として7冊、限度額まで買われた方が90%を超えるという、本当に利用が高

いプレミアム商品券だと思うんですけれども、50%で前回より減少しているという状況の中で、今回は20%のプレミアム率になります。私は効果的に薄いじゃないかな。というのは、やっぱりコロナ禍で緊急事態宣言が発令をされて、観光も含めて商業関係なんかは本当に苦しい状況にさらになっていると思うんですよ。そういう状況の中で50から20に引き下げて、魅力がないとは言いませんけれども、50%から比べると割引率が少ないという、こういう事業というのは私は効果が少ないんじゃないかなと。平常時であれば20%ということも、やっぱり魅力がある内容だとは思いますが、現状をやっぱり考えると、内容を50%にすべきだなというふうに思いますけれども、町長のお考え方をお聞かせください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 全協でたしか質疑になったところでございます。確かに50%が20%になるということは、やっぱり期待感、相当、町民もある程度、何だということになると。ただ、今回一応、通年やっているやつを改めて、また期間とかそういう質問も出ましたもので、再度検討させていただきまして20か50。そして、多少、地方臨時交付金がちょっと余るような感、使うところもあるような感じがするもので、それを上乗せした中で、またちょっとやっていきたいと考えております。

今回、取りあえず通常のやつで出させていただきましたもので、その後、議会のほうから一応そういう質問が出ていたもので検討するというところでございますもので、今回はこれやらせていただいた中で、再度その結果につきましては、またこのままでいくか、50%にするかということは再度、議会のほうにかけまして、申し上げたならばその辺の構成とかの面でお願ひしたいと考えています。

当然、楠山議員の言うことは、また議会の皆さんの言うことはもっともでございますもので、そういうことと、また6番議員がもっと幅広くやったらどうかということも言われておりますもので、いろんなことを検討した中でまたこれはやっていきたい。それで、今回は取りあえず通常の、今までやった頃のやつ、20%。

町といたしましては、基本的には20%だといろいろ使い勝手が、年末なものでまた違うじゃないかとなると、今回、提案させていただきましたけれども、一応、議員の皆さんからそういう声がありますもので、取りあえずまた補正。そういうことじゃいけない、もう時間がなかったもので取りあえず上げさせてもらった中で、ちょっと検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） ちょっと歯切れが悪くてから心配なんですけれども、50%でも前回より利用率が悪かったという状況を考えると、本当に20%でやる意味があるのかなど。町長、取りあえずこれでやりたいということなんですけれども、根底にはやっぱり20%のプレミアムだと、400万円分使うと幅広くという考え方はできると思うんですけれども、私が心配をするのは、本当にこういう事業展開をしてほとんど売れなかったという状況が出てくるという、その心配をしています。

自分がその立場になったらどうなんだろう。前回の50%は利用させていただきましたけれども、今回20%になったときには、全く魅力がないわけじゃありませんけれども、やっぱり購買意欲というのが薄れるなというふうに思いますので、ぜひ、これについては検討していただきたいなというふうに思います。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） 1番議員さんが心配されている商品券、それが売れ残るではないかという、そのことなんですけれども、一応50%のときは、全て7冊買った場合なんですけれども、それで2,700世帯を想定しておりました。今回は1,000世帯でありまして、過去の購入実績からも勘案しますと完売するものと思われまます。そういうことで今回は、この財源の問題がやはり一番ありまして、財源があればもっと広く、プレミアム率ももっと上げてやっていきたいことは重々、町長言われているとおりでありますけれども、取りあえず今回、財源が町の単独事業という形でやらせていただきますので、このような形で20%ということで御理解願いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 前回の50%でも様々なやっぱり声が届いていると思います。ぜひ、今回その20%で進むということであれば、私は心配をしつつ、やむを得ないかなというふうな思いをしますけれども、ですけれども、やっぱりしっかりと実証した後の検証をしていただきたいなというふうに思いますので、その辺の対応をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 検証は当然しなきゃならない。それで、やっぱり、まず今回された期間が6か月が3か月となったからちょっと少なかった。これが主な原因だと考えています。そういう中で、今回は一般財源でやって、一番当局が心配しているのは、やっぱりいずれは20%になった価格ですよ。だから、そういうときいかにするか、うまくやるか。自分の頭の

中じゃ、取りあえず臨時交付金が多少あった中では、それを含めた中で臨時交付金が多少使えるか、あるからね。人数が少なくなれば問題ですが、ある程度人数がいけば、それはやっぱり50%でやっていきたいと思えますけれども、一般の町民は、これも全て50という認識になってしまうと、今度は町も大変厳しくなってきますもので、その過渡期じゃないですけれども、50から20にするとき、それをいつの時期にするかという中で、その辺はまた町民の方にも認識していただいた中でやっていきたいと考えております。これは本当に検討させてください。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ございませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 何点か伺いたいと思います。

まず、企画調整課の関係ですけれども、1点目に陣屋公園の……

○議長（稲葉義仁君） 山田議員、ページ数をお願いいたします。

○14番（山田直志君） ページ数、ごめん。資料のところで書いて。陣屋公園の駐車場の問題ですけれども、この整備費は理解しておりますけれども、町の取扱いの考え方なんですけれども、これは当然、地代等の発生というのは今後ある問題かどうかというのが1点。

その次に、その下にある交通系のICカード導入事業補助金ということについての概略について、担当課のほうより御説明をいただけるとありがたいなと思っております。

次に、健康づくり課の医療機関への協力金で30万の計上があるんですけれども……

○議長（稲葉義仁君） 山田議員、すみません。資料のページ数を、皆様ちょっと探すのに苦労されるので、ページ数を明示の上、質問いただけますか。

○14番（山田直志君） すみません。ちょっと説明のほうで、俺ちょっと書き出してあるので、ごめんね。

○議長（稲葉義仁君） ほかの方が多分すぐに探せないと思うので、質問についていけなくなったりしますので、可能な限りお願いいたします。

○14番（山田直志君） すみません。ちょっとページを今、チェックしてなくて、書き出しであるもので、ごめんなさい。続けて言わせてください。

あと、最後に教育委員会の中学校費の中で、中学校の修繕費で伐採がありますけれども、その背景について御説明ください。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 山田議員質問の医療機関の協力金30万円の補正についてでございますけれども、こちら集団接種を続行することになりまして、県及び国の要綱で、半日休診をしながら医療機関が医師を派遣した場合に、その医療機関に対して10万円の協力金という形で支払いが出るという要綱が設定されました。それに基づいて今、協力金の支払いが、集団接種が増えたということで、その量が増えたということで補正をさせていただいた内容となります。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 私のほうから2点、御説明をいたします。

まず、陣屋公園に設ける駐車場の関係で地代等の取扱いについてということでございますが、今、商工会のほうと月額1万円程度商工会から頂くものか、もしくは陣屋公園の管理を年数回、草刈り等、やっている関係で、それも商工会に代わりにやっていただくことにするかということで、ちょっと相談中でございますので、そのいずれかになるのかなというふうに思います。

ICカードについては、これは東海バスさんのほうが、時代の流れということと、もう一点はコロナの関係で、非接触で、現金を取り扱わないほうがお客さん、喜ばれるということがございまして、東海バスが持っている全車両にキャッシュレスの決裁サービスを導入するものでございまして、東海バス全体の事業費としては2億円強となっております。これに対して国が3分の1、コロナ禍ということで、通常はないんですが、県が3分の1を補助していただけるということで、営業状態が非常に厳しい中ですが、この機会を逃すとなかなかキャッシュレス化が進まないということなものですから、全体費用の6分の1程度を町が補助する内容となっております。台数については、東海バスが保有している180台のうちの下田営業所管内32台のうち、さらに東伊豆、河津町で走っている分の東伊豆町の案分台数ということで4台分に相当する額の6分の1の補助という内容となっております。これが導入されますと、交通系のICカードの主要なものはほとんど使用可能となるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） では、こちらのほうから、稲取中学校の桜の伐採につ

いての経緯をお話いたします。

稲取中学校の校庭には桜の木がずっと植わっていたんですけれども、大分年月がたちまして老木となってしまっておりまして、毎年枝が落下したりはしております。今回、海側から稲取中学校へ行く際に、国道をまたいだ歩道橋を通りまして中学校へ上っていくんですけれども、その校庭側が大分高さがありまして、上から桜が落下すると大変危険だということで、見たところ大分危険性が増しているという判断でしたので、この機会に切らせていただくということで上げさせていただきます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 大体分かりまして、最後ちょっと教育委員会の関係なんですけれども、確かに言われたとおり、現場を見てくると危険なので、これは妥当なんだろうなという部分はあります。ただ、これは稲取中学校だけに限らないんですけれども、熱川の小中学校も稲取もそうなんですけれども、桜や松って本当に管理しているのかなど。このままでいくと、全部こういう形で伐採しなきゃならないという状況になるんじゃないのかな。もう完全に枝と枝が交錯をして、いつ、てんぐ巣病を発生して枯れてしまうのか分からない。このままでいくと、本当そういう状況に管理状況というのはなっているんじゃないかなと。

本当に、じゃ、学校の校庭にある桜というようなものが不必要な存在で管理しなくてもいい存在なのか。管理して病気になったという問題と、管理しないで放置してそのまま病気になる、枯れてしまったからといって処分していくのとはやっぱりちょっと意味合いが違うと思うし、学校という場において桜や松というものって、ある面、付き物で、町長はじめ教育長も行けば、卒業式、入学式に桜や何かの言葉を入れなくて今後も挨拶するような時代になるのかなというように、管理についての心配を原木、処理しなきゃならない桜の木を見たときに感じるんですけれども、これからもあのまま、ああいう状況で伐採し続けるんでしょうか。それとも、しっかり維持管理するというような考えなんでしょうか。それが、一つ、学校なりの町のほうの考え方なのかどうか教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 町としては、委託で桜の管理、多分やってないと思います。その中じゃ、やっぱり桜というのは入学式に大変思い出になりますもので、何しろ今の状況では稲中に関しては2回、前回やっております、また今回やりましたね。その中で、今後やっぱり桜というのはそういう入学式の思い出として、それは子供たちも思い出になると思いますので、

今後はちょっと管理した中で、やっぱりそれは全て伐採、そういう方法じゃないような方向で進みたいと考えております。

松に関しましては、ちょっと熱小の松は結構枯れています。そういう松というのはどうなっていくか、またそれもちょうと調べさせてもらった中で、桜に関してもこれも思い出としてやっていきたい、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） すみません、追加でちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

桜につきましては、大分植えてからの年月がたっておりまして、ソメイヨシノ系がやっぱり大分元気がなくなっているという状況がここ何年も続いております。駄目になった木というのは取らせていただくんですけども、その後には学校とお話ししまして、植えている箇所も何か所かございます。ですので、また育ってくるのかなという認識を持っております。

あと、お気づきだと思うんですけども、図書館関係でもカワヅザクラは強いと言われていたんですけども、近年の暑さか分からないですが、虫が大分入るような状況になってきました。ですので、そういった対策も含めて、ふだん見てはいるんですけども、なかなか常に対処ができていない部分もございますが、なくすという方向ではなくて、植え替えできるものは植え替えてという考えは私は持っておりますので、町にもまた必要なものは要求させていただこうかなと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 全部きれいに管理するというわけにもいかないと思いますし、ただ、場合によってはやっぱり木というのは、成長してくる中で間引きしてあげないと病気の発生もなりますし、木自体の成長にもやっぱり害が出るので、一時的にはちょっと残念な部分もあるんですけども、やっぱり適当に間伐をして、桜の木の場合でもある程度の間隔を取って、成長できる環境をつくったり、その上で整備していくとかということをしないと、今のままそのまま残せとは言いませんので、ぜひそういうことについてはお考えいただきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） ほか質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第38号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第39号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長(稲葉義仁君) 日程第2 議案第39号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第39号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、規定の歳入歳出予算の総額に259万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億2,840万6,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、令和2年度決算剰余金の繰越しを行い、財源調整のため国民健康保険事業基金からの繰入れを減額するものであります。

歳出につきましては、令和2年度の保険給付費等交付金の精算による過年度償還金の増額でございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事(齋藤和也君) ただいま提案されました議案第39号 令和3年度東伊豆

町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、概要を説明させていただきます。

令和3年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ259万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,840万6,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険事業基金繰入金、補正前の金額から1,847万4,000円を減額し、995万9,000円といたします。

1節、細節1国民健康保険事業基金繰入金の減は、令和2年度決算繰越金の計上に伴い、財源調整のため繰入金を減額するものです。

7款1項1目繰越金、補正前の金額に2,106万5,000円を追加し、2,106万6,000円といたします。

1節、細節1繰越金の増は、令和2年度の決算見込みで、実質収支額が2,106万5,131円となる見込みですので、全額を令和3年度に繰越措置するものでございます。

7ページ、8ページをお開き下さい。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正前の金額に259万1,000円を追加し、1,259万1,000円といたします。

22節償還金利子及び割引料、細節6保険給付費等交付金償還金259万1,000円の増は、令和2年度の保険給付費等交付金（普通交付金第三者行為等分）の確定に伴う精算返還金でございます。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま御説明いたしました内容を、歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億2,581万5,000円に、259万1,000円を追加いたしまして、17億2,840万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億2,581万5,000円に、259万1,000円を追加いたしまして、

17億2,840万6,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、特定財源のその他で1,847万4,000円の減額、一般財源で2,106万5,000円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第39号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第40号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 議案第40号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第40号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に37万2,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ1億9,876万9,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入は令和2年度決算剰余金の繰越しを行うものであります。

歳出につきましては、その繰越金を後期高齢者医療広域連合に前年度精算分として納付するため増額補正するものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第40号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明させていただきます。

令和3年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,876万9,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

5款1項1目繰越金、補正前の額に37万2,000円を追加し、37万3,000円といたします。

1節、細節1繰越金の増は、令和2年度の決算見込みで、実質収支額が37万1,900円となる見込みですので、全額を令和3年度に繰越措置するものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明をいたします。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に37万2,000円を追加し、1億9,819万8,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1後期高齢者医療広域連合納付金37万2,000円の増は、令和3年度に繰り越した額を後期高齢者医療広域連合に納付し、精算するものであります。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を、歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額1億9,839万7,000円に、37万2,000

円を追加いたしまして、1億9,876万9,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額1億9,839万7,000円に、37万2,000円を追加いたしまして、1億9,876万9,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、一般財源で37万2,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第40号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第41号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 議案第41号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第41号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に6,953万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,048万7,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は介護給付費負担金の過年度分の精算交付を、国・県、支払基金から受けるものと、令和2年度決算剰余金の繰越しを行うものであります。

歳出につきましては、一般会計介護給付費繰入金等の過年度分の精算と、介護給付費準備基金への積立てを行うものであります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第41号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明させていただきます。

令和3年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,953万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,048万7,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額に1,082万2,000円を追加し、2億3,789万4,000円といたします。

2節過年度分負担金、細節1介護給付費過年度精算分負担金1,082万2,000円の増及び4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正前の額に214万1,000円を追加し、3億3,999万8,000円といたします。

2節過年度分交付金、細節1介護給付費過年度精算分交付金214万1,000円の増及び5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額に177万2,000円を追加し、1億8,137万8,000円といたします。

2節過年度分負担金、細節1介護給付費過年度精算分負担金177万2,000円の増は、ともに令和2年度の介護給付費の精算により追加交付を受けるものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

8款1項1目繰越金、補正前の額に5,433万4,000円を追加し、5,633万4,000円といたします。

1節繰越金、細節1前年度繰越金5,433万4,000円の増は、令和2年度の決算見込みで、実質収支額が5,433万3,592円となる見込みですので、当初予算計上分の200万円を差し引いた金額を令和3年度に繰越措置するものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明をいたします。

4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、補正前の額に6,029万3,000円を追加し、7,627万5,000円といたします。

24節積立金、細節1介護保険給付費準備基金積立金6,029万3,000円の増は、繰越金等の収入補正額から国庫支出金等の過年度分返還金を差し引いた額を基金に積み立てるものでございます。

11ページ、12ページをお開きください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正前の額に884万2,000円を追加いたします。

22節償還金利子及び割引料884万2,000円の内容は、令和2年度の介護給付費地域支援事業等の確定に伴い精算するものでございます。介護給付費につきましては、細節5一般会計介護給付費繰入金過年度分返還金499万8,000円を返還いたします。

地域支援事業費につきましては、細節6国庫地域支援事業交付金過年度分返還金92万7,000円、細節7県地域支援事業交付金過年度分返還金49万6,000円、細節9一般会計地域支援事業繰入金過年度分返還金52万3,000円等を返還いたします。

その他、細節10一般会計事務費繰入金過年度分返還金164万1,000円の返還を行います。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま御説明いたしました内容を、歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額13億4,095万7,000円に、6,953万円を追加いたしまして、14億1,048万7,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額13億4,095万7,000円に、6,953万円を追加いたしまして、14億1,048万7,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、特定財源の国庫支出金が22万8,000円、一般財源が6,930万

2,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第41号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第42号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算
（第1号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 議案第42号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第42号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ293万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,777万6,000円とするものであります。

当初予算では、風車の解体を見込み、維持管理費を半年分のみ計上しておりましたが、解

体について結論が出ていないことから、残りの半年分を増額するものであります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいま提案されました議案第42号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、概要説明をさせていただきます。

令和3年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ293万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,777万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入ですが、2款1項1目繰越金、補正前の金額に293万7,000円を追加し、293万8,000円とします。

1節繰越金、細節1前年度繰越金293万7,000円の増は、前年度決算の確定によるものです。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出ですが、1款電気事業費、2項1目風力発電事業費、補正前の額に293万7,000円を追加し、1億2,725万6,000円とします。

10節需用費、細節4光熱水費156万円の増、細節5修繕料51万8,000円の増、12節委託料、細節1発電施設保安管理委託料78万7,000円の増は、全て10月以降、半年間分の費用を増額する内容となっております。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正内容を総括してございます。

補正前の歳入及び歳出予算の総額1億2,483万9,000円に、歳入歳出それぞれ293万7,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ1億2,777万6,000円といたします。

なお、補正予算財源は全て一般財源です。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） すみません、8ページについてちょっとお聞かせいただきたいなと思っております。

今、現状の中でいくと、風力発電は私たちも見て分かるんですけども、稼動していないわけなんですけれども、そういう中で、この補正予算に計上されております光熱水費とか管理委託料というのがかかっているわけなんですけれども、稼動していないものにどうしてこういうお金がかかるのかをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 風力発電施設については、既に国のほうへ廃止の手続きを取りまして、発電所としては廃止をしておりますが、風力発電機自体は安全を保つために電気を通電して、制御のほうは続けているような状況になっております。ですので、一切発電してないものですから、そういった制御の電気については全て購入しなければならないということで、光熱水費は計上させていただいております。

また、風力発電機については停止をしておりますが、高圧で電気の受電を行っております関係で、キュービクル等の点検については法定で月次点検と年次点検は実施しなければならないということで、今回、半年分の費用を計上させていただいたような内容となっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） 今、課長さんの説明で大体理解できるんですけども、この補正予算というのは、あそこに稼働しない風車がある限りはこの補正というものはずっとついてくるわけなんですよね。だから、今回のこの補正についての内容の説明は理解するわけなんですけれども、このような状況が続くということについては、やはりこの内容の精査じゃないんですけども、やはり理解しにくいなという点があるんですけども、やはり稼働しないものについては早期の撤退というものも検討もして、早期の決断というものを下すべきだろうなというのを今思っておりますけれども、その点は町長、どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、これは余分な費用といえば余分なもの、撤去するあれですから、当然これはもう一刻も早くやめたい。そういう中で、民間企業に対して行うかとやっております。そういう中で、民間会社の人々が地区説明会を開催。最初はその必要がないような中で、

やっぱり地区説明会の開催は必要な中で地区説明会を開きまして、その後、また機会を見ましてその内容とかいった中で、ある程度、結論を出していただきたいと考えております。

やっぱり、これはなるべく早急に出してもらい。自分としても、新年度令和4年度になっても、完全に今年度中には撤去したいと考えておりますもので、取りあえず民間会社が地区説明会を開催して、またいろんな方ともお話が必要でございますから、その辺の状況を見た中で、また皆さんに全協をお願いした中で早めに結論を出したい。町はそう考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第42号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第43号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第6 議案第43号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第43号 令和3年度東伊豆町水道事業会

計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入の既決予定額に1万1,000円を追加し、総額を4億3,091万1,000円とし、収益的支出の既決予定額に412万9,000円を追加し、総額を4億686万8,000円といたします。

今回は、人事異動に伴う人件費の調整が主な内容となっております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第43号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について、概要を説明させていただきます。

（総則）。

第1条 令和3年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（収益的収入及び支出の補正）。

第2条 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入。

第1款水道事業収益、既決予定額4億3,090万円に、1万1,000円を追加し、4億3,091万1,000円といたします。

第3項特別利益、既決予定額に、1万1,000円を追加し、1万1,000円といたします。

支出。

第1款水道事業費用、既決予定額4億273万9,000円に、412万9,000円を追加し、4億686万8,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額3億8,655万3,000円に、373万4,000円を追加し、3億9,028万7,000円といたします。

第2項営業外費用、既決予定額1,518万6,000円に、39万5,000円を追加し、1,558万1,000円といたします。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）。

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号職員給与費、既決予定額8,723万円に、360万5,000円を追加し、9,083万5,000円と

いたします。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

参考資料により、主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入についてですが、1款水道事業収益、3項特別利益、3目1節その他特別利益を1万1,000円増額します。既に収入済の過年度分水道料金の予算措置であります。

次に、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費では、各節において、人事異動に伴う調整をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第43号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 報告第2号 令和2年度東伊豆町健全化判断比率の報告について

◎日程第8 報告第3号 令和2年度東伊豆町資金不足比率の報告について

○議長（稲葉義仁君） 日程第7 報告第2号 令和2年度東伊豆町健全化判断比率の報告について及び日程第8 報告第3号 令和2年度東伊豆町資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

町長より、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました報告第2号 令和2年度東伊豆町健全化判断比率及び報告第3号 令和2年度東伊豆町資金不足比率の報告について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和2年度決算における東伊豆町の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、東伊豆町監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました報告第2号 令和2年度東伊豆町健全化判断比率の報告について、報告第3号 令和2年度東伊豆町資金不足比率の報告について御説明させていただきます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和2年度決算における各比率を報告するものであります。

それでは、初めに令和2年度決算における当町の健全化判断比率について御説明いたします。

健全化判断比率につきましては、4つの判断比率がございます。1つ目の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、実質収支額が黒字で赤字額がないため、数値は記載してございません。

2つ目の連結実質赤字比率は、当町の全ての会計の赤字額と黒字額を合算した連結赤字額の標準財政規模に対する比率であります。全会計の合計が黒字で連結赤字額がないため、こちらも数値は記載してございません。

3つ目の実質公債費比率は4.9%であります。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金や、元利償還に準じた支出の標準財政規模に対する比率であり、算定におきましては、普通交付税における基準財政需要額算入分を差し引いて算出してあります。

4つ目の将来負担比率は56.3%であります。将来負担比率は、一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担額の標準財政規模に対する比率であり、算定におきましては

将来負担額から負債の償還に充てることができる基金や、基準財政需要額算入分等を差し引いて算出しております。

健全化判断比率につきましては、令和2年度決算におきましても、全ての比率が早期健全化基準を下回る結果となりました。

次に、令和2年度決算における当町の資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業特別会計（法適用企業）と、風力発電事業特別会計（法非適用企業）が対象となります。

令和2年度決算におきましては、2会計とも資金不足額がないため比率は記載してございません。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません、勉強不足ですので、1点教えていただきたいと思えます。

こうした数字というのは、例えば財政調整基金等が増減をした場合、これらの数字が変わってくるという、そういう内容でしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） それぞれ判断比率につきましては計算方法がありますが、いずれにしても標準財政規模が主となりますので、その財政調整基金の多い、少ないについては、こちらの数字には直接は影響はしてない、そういった計算方法になります。

○議長（稲葉義仁君） ほか質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第9 報告第4号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

○議長（稲葉義仁君） 日程第9 報告第4号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）を議題とします。

町長より、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました、報告第4号 債権放棄の報告について(水道料金に係る債権)について、提案理由を申し上げます。

本件は、東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例第7条の規定により、水道料金に係る債権を放棄したため、同条例第8条の規定により、議会に報告するものであります。

放棄した債権は水道料金で、放棄した日は令和3年3月31日、放棄した事由、また件数、金額は表に記載のとおりで、合計で1,235件、6,915万7,696円となっております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 水道課長。

○水道課長(鈴木貞雄君) ただいま提案されました報告第4号 債権放棄の報告について(水道料金に係る債権)の概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の別紙を御覧ください。

放棄した債権の事由別に御説明いたします。

初めに、1の免責ですが、こちらは条例第7条第1項第2号該当分であります。破算手続及び再生手続等、事件終結分がこの項目に該当しており、48件で、1,525万7,782円となっております。次の2、消滅時効期間満了ですが、こちらは条例第7条第1項第3号該当分であります。転出等による居所不明や廃業、倒産、死亡等による徴収不可能な債権がこの項目に該当しており、1,187件で、5,389万9,914円となっております。合計で1,235件、6,915万7,696円を放棄したものであります。

なお、今回の債権放棄の報告につきましては、東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例制定後、これまでに不納欠損処理済みの債権17か年分を一括で報告するため、件数、金額ともに多く、多額な内容となっておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御願いたします。

○議長(稲葉義仁君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

この際、11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長より訂正があるということですので、発言を許します。

総務課長。

○総務課長（村木善幸君） 先ほど、報告第2号 令和2年度東伊豆町健全化判断比率の報告についての中で、1番の楠山議員から、この比率の算出に当たりまして財政調整基金の残高が影響があるかという御質問をいただきまして、私、全て4つの比率とも影響はないよという答弁をさせていただいたんですが、この4つの比率の最後の将来負担比率ですね。この算出に当たりましては、計算方法によりまして、将来負担額から負債の償還に充てることのできる基金を差し引くことになっております。この基金につきましては、財政調整基金が該当しますので、こちらの算出につきましては、財政調整基金の残高の多い、少ないによって数字が影響してくるということで、こちらにつきましては、財政調整基金によりまして数字が増減するというので、答弁に代えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 続きまして、水道課のほうより、やはり訂正の申入れがありましたので、発言を許します。

水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） 先ほどの議案第43号の水道事業会計補正予算（第2号）の資料の中で一部誤りがありますので、訂正をお願いしたいと思います。

資料のページが8ページになります。

8ページの参考資料の部分ですが、申し訳ございません。上から3行目に支出ということ

で書いてありますが、ここは正しくは収入になりますので、申し訳ございませんが、資料のほう訂正をよろしくお願いいたします。

以上です。

◎日程第10 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

○議長（稲葉義仁君） 日程第10 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） それでは、意見書案第2号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地方税財源のさらなる充実を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月9日提出。

東伊豆町議会議長、稲葉義仁様。

提出者、東伊豆町議会議員、笠井政明。

賛成者、東伊豆町議会議員、内山慎一、鈴木 勉、栗原京子、西塚孝男、楠山節雄、藤井廣明、山田直志、定居利子、須佐 衛、村木 脩。

1枚おめくりください。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、

防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月9日。殿。静岡県東伊豆町議会。

1枚おめくりください。

こちらに意見書の送付先が記載されていますので、御確認ください。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第3号 地域経済の存続への支援を求める意見書について

○議長(稲葉義仁君) 日程第11 意見書案第3号 地域経済の存続への支援を求める意見書
についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) それでは、意見書案第3号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

意見書案第3号 地域経済の存続への支援を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地方経済の存続へのさらなる支援、対策を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月9日提出。

東伊豆町議会議長、稲葉義仁様。

提出者、東伊豆町議会議員、須佐 衛。

賛成者、東伊豆町議会議員、笠井政明、内山慎一、鈴木 勉、栗原京子、西塚孝男、楠山
節雄、藤井廣明、山田直志、定居利子、村木 脩。

1枚おめくりください。

地域経済の存続への支援を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、裾野の広い伊豆の観光産業に大きな影を落とし、この
夏の業績は昨年にも増して悪化している。

7月に東京都に発令された4度目の緊急事態宣言が9月12日まで再延長され、埼玉、千葉、

神奈川県にも同様の宣言が発令されたことは、夏の最盛期に首都圏からの観光客を見込む東伊豆町に壊滅的な打撃を与えた。さらに、静岡県がまん延防止等重点措置と緊急事態宣言の適用を受けたことに対し、実質的に休業状態になっている観光関連施設や宿泊施設に支援の手が届いていない。

当町における昨年度（3月～2月）の入湯客数は418,515人と19年対比56.5%と激減し、今年度も19年対比45.3%（6月末現在）と深刻な状況が続いている。

当初、終息まで1年程度といわれた新型コロナウイルスの影響が1年半に及ぶなか、第5波といわれる感染拡大により地方の中小零細事業者は、すべてに渡ってその存続の危機に立たされている。

このような現状に鑑み、以下の点に取り組まれることを強く要望する。

記。

1 持続化給付金の再給付を直ちに実施されたい。その際は幅広い産業に対し給付を行い、かつ、支給条件の緩和を行うこと。

2 固定資産税の減免措置は、中小零細事業者にとって極めて有効な措置である一方、同税は、市町村の極めて重要な基幹税でもあり、本来は国庫補助金等により対応すべきものであるため、適正な形での抜本的な支援を強く求める。

3 現在3年となっている政府系金融機関の無利子無担保融資については、コロナウイルスが完全に終息するまで返済を猶予すること。

4 雇用調整助成金の段階的縮減については、地域経済の状況を見据えて柔軟に対応し、制度の延長についても躊躇なく実施されたい。

5 地方が実情に応じて活用できる感染症対応地方創生臨時交付金の再交付を状況に応じて実施されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月9日。殿。静岡県東伊豆町議会。

1枚おめぐりください。

こちらに意見書の送付先が記載されておりますので、御確認ください。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、意見書案第3号 地域経済の存続への支援を求める意見書についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第4号 地域経済の存続への支援を求める意見書について

○議長(稲葉義仁君) 日程第12 意見書案第4号 地域経済の存続への支援を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) 続きまして、意見書案第4号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

意見書案第4号 地域経済の存続への支援を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、地域経済の持続へのさらなる支援、対策を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年9月9日提出。

東伊豆町議会議長、稲葉義仁様。

提出者、東伊豆町議会議員、須佐 衛。

賛成者、東伊豆町議会議員、笠井政明、内山慎一、鈴木 勉、栗原京子、西塚孝男、楠山節雄、藤井廣明、山田直志、定居利子、村木 脩。

1枚おめぐりください。

地域経済の存続への支援を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、裾野の広い伊豆の観光産業に大きな影を落とし、この夏の業績は昨年にも増して悪化している。

7月に東京都に発令された4度目の緊急事態宣言が9月12日まで再延長され埼玉、千葉、神奈川県にも同様の宣言が発令されたことは、夏の最盛期に首都圏からの観光客を見込む東伊豆町に壊滅的な打撃を与えた。さらに、静岡県がまん延防止等重点措置と緊急事態宣言の適用を受けたことに対し、実質的に休業状態になっている観光関連施設や宿泊施設に支援の手が届いていない。

当町における昨年度（3月～2月）の入湯客数は418,515人と19年対比56.5%と激減し、今年度も19年対比45.3%（6月末現在）と深刻な状況が続いている。

新型コロナウイルスの影響が1年半に及ぶなか、地方の中小零細事業者は、交通事業や生活関連産業、建設業、介護事業所等に至るまで、すべてに渡って存続の危機に立たされている。

このような現状に鑑み、以下の点に取り組まれることを強く要望する。

記。

1 すべての産業が著しい業績の悪化を受けるなか、県独自の「持続化給付金」を幅広い産業に適用すること。

2 県の経済変動対策貸付については、信用保証協会との連携によって新たな融資についても実行されたい。また、返済の猶予についてもコロナウイルスが完全に終息するまで対応されたい。

3 コロナ終息を見据えた伊豆の観光振興と活性化策については、停滞なく実施できるよう準備されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月9日。殿。静岡県東伊豆町議会。

1枚おめくりください。

送付先につきましては、静岡県知事となっておりますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、意見書案第4号 地域経済の存続への支援を求める意見書についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第14 議案第45号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 議案第46号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 議案第47号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 議案第48号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 議案第49号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 議案第50号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長(稲葉義仁君) 日程第13 議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20 議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

町長から、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま一括上程されました議案第44号から議案第51号までについて提案理由を申し上げます。

まず、議案第44号から議案第50号までの各会計の令和2年度歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額72億1,056万6,000円に対しまして、歳入は調定額74億4,439万3,320円、収入済額72億780万415円となり、調定額に対する収入率は96.8%でございます。

歳出につきましては、支出済額67億9,976万6,529円で、予算現額に対する執行率は94.3%であります。

歳入歳出差引残額は4億803万3,886円となり、翌年度へ繰り越すべき財源876万8,000円を差し引いた実質収支額は3億9,926万5,886円となっております。

収入の根幹をなす町税の収納率は、コロナ禍により町税の徴収猶予を受けた状況などにより、前年を下回る結果となりました。特に入湯税につきましては、度重なる緊急事態宣言発令で、旅館・ホテルなどが休業状態となった影響によりまして、大幅な落ち込みとなっております。

当町では、引き続き財政運営における貴重な自主財源である町税の確保と納税秩序の維持を努めるとともに、職員の資質向上を図り、適切、公平な賦課徴収事務の執行に努めてまいります。

続きまして、議案第45号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算限度額17億7,687万4,000円に対しまして、歳入は調定額18億1,593万9,099円、収入済額17億6,146万5,934円となり、調定額に対する収入率は97.0%でございます。

歳出につきましては、支出済額17億4,040万803円で、執行率は97.9%であります。

歳入歳出差引残額は2,106万5,131円となっております。

次に、議案第46号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい

て、決算概要を申し上げます。

予算現額は1億9,959万1,000円に対しまして、歳入は調定額2億336万7,978円、収入済額1億9,935万6,678円となり、調定額に対する収入率は98.0%でございます。

歳出につきましては、支出済額1億9,898万4,778円で、執行率は99.7%であります。

歳入歳出差引残額は37万1,900円となっております。

次に、議案第47号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額13億773万円に対しまして、歳入は調定額13億3,470万5,973円、収入済額は13億1,828万8,573円となり、調定額に対する収入率は98.8%でございます。

歳出につきましては、支出済額12億6,195万4,981円で、執行率は96.5%であります。

歳入歳出差引残額は5,633万3,592円となっております。

次に、議案第48号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額71万4,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに71万4,256円でございます。

歳出につきましては、支出済額66万4,000円で、執行率は93.0%であります。

歳入歳出差引残額は5万256円となっております。

次に、議案第49号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額2,044万5,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに2,044万4,777円でございます。

歳出につきましては、支出済額1,750万5,986円、予算現額に対する執行率は85.6%であります。

歳入歳出差引残額は293万8,791円となっております。

次に、議案第50号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額227万8,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに227万8,826円でございます。

歳出につきましては、支出済額216万6,775円、予算現額に対する執行率は95.1%でありま

す。

歳入歳出差引残額は11万2,051円となっております。

以上、議案第44号から議案第50号について、7会計の決算概要を申し上げます。

詳細につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。

議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度東伊豆町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

決算概要を申し上げます。

収益的収入の状況であります。コロナ禍の影響によりまして使用水量が減少したため、水道事業収益の決算額は4億3,481万8,227円で、前年対比0.9%の減となりました。

収益的支出につきましては、前年度から継続した台風被害対応の災害復旧経費等により、水道事業費用の決算額は4億2,368万4,125円で、前年対比1.9%増となりました。また、資本的支出につきましては、配水及び給水施設の更新改良などにより、決算額は1億7,548万7,715円で、前年対比12.2%の減となりました。

最後に、事業損益についてですが、純利益が399万2,762円となり、前年度繰越利益剰余金9,590万8,601円とともに、当年度未処分利益剰余金に計上させていただきました。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 会計管理者。

（会計課長兼会計管理者 正木三郎君登壇）

○会計課長兼会計管理者（正木三郎君） ただいま提案されました議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算から議案第50号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算まで、順次御説明させていただきます。

なお、説明につきましては、お手元にお届けしてございます主要施策の成果説明書に詳細が記されておりますので、ここにおきましては、決算書の款のみの朗読をもちまして御説明とさせていただきます。

各会計とも、歳入につきましては、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出につき

ましては、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に朗読させていただきますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

初めに、議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算につきまして、御説明申し上げます。

それでは、一般会計歳入歳出決算書の1ページ及び2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款町税18億3,350万1,779円、6,167万72円、1億7,378万7,360円。

2款地方譲与税5,375万2,000円、ゼロ、ゼロ。

3款利子割交付金106万7,000円、ゼロ、ゼロ。

4款配当割交付金454万5,000円、ゼロ、ゼロ。

5款株式等譲渡所得割交付金616万6,000円、ゼロ、ゼロ。

6款法人事業税交付金376万6,000円、ゼロ、ゼロ。

7款地方消費税交付金2億7,800万1,000円、ゼロ、ゼロ。

8款ゴルフ場利用税交付金184万8,560円、ゼロ、ゼロ。

9款環境性能割交付金571万4,591円、ゼロ、ゼロ。

10款地方特例交付金795万円、ゼロ、ゼロ。

11款地方交付税12億8,080万6,000円、ゼロ、ゼロ。

12款交通安全対策特別交付金110万2,000円、ゼロ、ゼロ。

13款分担金及び負担金1,509万2,100円、ゼロ、45万9,370円。

3ページ及び4ページをお開きください。

14款使用料及び手数料4,200万8,788円、9万2,120円、58万3,983円。

15款国庫支出金20億9,812万4,551円、ゼロ、ゼロ。

16款県支出金3億5,397万644円、ゼロ、ゼロ。

17款財産収入5,924万9,007円、ゼロ、ゼロ。

18款寄附金1億7,498万6,500円、ゼロ、ゼロ。

19款繰入金2億3,278万3,974円、ゼロ、ゼロ。

20款繰越金5,264万9,258円、ゼロ、ゼロ。

21款諸収入9,026万663円、ゼロ、ゼロ。

22款町債6億1,045万5,000円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額72億1,056万6,000円。調定額74億4,439万3,320円。収入済額72億780万

415円。不納欠損額6,176万2,192円。収入未済額1億7,483万713円。予算現額と収入済額との比較マイナス276万5,585円でございます。

次に、歳出でございます。

5ページ及び6ページをお開きください。

1款議会費6,212万5,767円、ゼロ、97万8,233円。

2款総務費2億1,240万3,484円、83万円、6,446万3,516円。

3款民生費13億6,889万2,560円、ゼロ、4,097万440円。

4款衛生費5億2,434万3,156円、ゼロ、1,481万8,844円。

5款農林水産業費1億2,882万893円、3,292万円、830万7,107円。

6款商工費3億6,836万3,420円、1,710万円、1,293万580円。

7款土木費3億6,461万4,837円、1,200万円、2,834万5,163円。

8款消防費5億1,293万2,918円、ゼロ、5,650万7,082円。

7ページ及び8ページをお開きください。

9款教育費5億9,439万4,756円、1,583万円、2,790万1,244円。

10款災害復旧費1億2,603万9,237円、130万円、5,794万763円。

11款公債費5億3,683万5,501円、ゼロ、1,319万4,499円。

12款予備費ゼロ、ゼロ、446万2,000円。

歳出合計予算現額72億1,056万6,000円。支出済額67億9,976万6,529円。翌年度繰越額7,998万円。不用額3億3,081万9,471円。予算現額と支出済額との比較4億1,079万9,471円となった内容でございます。

歳入歳出差引残額4億803万3,886円、うち基金繰入額ゼロ円でございます。

続きまして、169ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、各会計とも区分、金額の順に御説明申し上げます。

1、歳入総額72億780万円。

2、歳出総額67億9,976万7,000円。

3、歳入歳出差引額4億803万3,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源876万8,000円。

5、実質収支額3億9,926万5,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、国民健康保険特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第45号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款国民健康保険税3億3,499万891円、757万7,998円、4,627万7,119円。

2款使用料及び手数料24万5,100円、ゼロ、ゼロ。

3款国庫支出金617万6,000円、ゼロ、ゼロ。

4款県支出金12億6,901万8,623円、ゼロ、ゼロ。

6款繰入金1億1,748万6,831円、ゼロ、ゼロ。

7款繰越金2,005万9,320円、ゼロ、ゼロ。

8款諸収入1,348万9,169円、ゼロ、61万8,048円。

歳入合計予算現額17億7,687万4,000円。調定額18億1,593万9,099円。収入済額17億6,146万5,934円。不納欠損額757万7,998円。収入未済額4,689万5,167円。

予算現額と収入済額との比較、マイナス1,540万8,066円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費826万4,306円、ゼロ、168万3,694円。

2款保険給付費12億2,708万1,300円、ゼロ、3,121万1,700円。

3款国民健康保険事業費納付金4億5,618万9,802円、ゼロ、39万4,198円。

6款保健事業費2,154万7,934円、ゼロ、205万9,066円。

7款基金積立金1,409万2,000円、ゼロ、ゼロ。

9款諸支出金1,322万5,461円、ゼロ、12万4,539円。

10款予備費ゼロ、ゼロ、100万円。

歳出合計予算現額17億7,687万4,000円。支出済額17億4,040万803円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額3,647万3,197円。予算現額と支出済額との比較3,647万3,197円でございます。

歳入歳出差引残額2,106万5,131円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、23ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額17億6,146万6,000円。

2、歳出総額17億4,040万1,000円。

3、歳入歳出差引額2,106万5,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源がゼロ円。

5、実質収支額2,106万5,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はゼロ円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第46号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料1億5,272万9,500円、125万9,400円、275万1,900円。

2款材料及び手数料5万3,500円、ゼロ、ゼロ。

3款繰入金4,548万2,678円、ゼロ、ゼロ。

4款諸収入31万6,500円、ゼロ、ゼロ。

5款繰越金77万4,500円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額1億9,559万1,000円。調定額2億336万7,978円。収入済額1億9,935万6,678円。不納欠損額125万9,400円。収入未済額275万1,900円。予算現額と収入済額の比較、マイナス23万4,322円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金1億9,880万2,478円、ゼロ、15万9,522円。

2款諸支出金18万2,300円、ゼロ、44万6,700円。

歳出合計予算現額1億9,959万1,000円。支出済額1億9,898万4,778円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額60万6,222円。予算現額と支出済額との比較60万6,222円でございます。

歳入歳出差引残額37万1,900円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額1億9,935万6,000円。

2、歳出総額1億9,898万5,000円。

3、歳入歳出差引額37万1,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源がゼロ円。

5、実質収支額37万1,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

ます。

次に、介護保険特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第47号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款保険料2億8,300万3,200円、525万4,900円、1,116万2,500円。

2款使用料及び手数料9万4,000円、ゼロ、ゼロ。

3款国庫支出金2億9,821万5,352円、ゼロ、ゼロ。

4款支払基金交付金3億2,194万7,000円、ゼロ、ゼロ。

5款県支出金1億7,669万567円、ゼロ、ゼロ。

6款財産収入ゼロ、ゼロ、ゼロ。

7款繰入金1億9,454万4,100円、ゼロ、ゼロ。

8款繰越金4,357万8,364円、ゼロ、ゼロ。

9款諸収入21万5,990円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額13億773万円。調定額13億3,470万5,973円。収入済額13億1,828万8,573円。不納欠損額525万4,900円。収入未済額1,116万2,500円。予算現額と収入済額の比較1,055万8,573円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費1,210万2,095円、ゼロ、158万4,905円。

2款保険給付費11億7,276万6,291円、ゼロ、3,997万2,709円。

3款財政安定化基金拠出金ゼロ、ゼロ、1,000円。

4款基金積立金429万6,000円、ゼロ、ゼロ。

5款地域支援事業費5,449万6,292円、ゼロ、318万708円。

6款諸支出金1,829万4,303円、ゼロ、17万4,697円。

7款予備費ゼロ、ゼロ、86万1,000円。

歳出合計予算現額13億773万円。支出済額12億6,195万4,981円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額4,577万5,019円。予算現額と支出済額との比較4,577万5,019円でございます。

歳入歳出差引残額5,633万3,592円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、33ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額13億1,828万8,000円。

2、歳出総額12億6,195万5,000円。

3、歳入歳出差引額5,633万3,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額5,633万3,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、稲取財産区特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第48号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款財産収入66万737円、ゼロ、ゼロ。

2款繰越金5万3,519円、ゼロ、ゼロ。

3款諸収入ゼロ、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額71万4,000円。調定額71万4,256円。収入済額71万4,256円。不納欠損額ゼロ円。収入未済額ゼロ円。予算現額と収入済額との比較256円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款管理会費51万9,000円、ゼロ、ゼロ。

2款諸支出金14万5,000円、ゼロ、ゼロ。

3款予備費ゼロ、ゼロ、5万円。

歳出合計予算現額71万4,000円。支出済額66万4,000円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額5万円。予算現額と支出済額との比較5万円でございます。

歳入歳出差引残額5万256円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額71万4,000円。

2、歳出総額が66万4,000円。

3、歳入歳出差引額5万円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額5万円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円ござい

ます。

次に、風力発電事業特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第49号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款財産収入ゼロ、ゼロ、ゼロ。

2款繰入金1,649万1,000円、ゼロ、ゼロ。

3款繰越金152万7,254円、ゼロ、ゼロ。

4款諸収入242万6,523円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額2,044万5,000円。調定額2,044万4,777円。収入済額2,044万4,777円。不納欠損額ゼロ円。収入未済額ゼロ円。予算現額と収入済額との比較、マイナス223円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款電気事業費1,750万5,986円、ゼロ、243万9,014円。

4款予備費ゼロ、ゼロ、50万円。

歳出合計予算現額2,044万5,000円。支出済額1,750万5,986円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額293万9,014円。予算現額と支出済額との比較293万9,014円でございます。

歳入歳出差引残額293万8,791円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額2,044万4,000円。

2、歳出総額1,750万6,000円。

3、歳入歳出差引額293万8,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額293万8,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第50号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1 款分担金及び負担金226万円、ゼロ、ゼロ。

2 款繰越金 1 万8,826円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額227万8,000円。調定額227万8,826円。収入済額227万8,826円。不納欠損額ゼロ円。収入未済額ゼロ円。予算現額と収入済額の比較826円でございます。

次に、歳出でございます。

3 ページ及び4 ページをお開きください。

1 款総務費216万6,775円、ゼロ、11万1,225円。

歳出合計予算現額227万8,000円。支出済額216万6,775円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額11万1,225円。予算現額と支出済額との比較11万1,225円でございます。

歳入歳出差引残額11万2,051円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額227万9,000円。

2、歳出総額216万7,000円。

3、歳入歳出差引額11万2,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額11万2,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

なお、別冊主要施策の成果説明書の173ページから183ページ、財産に関する調書の詳細が付されておりますので、御参照ください。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

（水道課長 鈴木貞雄君登壇）

○水道課長（鈴木貞雄君） 続きまして、議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

決算書の1 ページ、2 ページをお開きください。

款項の区分による説明とさせていただきますので、よろしく御願いいたします。

収益的収入及び支出ですが、収入の第1 款水道事業収益は、予算額4 億2,258万4,000円に対し、決算額は4 億3,481万8,227円で、予算額に比べ1,223万4,227円の増です。

第1項営業収益は、予算額3億9,470万8,000円に対し、決算額は4億666万4,764円で、予算額に比べ1,195万6,764円の増です。

第2項営業外収益は、予算額1,850万5,000円に対し、決算額は1,878万1,452円で、予算額に比べ27万6,452円の増です。

第3項特別利益は、予算額937万1,000円に対し、決算額は937万2,011円で、予算額に比べ1,011円の増です。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用は、予算額4億4,215万5,000円に対し、決算額は4億2,368万4,125円で、不用額1,847万875円です。

第1項営業費用は、予算額3億9,591万9,000円に対し、決算額は3億7,933万4,024円で、不用額1,658万4,976円です。

第2項営業外費用は、予算額3,511万8,000円に対し、決算額は3,402万7,328円で、不用額109万672円です。

第3項特別損失は、予算額1,032万5,000円に対し、決算額は1,032万2,773円で、不用額2,227円です。

第4項予備費につきましては、20万7,000円を充用し、不用額が79万3,000円となりました。
3ページ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入はございませんでした。

支出ですが、第1款資本的支出は、予算額1億8,721万5,000円に対し、決算額は1億7,548万7,715円で、不用額1,172万7,285円です。

第1項建設改良費は、予算額9,030万7,000円に対し、決算額は7,858万610円で、不用額1,172万6,390円です。建設改良費の内訳ですが、町道天神原線配水管更新工事など10件の建設工事と稲取地区新規井戸整備詳細設計など2件の業務委託を実施いたしました。

建設工事、業務委託の概況につきましては、15ページから18ページに記載してございます。

第2項企業債償還金は、予算額9,690万8,000円に対し、決算額は9,690万7,105円で、不用額895円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,548万7,715円は、過年度分損益勘定留保資金1億6,619万2,115円、過年度分消費税資本的収支調整額929万5,600円で補填いたしました。

次の5ページ、6ページには、損益計算書を記載しております。

6ページを御覧ください。

事業損益についてですが、当年度純利益が399万2,762円となりました。

次の7ページから9ページには、貸借対照表を記載し、10ページには、キャッシュ・フロー計算書、11ページ、12ページには、剰余金計算書を記載しております。

11ページを御覧ください。

未処分利益剰余金9,990万1,363円につきましては、剰余金処分計算書(案)のとおり、翌年度へ繰越しとさせていただきます。

13ページ以降には、事業報告書附属資料、参考資料及び注記を添付しておりますので、御確認ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) ただいま決算概要の説明がございました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまでの8件については、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第51号までは11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしてあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、決算審査特別委員会に付託しました議案第44号から議案第51号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る9月28日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会において、9月28日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として決算審査特別委員会は、大会議室を充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、9月10日から9月13日までの4日間を休会としたいと思います。9月14日に定例会本会議を開催し、9月15日から9月27日までの13日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。

したがって、9月10日から9月13日までの4日間と9月15日から9月27日までの13日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから、決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る9月28日は、午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。

したがって、来る9月28日は、午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行うことに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(稲葉義仁君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 0時05分

令和3年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

令和3年9月14日(火)午前9時30分開議

日程第1 議案第52号 令和3年度伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)

出席議員(12名)

1番	楠山節雄君	2番	笠井政明君
3番	稲葉義仁君	5番	栗原京子君
6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山慎一君
11番	藤井廣明君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	教育長	横山尋司君
総務課長	村木善幸君	水道課長	鈴木貞雄君
水道課技監	桑原建美君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国持健一君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第3回定例会第8日目は成立しましたので、開会します。

副町長より本日の会議を欠席するとの連絡がありましたので、報告します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第52号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）
について

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 議案第52号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第52号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、稲取地区3号井戸の取水ポンプが故障し取水不能となったことから、早急に復旧するため、更新工事費などを追加する内容であります。

予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に446万6,000円を追加して、総額を4億1,133万4,000円とし、予算第4条に定めた資本的支出の既決予定額に900万円を追加し、総額を4億4,931万2,000円とするものであります。

補正内容といたしましては、稲取地区3号井戸水中ポンプ更新工事費と、更新に伴う既設水中ポンプの除却費を増額しております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第52号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）について、概要を説明させていただきます。

総則。

第1条、令和3年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

収益的支出の補正。

第2条、令和3年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億686万8,000円に446万6,000円を追加し、4億1,133万4,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額3億9,028万7,000円に446万6,000円を追加し、3億9,475万3,000円といたします。

資本的支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億4,031万2,000円を4億4,931万2,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,072万4,000円を3,154万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金3,604万5,000円を3,976万1,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億3,938万5,000円を1億4,385万1,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款資本的支出、既決予定額4億4,031万2,000円に900万円を追加し、4億4,931万2,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額3億4,160万4,000円に900万円を追加し、3億5,060万4,000円といたします。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

参考資料により補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、7目資産減耗費、1節固定資産除却費446万6,000円の増は、水中ポンプ更新に伴う既設水中ポンプの除却費増額であります。

次に、資本的支出についてですが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水施設整備費、39節工事請負費900万円の増は、去る9月6日に3号井戸の取水水中ポンプが故障し、早急に更新する必要があるため、増額するものであります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第52号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでございました。

散会 午前 9時36分

令和3年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程（第5号）

令和3年9月28日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第45号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第46号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第47号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第48号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第49号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第50号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 楠山節雄君 | 2番 | 笠井政明君 |
| 3番 | 稲葉義仁君 | 5番 | 栗原京子君 |
| 6番 | 西塚孝男君 | 7番 | 須佐衛君 |
| 8番 | 村木脩君 | 10番 | 内山慎一君 |
| 11番 | 藤井廣明君 | 12番 | 鈴木勉君 |
| 13番 | 定居利子君 | 14番 | 山田直志君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
企画調整課長	森田七徳君	健康づくり課長	鈴木嘉久君
健康づくり課参事	齋藤和也君	教育委員会事務局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課技監	桑原建美君
会計課長兼 会計管理者	正木三郎君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国持健一君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第3回定例会第22日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 議案第45号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 議案第46号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 議案第47号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 議案第48号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 議案第49号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 議案第50号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松

崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業
特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8 議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） それでは、朗読をもちまして、審査の結果を報告いたします。

報告書を御覧ください。

令和3年9月28日。

東伊豆町議会議長、稲葉義仁様。

決算審査特別委員会委員長、山田直志。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、付託の案件。

議案番号、件名。

議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算。

議案第45号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

議案第46号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

議案第47号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算。

議案第48号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算。

議案第49号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算。

議案第50号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算。

議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算。

2、審査の経過及び結果。

本委員会は、令和3年9月9日、10日、13日、14日、24日に委員会を開催し、付託された各議案について、関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審議を行った。

その結果、令和2年度各会計決算は、議案第44号から議案第51号までの8議案については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を認定すべきものと決定した。

3、審査意見。

令和2年度決算においては、地方交付税や不用額の大幅な増加により、財政調整基金が増加し、一時的な要因により実質単年度収支も改善したが、財政運営は引き続き大変厳しい状況にあるため、以下の点について改善されたい。

①補助金事業について、妥当性、有効性、効率性などの視点から事業を検証し、財政状況に見合った補助金支出とされたい。

今まで続けてきた補助事業でも、3つの視点に立って、町が補助すべき事業か、費用に見合う効果が得られているのか、他でも対応できるのかなど見直しや減額、廃止に取り組みたい。

②施設維持管理について、維持修繕費の削減で、本来の機能が失われつつある施設、設備が増加していることから、適正な維持管理をされたい。

道路においては路面が荒れ、白線が消えかかっている状況にある。この他、学校、観光、公園などの施設においても、維持管理が不十分な箇所も見られる。厳しい財政状況においてもしっかりと施設の最低限の維持管理を行われたい。

③事業の執行について、主要施策の成果説明書に、昨年度と同様の記載内容が見受けられる。厳しい財政状況の下、PDCAサイクルによる分析・検証を行い、事務事業の廃止や改善を実施されたい。

特に、地域公共交通対策事業（自主運行バス）、稲取漁港修景整備事業、ファミリーサポート事業及び交流・定住促進事業は事業検証と事業の見直しを、観光宣伝事業などアウトソーシングが可能な事業は、外部委託を検討されたい。

④健康増進事業と介護予防事業は、町民の健康寿命の改善と国が進めるフレイル予防の観点からも、今まで以上に緊密な連携が求められている。

財源など厳しい状況ではあるが、地域包括支援センター係、健康増進係をはじめとする関連部署の体制・組織強化を図られたい。

⑤熱川郵便局への窓口業務の委託は、支所・コンビニエンスストアもある中で、利用も極めて低く二重投資となるので見直しを行うこと。

4、主な質疑の内容。

(1) 一般会計。

総務課。

人件費は前年度決算に対し5,220万3,000円の増、一方で職員給は2,018万9,000円の減となっているがその要因は。

臨時職員の賃金が物件費となっていたが、令和2年度から会計年度任用職員の報酬が人件費となり大きな増額となった。職員給の減額は、令和元年度と比較して、参議院選挙の職員経費、年度内休職者、災害による時間外手当などにより大きな減額となった。

ふるさと納税の充当先への決まりなどはあるか。

使い方については、寄附者が寄附をするときに用途を選択してもらっており、一番多いのは町長にお任せで44.5%、次が教育で31.4%となっている。

ふるさと納税を教育費の会計年度任用職員などの人件費に充当しているが、キンメダイを給食で提供するなど子供のための教育への活用は。

教育的な使い方についても教育委員会と検討していきたい。

企画調整課。

温泉管理について、白田の温泉の供給件数は。維持管理費は賄えているか。

良寛の湯は売却の話があったと思うが今後の利活用は。

白田の温泉供給件数は12件で、使用料で年間の維持費は賄えているが、数年に一度行う揚湯管の交換費用までは賄えない。良寛の湯の売却については、購入した代金との兼ね合いがあるので、売却は難しい。

自主運行バスについて、年2回実施している乗降客調査での乗降客の推移は。

一番多い乗降客は、平成22年度の6万2,780人であったが、令和2年度は3万7,778人に減少している。町の負担も、令和2年度は1,181万9,000円となっており、維持についても検討していかなければならない状況となっている。10月には土日の乗降客調査も考えている。

交流・定住促進事業による移住者の実績は。

平成27年度からの統計では、平成27年度2名、平成28年度11名、平成29年度5名、平成30年度3名、令和元年度5名、令和2年度11名となっている。

地域魅力発信事業について、効果検証と今後の展開は。目標値を定め実績を説明できるように。

委託料については、事業の内容を精査した上で減額している。また、一般財源だけでは厳

しいので、補助金や助成金を活用し、令和3年度の一般財源は75万円程度となっている。人づくりの事業なので、定量的な目標設定は難しいが、できる限り定量的な数値設定をしていきたい。

空き家の問題について、システムや補助制度が充実してきた。今後の物件の確保が大事。会計年度任用職員の活用は。

10月から大川地区の空き家をお試し住宅用として借りた。空き家対策だけではなく、移住にもつながるので、今後力を入れていきたい。

税務課。

固定資産税の収入未済額が約1億4,800万円あるが内容は。

コロナ禍において徴収猶予の申請が77件1億6,517万800円あり、未納額が去年より増額になっている。

不納欠損についての内容は。

賀茂地方税債権整理回収協議会と年4回ヒアリングを行い、10月には全件のヒアリングを行い滞納整理について協議し、欠損処理を行っている。

住民福祉課。

ファミリーサポートセンター事業について、昨年の利用者はなかったが、令和2年度の利用者は。

利用者はなし。

同事業の依頼会員が増え、利用者がいないということに対して、利用拡大を図る考えは。

相談まで進めたが、直前にキャンセルとなり利用されなかった。

熱川郵便局の包括委託の利用状況は。

熱川郵便局への包括委託については、令和2年10月から始まったばかりであるため、実績は低いですが、引き続き啓発に努めていく。

緊急通報システムの設置状況は。高齢者夫婦も利用できないか。

設置台数は46台で、高齢者夫婦の利用については確認し、可能であれば進めていきたい。

健康づくり課。

健康増進事業と介護予防事業との区分は。

40歳以上は生きがいづくり事業で福祉対応、65歳以上は地域支援事業で対応。最近、フレイル予防で栄養指導も行っている。

栄養指導の対象者は。

教室参加者以外には、地域包括支援センターの相談者でフレイルでの低栄養の症状が見られる。令和2年度初めて該当者へ訪問指導し報告書を作成した。

評価の中で、数値が下がっている人が多くなっている要因は。また、北川地区の教室の対象者は。

コロナ禍で教室ができなかった期間が多かったことが要因である。

北川地区の教室は、地区からの要望により実施しているため当該地区の住民としている。今後、コロナが落ち着いたら各地区での教室を検討したい。

建設整備課。

市民農園の待機者は。

滞在型の待機者は2名。

空き家バンクと市民農園の連携を行っているか。

現時点では行っていない。

東防波堤修景管理の委託内容は。

防波堤の付け根に稲取高校の生徒が描いた絵を監修、引き延ばしをする業務。

観光産業課。

鳥獣等対策事業で、猟友会会員が高齢化しているが対策は。

アニマルキーパーズカレッジで狩猟資格取得の生徒を募集すると聞いているので期待している。

新規事業参入者支援補助金で3年以上事業継続との条件があるが審査は。

商工会と事業を進めており、事業計画については商工会が確認している。

臨時交付金事業のため、最低3年間は事業を継続していただきたい。

コロナの影響で思うように事業が進められてないが、来年以降のロケ誘致、観光宣伝関係の改善等の検討は。

ロケの受入れは、今後も継続していく。大学連携、ワーケーション補助等の事務が増加しており人員にも限りがあるが効果的に行って行く。観光宣伝については、協会の一本化により効率的に行えるよう検討したい。

防災課。

備蓄食料状況は。

全体目標は10万5,000食、1年当たり更新数は2万1,000食であるが、現状での更新数量は、財政状況により7,500食である。

教育委員会。

学校支援本部事業の実際に活動している人数は十分か。

十分ではないが、高齢者が多く、若者を増やしたい。今後コミュニティスクールの導入もあり、若い人の取り込みが必要となる。この辺は課題と考えている。

給食センター職員の人数は。修繕も先に延ばしていると聞いているが。

正規職員2名、運転手1名、調理員7名で運営している。修繕については、屋外関係等、一部先延ばしにしているものもある。

幼稚園給食も控えており、内部の修繕は速やかに行って欲しい。

各機材は高額なため、計画をもって改修を進めていきたい。幼稚園の給食も食洗機のサイズに対応していないため、現在調査中である。

(2) 国民健康保険特別会計。

戸別徴収を行ったか。滞納繰越の収納率向上の要因は。

滞納整理機構ができて、原課による戸別徴収はなくなったため、資産調査に取り組んでいる。滞納整理機構へ移管した分の中で、338万円程徴収でき収納率も上がったものと理解している。

不納欠損に至った状況は。

執行停止はかけてはあったが、先に時効が来てしまったため。それらがほとんどの事由となっている。

特定保健指導の内容は。

動機づけ支援と積極的支援の内容は、特定健診受信後、メタボの判定基準に合わせ、動機づけ支援か積極的支援かに分類される。動機づけ支援の方は、最初と最後の確認のみで、その間は自分で努力するよう支援し、積極的支援の方は、そのままにしておく大きな病気につながるおそれがあるので、最初と中間で評価し、そこで目標を立て直し、最終でチェックする、少し手厚い指導をする。

(3) 後期高齢者医療特別会計。

特になし。

(4) 介護保険特別会計。

介護予防事業については、一般会計と特別会計をまたいでいろいろな事業を実施している。人員不足等の問題はないか。

地域包括支援センターにおいては、総合相談も増えている。また、成年後見人についての

相談など近年深刻な相談内容が増えている。地域包括支援センターで行う介護予防事業においては、事業は委託し、介護予防ボランティアに支援をお願いしている。昨年度は、教室が実施できなかったために、訪問や電話での様子確認が必要であり大変だった。現状、人手不足ではあるが、住民主体の活動を進めていきたい。

事業の案内についても包括支援センター係と健康増進係で一緒に行っており、個人の運動能力に合わせた教室間でのやり取りも連携をして行っている。

(5) 稲取財産区特別会計。

天草の水揚げ量が増えている理由は。

天草漁をしている人が増えたことが要因。

(6) 風力発電事業特別会計。

特になし。

(7) 水道事業会計。

有収率の改善について、全体で1.5%改善したとなっているが内容は。

大川、北川地区で漏水調査と修繕を行ったが、年度途中の実施なので年間実績は取れてないが、1年たてば効果が見えてくると考える。

動力費の実績額5,677万8,000円、前年対比952万1,000円(14.4%)減になっているが、動力費を見直さなければ当年度純利益は赤字になっていたのか。

動力費に助けられたと考えている。その他の要因として、令和元年度の台風被害の復旧関連経費で年間1,500万円程度の支出もあった。

令和2年度には給水原価が供給単価を上回る結果となっているが、施設の老朽化も進み、更新・改修が必要と考える。今後の見通しは。

コロナの影響で収入は減っている。料金収入が年々右肩下がりであるため、水道料金の改定は必要と考える。監査委員の決算審査意見書でも触れられている。

(8) 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計。

特になし。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長(稲葉義仁君) これより、議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号 令和2年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第45号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第46号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第47号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第48号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第49号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号 令和2年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり

認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第50号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号 令和2年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号 令和2年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（稲葉義仁君） 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（稲葉義仁君） これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年東伊豆町議会第3回定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

閉会 午前10時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____